厚生労働省 令和４年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける多機関連携による効果的かつ効率的な被疑者等支援業務等の推進に関する調査研究事業」

「圏域別ブロック研修　資料」

令和４年度

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会

厚生労働省 令和４年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける多機関連携による効果的かつ効率的な被疑者等支援業務等の推進に関する調査研究事業」

「圏域別ブロック研修　資料」

○地域別ブロック研修　実施一覧
○北海道・東北ブロック研修　資料
○関東・甲信越ブロック研修　資料
○東海・北陸ブロック研修　資料
○近畿ブロック研修　資料
○中国・四国ブロック研修　資料
○九州ブロック研修　資料

圏域別ブロック研修　実施一覧

圏域別ブロック	実施日	会場	参加者
北海道・東北	令和 5 年 3 月 1 日	オンライン開催（Zoom）	91 名
関東・甲信越	令和 5 年 2 月 9 日（一般向け）	オンライン開催（Zoom）	173 名
	令和 5 年 2 月 10 日（専門研修）		95 名
東海・北陸	令和 5 年 2 月 15 日	オンライン開催（Zoom）	123 名
近畿	令和 5 年 2 月 24 日	オンライン開催（Zoom）	63 名
中国・四国	全編オンデマンド配信	左に同じ	70～80 名程度
九州	令和 5 年 2 月 17 日	オンライン開催（Zoom）	98 名

令和4年度全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

《プログラム》

午前の部（秋田県内　福祉・保健・医療関係者、更生保護・司法関係者、行政職員関係者等対象）

9:45～	入室開始
10:00～10:05	オリエンテーション
10:05～11:30	【開会あいさつ】 秋田県地域生活定着支援センター　センター長　豊澤　公栄 【秋田県地域生活定着支援センター活動紹介】 秋田県地域生活定着支援センター　次長　工藤　英俊

午後の部（北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター職員、福祉・保健・医療関係者、更生保護・司法関係者、行政職員関係者等対象）

12:45～	入室開始
13:00～13:05	開会・オリエンテーション
13:05～13:15	【あいさつ】 全国地域生活定着支援センター協議会　会長　高原　信幸
13:15～13:45	【行政報告】 「地域生活定着促進事業の取組について」 ～被疑者等支援業務を中心に～ 厚生労働省　社会・援護局　総務課 矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸　剛史　氏
13:45～15:15	【基調講演】 「罪に問われた高齢者・障がい者への支援と被疑者等支援業務における福祉と司法の連携」 法テラス秋田法律事務所 代表常勤弁護士　朝岡　周太郎　氏
15:15～15:25	休　　憩
15:25～16:05	【活動紹介】 定着支援センターの支援活動状況の紹介 ～秋田県地域生活定着支援センターより
16:05～16:45	【事例検討】 被疑者等支援業務に関する事例について ～岩手県地域生活定着支援センターより
16:45～16:50	閉会、終了、アンケート記入

※オンライン（Zoom）開催ということで、不慣れな部分も多いかと思いますが、何卒ご容赦いただけましたら幸いです。

秋田県地域生活定着支援センターの活動紹介

地域生活定着支援センターって何？

社会福祉法人 晃和会
秋田県地域生活定着支援センター
相談員（社会福祉士）工藤 英俊

秋田県地域生活定着支援センター

●事 業 開 始　平成２２年４月
●所　在　地　秋田市東通仲町
●常勤相談員数　４名
※令和４年１月から「被疑者等支援業務」を開始。

●運営主体　社会福祉法人　晃和会
●法人本部　秋田市太平八田
●晃和会のサービス事業
　特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護
　居宅介護支援事業所
　障害福祉サービス（自立訓練・生活介護）
　地域包括支援センター

本日の内容

1. 定着支援センターって何？
2. どうして定着支援センターができたの？
3. どんな人を支援しているの？
4. 定着支援センターはどんなことをしているの？
5. 業務の流れは？
6. 秋田県の定着支援センターのこれまでの実績。
7. 具体的な事例を紹介します。
8. まとめ

１．地域生活定着支援センターとは

定着支援センターは・・・

- 自立した生活が難しい、罪に問われた高齢者や障がい者に対して、刑務所を出所後すぐに福祉サービスが受けられ、地域で安心して過ごすことができるよう、本人の希望を聞いて支援します。
- 支援が必要な人を刑務所が選び、保護観察所を通して、定着支援センターに協力依頼がきます。
- 刑務所での面接と共に、関係機関とも連携して、福祉制度を活用し、帰住先を調整します。
- 出所して住む場所が決まっても、電話や訪問を行い、安定した地域生活が送れるように支援します。

２．地域生活定着支援センター設立の経緯

設立の経緯

★平成１５年頃から刑務所の中に多くの障害者がいることの噂が広がりました。刑務所で障害者の処遇を手伝った元受刑者の手記で明らかになり始めた。

司法と福祉の連携不足が明らかになる。
「象徴的な下関放火事件」

司法と福祉をつなぐ体制の整備
「地域生活定着支援センター」の設置

★６５歳以上の満期釈放者の５年以内刑務所再入所率は70%
６５歳以上の再犯者のうち約４分の３が２年以内に再犯に及んでいる。（平成１９年版犯罪白書）
★ 親族等の受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 は約１，０００人。（平成１８年法務省特別調査）
★ 知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は３６．８%
（平成１８年法務省特別調査）

- 平成21年度から事業を開始。「地域生活定着促進事業」
- 平成23年度末に全国47都道府県（北海道のみ2か所）で設置完了。
- 平成24年度から全国での広域調整が可能となる。

地域生活定着促進事業の概要

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。そのため、平成２１年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。

厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp

地域生活定着支援センターの設置数

全国47都道府県（48ヶ所）

地域生活定着促進事業

○　平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
○　平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
○　地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
○　令和3年度、**刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う被疑者等支援業務を開始。

法務省ＨＰ　https://www.moj.go.jp/

３．支援対象者について

支 援 対 象 者 （１）

特別調整対象者

（特別調整＝特別な生活環境の調整）

1 **高齢**（概ね６５歳以上）であり、または**身体障害、知的障害、もしくは精神障害があると認められる**こと。

2 **釈放後の住居がない**こと。

3 高齢または身体障害、知的障害もしくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営むうえで、公共の衛生福祉に関する機関による**福祉サービス等を受けることが必要であると認められる**こと。

4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。

5 **特別調整の対象者となることを希望している**こと。

6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて**同意**していること。

（平成２１年４月　法務省保観第２４４号　法務省矯正局長・保護局長通達）

支 援 対 象 者 （2）

一般調整対象者

矯正施設出所後の**帰住予定地はある**が、高齢もしくは、障害があると認められ、家族関係や生活環境に課題があり、福祉的支援が必要と判断された方。

重点実施対象者（被疑者等支援対象者）

保護観察所からの協力依頼の発出時点で身柄を拘束された被疑者又は被告人であり、高齢もしくは、障害があると認められ、**更生緊急保護**の申し出をした方。

相談支援対象者

矯正施設を**すでに退所した方**で高齢又は障がい者について、本人又はその家族、保護観察所、更生保護施設、福祉事務所などの関係機関からの相談により福祉的支援が必要と判断された方また、地域生活定着支援センターが支援を必要と判断した方。

- **いずれも本人が支援を受けることを希望**している

４．地域生活定着支援センターの主な業務について

業 務 内 容（1）

コーディネート業務

●保護観察所、または他県地域生活定着支援センターからの依頼に基づき、矯正施設入所中から、直接面接により福祉サービス等に係るニーズの確認を行い、退所後の**受け入れ施設等の調整や福祉サービス利用等に必要な手続きの支援等**を行います。

フォローアップ業務

●矯正施設から退所した後の受け入れ施設等への同行、手続きの援助等、必要な期間、受け入れた**施設や本人、関係機関からの相談に応じ、助言等**を行います。

被疑者等支援業務

●令和3年4月から、保護観察所からの依頼に基づき、**刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象**として、**自立した生活を営むことが困難な者**に対し勾留中から関わり、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認を行うこと、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び**釈放後、必要な援助等を継続的**に行います。

業 務 内 容（2）

相 談 支 援 業 務

●懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から**すでに退所した**対象者（高齢又は障がい者）の福祉サービス等の利用に関して、**本人やその関係者からの相談**に応じ、**助言その他必要な支援**を行います。

啓 発・連 携 業 務

●関係機関等との**連携**及び地域における**支援ネットワークの構築**等、また、ソーシャルインクルージョンの実現に向け、積極的に周知・啓発活動を行います。

５．地域生活定着支援センターの業務の流れ

コーディネート業務の流れ

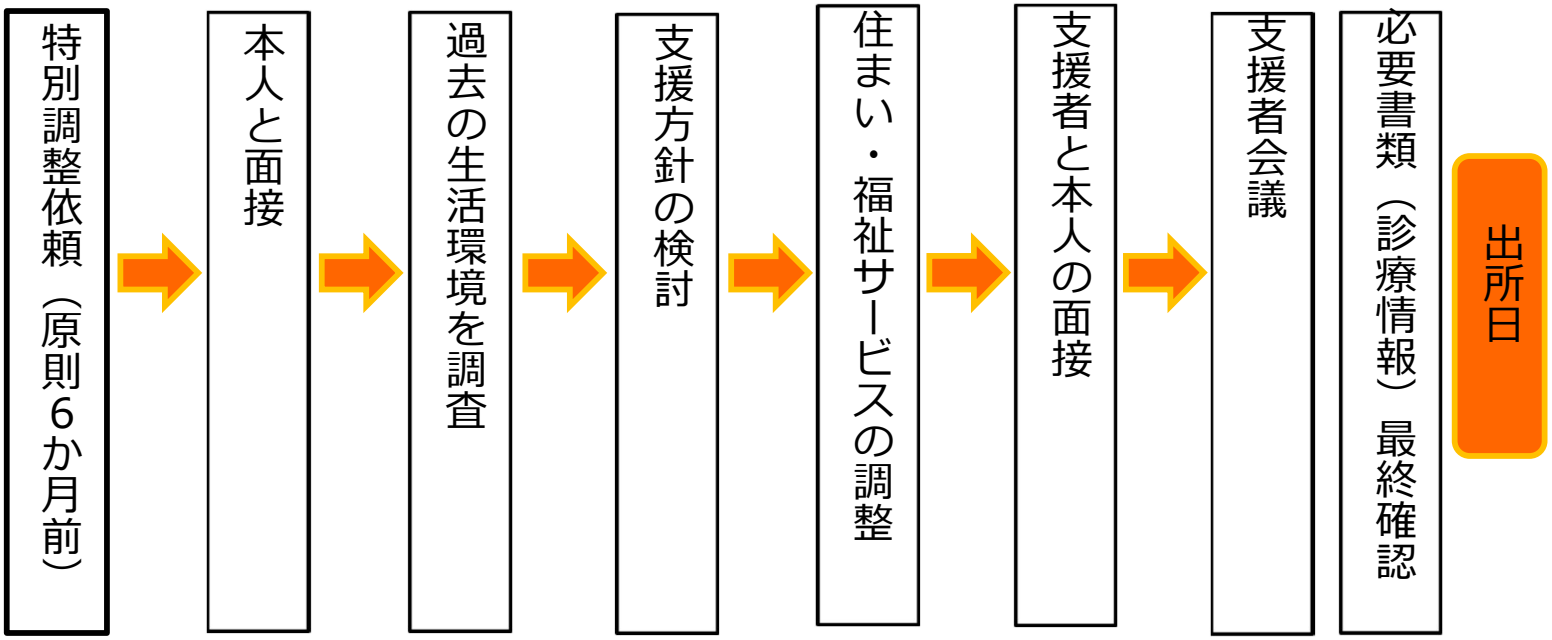

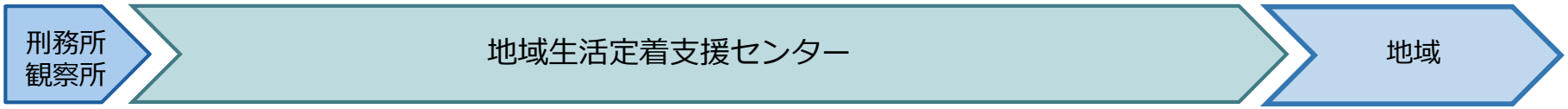

フォローアップ業務の流れ

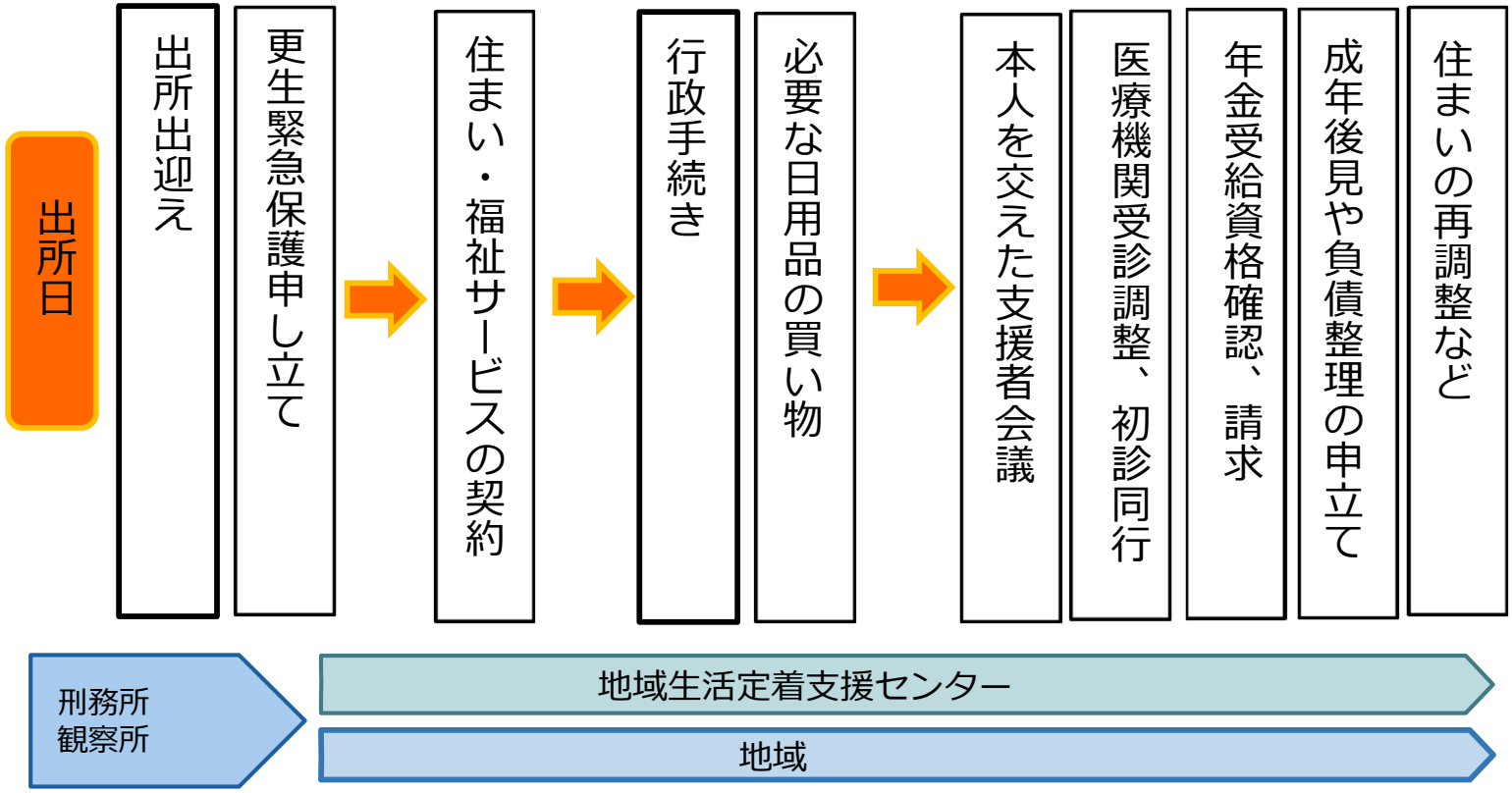

被疑者等支援業務の流れ

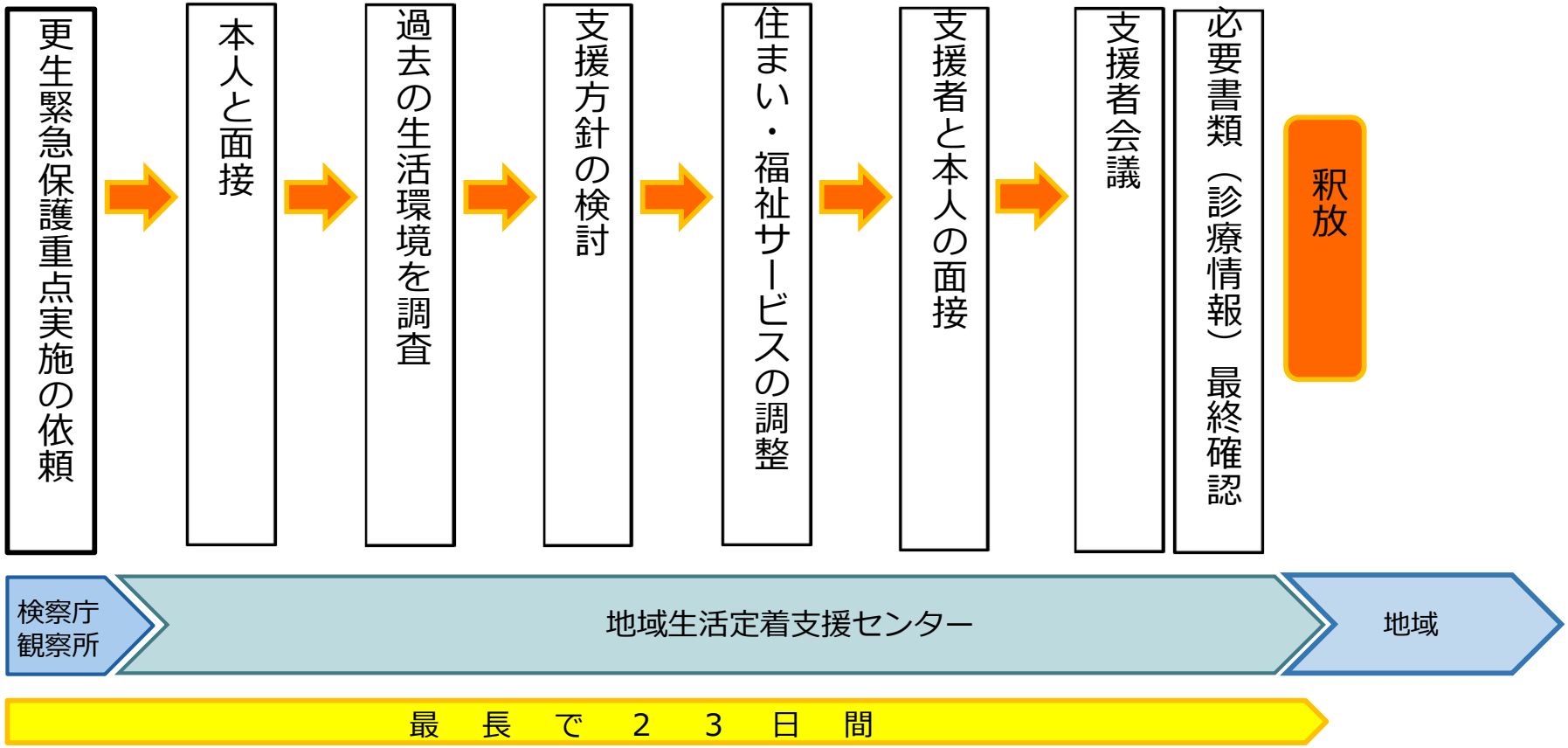

相談支援業務の流れ

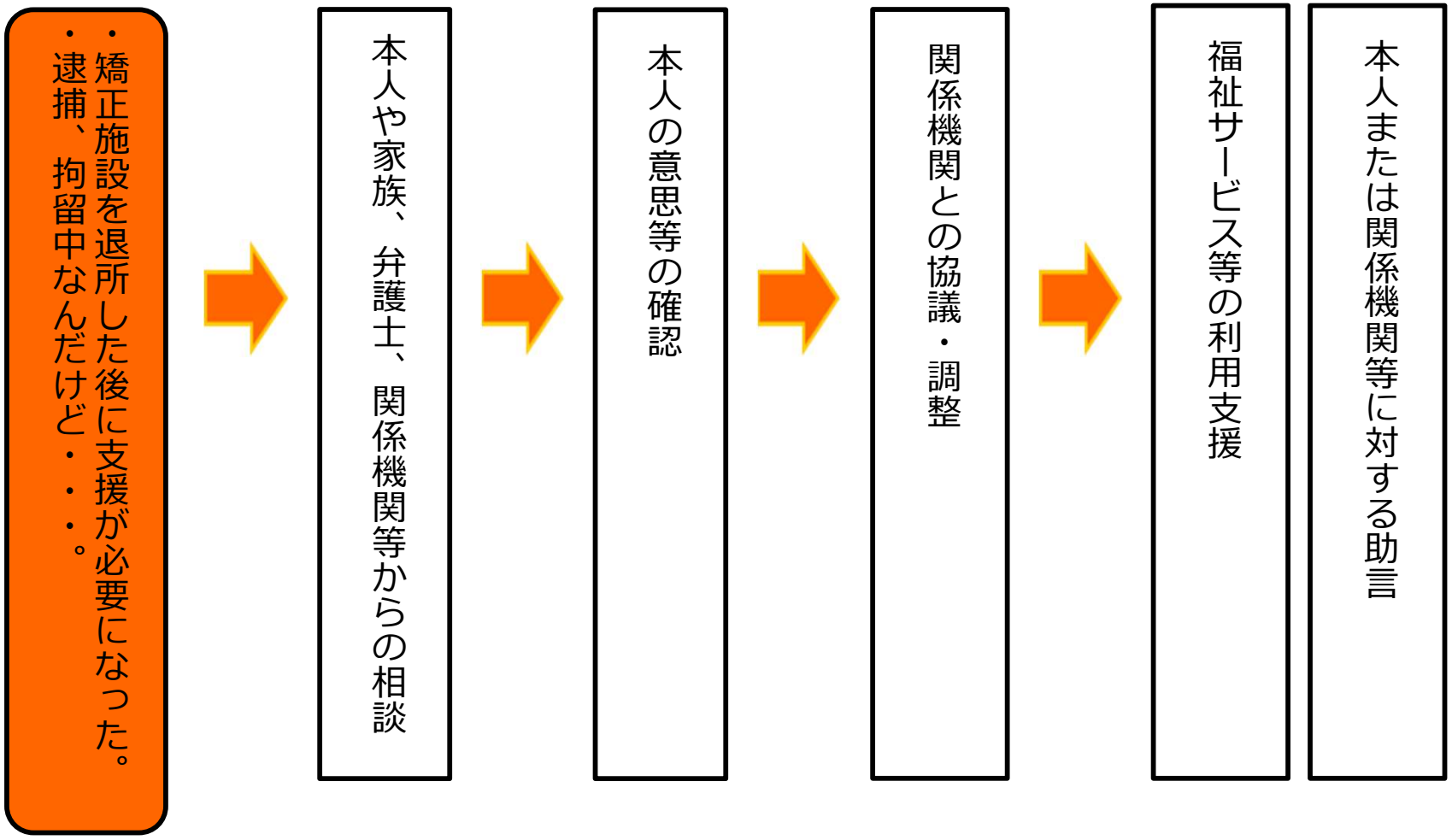
・矯正施設を退所した後に支援が必要になった。
・逮捕、拘留中なんだけど・・・。
本人や家族、弁護士、関係機関等からの相談
本人の意思等の確認
関係機関との協議・調整
福祉サービス等の利用支援
本人または関係機関等に対する助言

支援終結のタイミング

- 本人との合意を得る。
- 支援関係者がいる場合は関係者と協議の上合意を得る。
- 本人が支援を拒否した場合。
- 本人の支援ができなくなった場合。
- 一旦支援を終結した場合でも、再度支援が必要になった場合は「相談支援ケース」として支援を再開する。

６．秋田県地域生活定着支援センターの実績

地域生活定着促進事業の実施件数は？

（１）特別調整協力等依頼

⇒　**１４０　件**

（２）一般調整協力等依頼

⇒　**２　件**

（３）被疑者等支援業務

⇒　**１　件**

（４）相談支援業務

⇒　**９８　件**

平成２２年４月１日～令和５年１月３１日現在

どこから依頼・相談がありますか？

①特別調整・一般調整協力依頼元

・秋田保護観察所　⇒　９５　件

・他県定着支援センター⇒　４７　件

②相談支援の主な相談元

・司法関係　・更生保護関係　・相談系事業所

・医療機関　・本人、親族　・福祉事務所

・警察　・他県定着

対象者の年齢は？

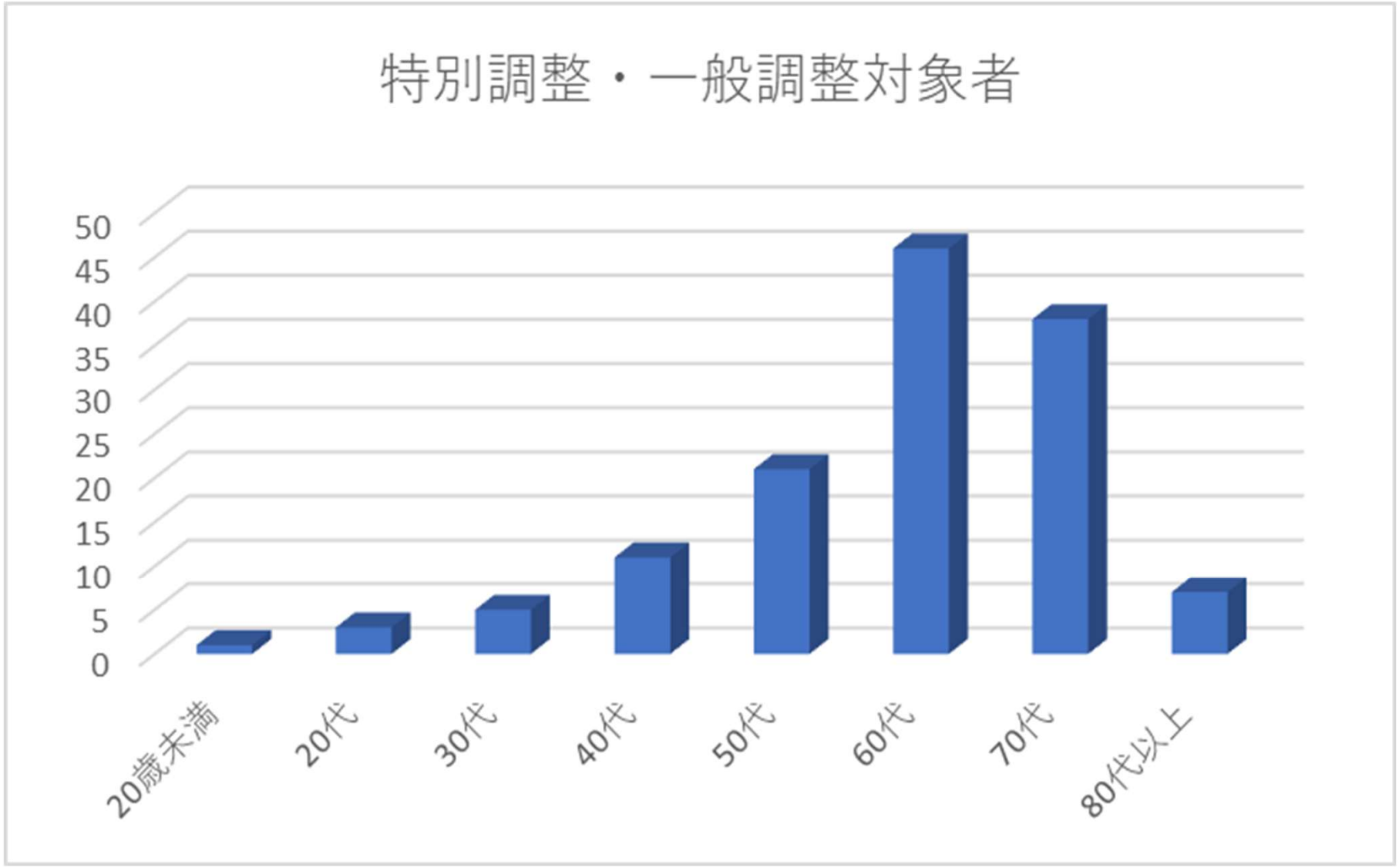
特別調整・一般調整対象者
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
20歳未満
20代
30代
40代
50代
60代
70代
80代以上

障害の種類は？（特別調整・一般調整）

・**知的障害者**（疑いを含む）	３６名
うち、療育手帳所持者	２６名
・**精神障害者**（疑いを含む）	１８名
うち、精神保健福祉手帳所持者	５名
・**身体障害者**	１１名
うち、身体障害者手帳所持者	１０名

どんな罪を犯しているのか？

第１位　窃盗（主に万引）

第２位　常習累犯窃盗

第３位　詐欺（主に無銭飲食）

犯罪を繰り返しているのか？なぜ繰り返すのか？

特別調整・一般調整対象者１４０名の内、矯正施設服役が１回の方は**２７名**です。

残念ながら１１３名の方は犯罪を繰り返している・・・。

＜なぜ繰り返すのか…＞

住む場所がない、食べる物がない、仕事がない、頼れる友人や親族がいない、相談する人がいない、各種手続きの方法が分からない等々。

もし、この事業の対象者じゃなかったら、すぐに再犯して刑務所に戻っていたな…。（現在、施設に入所し落ち着いた生活を送っている　Ｔさんの話）

どのような社会資源につなぎましたか？

・更生保護施設　・救護施設
・知的障害者授産施設
・養護老人ホーム・有料老人ホーム
・病院
・アルコール依存症者社会復帰施設
・薬物依存者リハビリテーションセンター
・小規模多機能型居宅介護支援事業所（通い）
・ショートステイ・ホームヘルパー
・デイサービスセンター

※アパートや自宅に戻られた方もいます。

◆各種福祉制度・サービス等の活用

- 生活保護
- 障害基礎年金
- 国民年金受給手続き
- 生活福祉資金貸付制度
- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳）
- 障害程度区分認定
- 成年後見人制度
- 介護保険認定
- 日本司法支援センター（法テラス）
- 日常生活自立支援事業
- 協力雇用主　　他

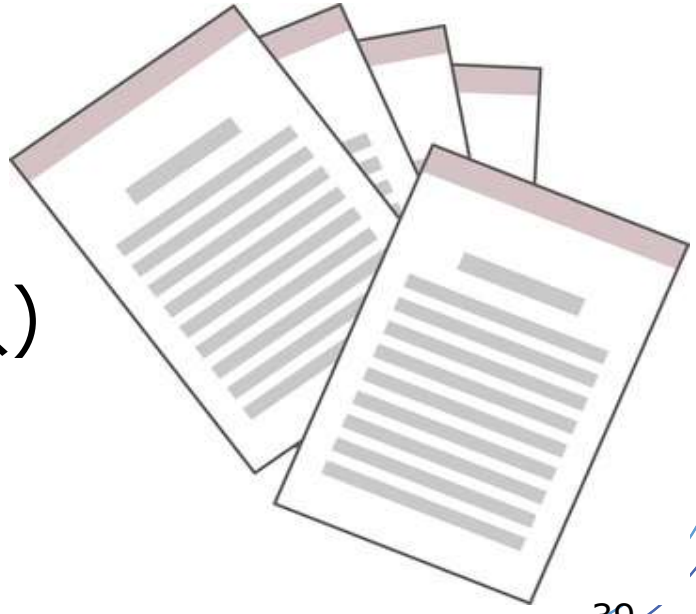

8. まとめ

再犯防止、そして社会復帰へ

☆再犯を防ぐために支援しているのではありません。

☆司法と福祉が連携し、地域で立ち直りを図ることが、再犯を防ぎ社会の安全につながります。

☆そのためにも、地域住民の理解とともに関係者、関係機関との連携強化が不可欠です。

触法者を支援するにあたって

- 地域生活定着支援センターができた経緯や何をしているのか、具体的な支援内容や事例を説明しましたが、そのことだけでなく、罪を犯した人の背景も考え、どのように支援したらよいのかを、考えていく機会にしていただければ大変ありがたく思います。

☆ご清聴ありがとうございました。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会

北海道・東北ブロック専門研修会

地域生活定着促進事業の取組について
― 被疑者等支援業務を中心に ―

－「地域共生社会」の実現に向けて－

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸 剛史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目　　次

１．地域生活定着促進事業の概要

２．地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．地域生活定着促進事業の概要

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターとは？

－業務内容（令和２年度まで）－

矯正施設（刑務所、少年院等）からの**“出口支援”**

矯正施設を出所する**帰る場所がない障害者や高齢の受刑者**などが、出所後も生活に困らずに、また、安心して生活できるように、**受刑中から福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。**

地域生活定着促進事業の概要①　（地域生活定着支援センター）

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

事業内容

■実施主体：都道府県　（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

■事業内容：

1．**コーディネート業務：**（特別調整・一般調整）
→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2．**フォローアップ業務**
→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3．**被疑者等支援業務：**（令和３年度から開始）
→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4．**相談支援業務**
→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5．**関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**
→ センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着促進事業の概要②　－地域生活定着支援センターの業務内容（令和２年度まで）－

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和３年３月２６日）より抜粋

令和２年度までの業務内容

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

Point

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの支援状況 ／ ①令和３年度中に支援した者

1．コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、かっこ内は令和2年度の実績）

コーディネートを実施した者		1，539（1，486）
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846（771）
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567（595）
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126（120）

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177（142）
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425（382）
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343（332）
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158（151）

2．フォローアップ業務
（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2，597（2，327）
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	720（601）
	支援継続中の者	1，877（1，726）

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942（668）
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392（260）
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138（99）

3．相談支援業務
（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1，623（1，415）
【内訳】	支援が終了した者	733（648）
	支援継続中の者	890（767）

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168（131）
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111（80）
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55（26）

② 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

○　令和３年度

（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※括弧内は令和2年度の実績である。

③ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

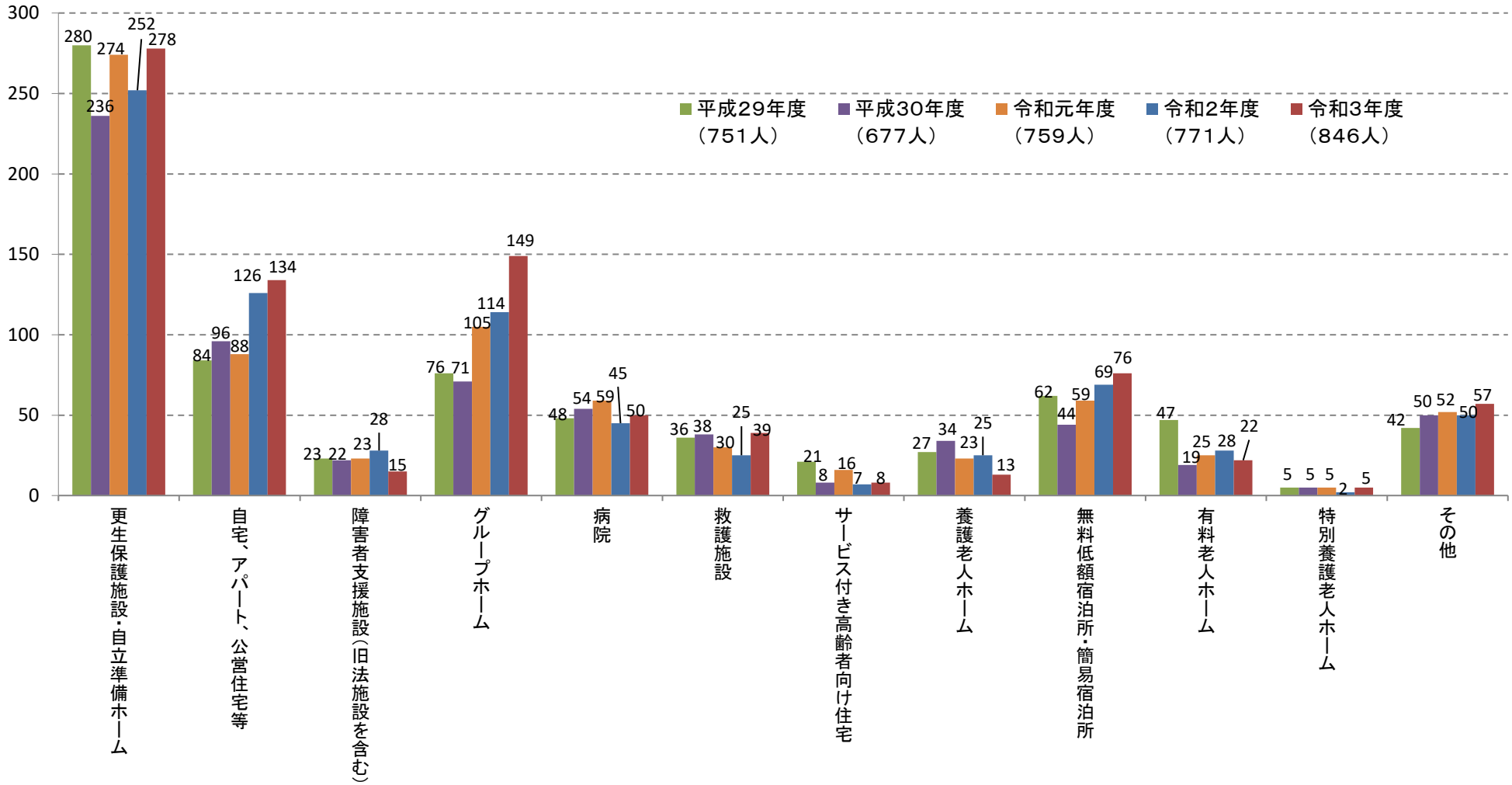

※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの主な課題 ①
－ 専門的ニーズへの対応 －

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳 （平成30年度～令和2年度）」

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

221人 /（合計667人）（平成３０年度） → ＋117人 → 338人 /（合計771人）（令和2年度）

今後は、保健・医療領域との連携が重要

（精神障害）338人

令和２年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

（単位：人）※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は令和元年度の実績である。

（精神障害）317人

令和元年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

（精神障害）221人

平成30年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

地域生活定着支援センターの主な課題 ②
－地域移行後の支援体制の強化 －

－参照：令和3年度 厚生労働省社会福祉推進事業 「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」－

定着支援センターの「フォローアップ」の課題　―地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要―

「自宅・アパート・公営住宅」（令和2年度）

１２６人（内訳：自宅・アパート：120人 ＋ 公営住宅：6人）

■ 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、**福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある**。

「居住系施設（全般）」（令和2年度）

２９８人（内訳：グループホーム、有料老人ホーム等）

■ 特に**居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（２年以上）する傾向**にある。

■ その背景として、**トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある**。

【参考２】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳（※令和２年度までの実績）

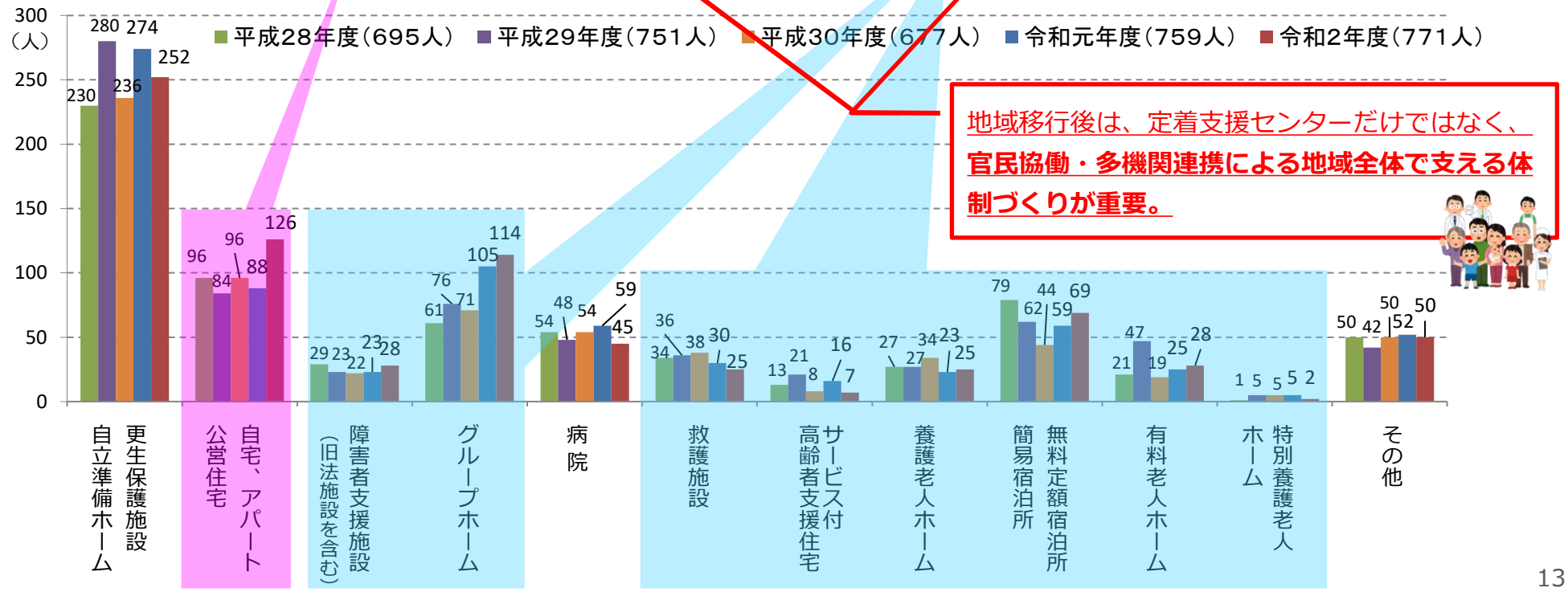

地域移行後は、定着支援センターだけではなく、**官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談支援業務　（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針　第４ 業務の実施細目　３ 相談支援業務）

(1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち**センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を 行うものとする。

(2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象

◆ **矯正施設等を退所した**本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

◆ **センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）

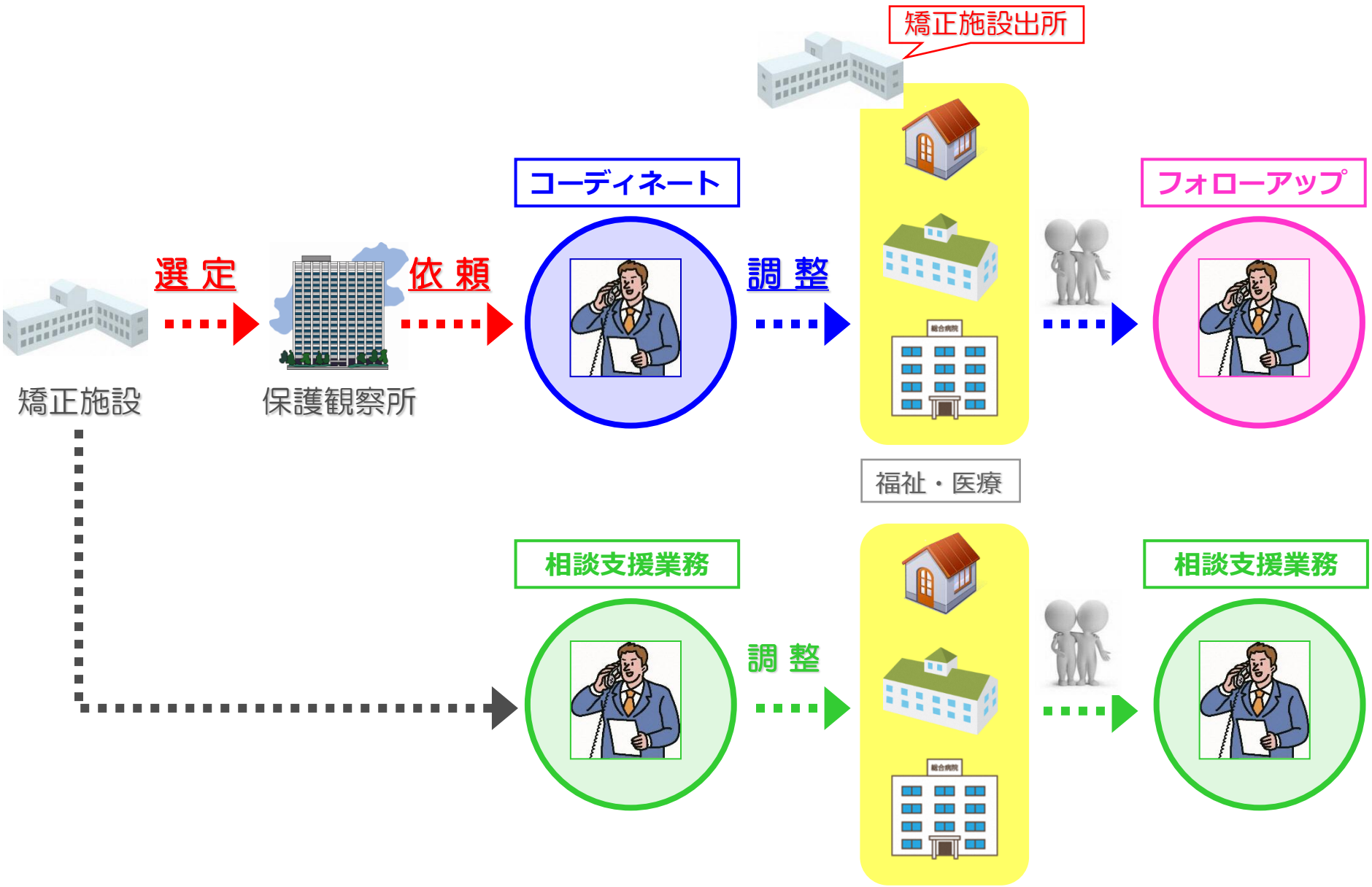

被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和２年度まで）

警　察

検　察

弁護士

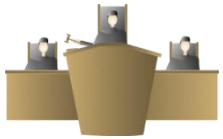
裁判所

矯正施設

微罪処分

不起訴
起訴猶予

執行猶予
保護観察付
罰　金 etc

実施している、
実施していない、
実施したいけどできない、
実施している内容の違い…など
地域差が大きかった。

福祉・医療

相談支援業務

調 整

相談支援業務

令和３年度～） 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな入口支援として「被疑者等支援業務」が開始

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

被疑者等支援業務

令和３年度～
定着支援センターによる
新たな入口支援

これまでの経緯１）　入口支援の背景等について

○再犯防止推進法（平成２８年１２月１４日法律第１０４号）
第７条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
２　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
第１７条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成２９年１２月１５日閣議決定）
第３章　１．（２）③イ
法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、２年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年１２月２３日犯罪対策閣僚会議決定）
第１
（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。
第2（３）ウ
（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。
第２（３）オ
満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針２０１９
第２章　５．（７）②
（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会
令和２年６月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」
４　高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化
高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

これまでの経緯２）　「地域共生社会」の実現に向けた取組の経緯

平成27年9月　**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月　地域力強化検討会　中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月　**社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を提出

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

12月　「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月　**改正社会福祉法の施行**

令和元年5月　**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**

7月　**地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ**

12月　地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ

令和2年3月　**社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**

6月　**改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会） 最終とりまとめ（令和元年12 月26 日）（抄）

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方
２ 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤
４ 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト（https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html）

平成25年10月から保護観察所7庁において，対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち，釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。

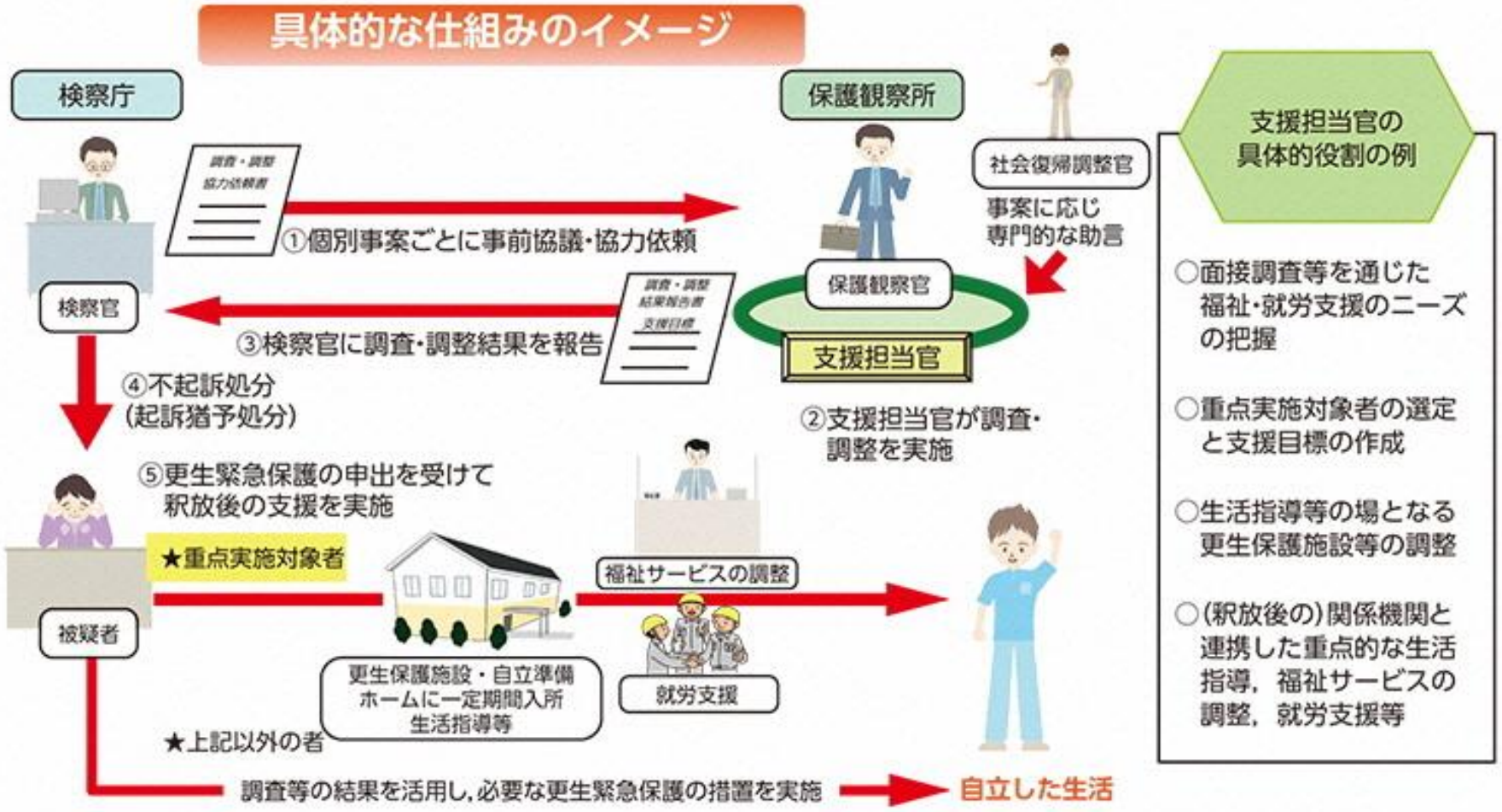

注　法務省保護局の資料による。

『被疑者等支援業務』の開始

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに**「弁護士との連携強化」を促進**

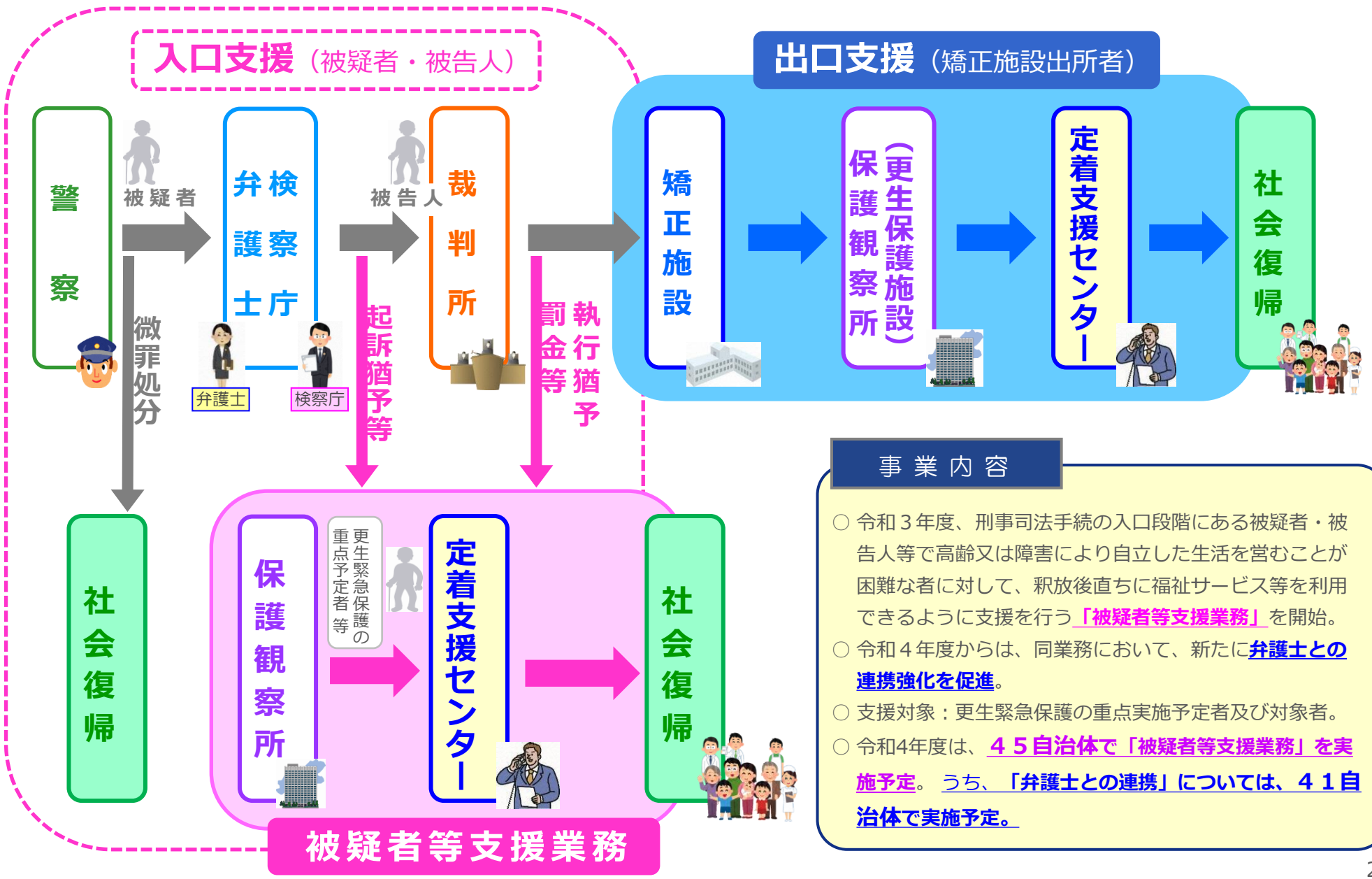

事業内容

○ 令和３年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う**「被疑者等支援業務」**を開始。

○ 令和４年度からは、同業務において、新たに**弁護士との連携強化を促進**。

○ 支援対象：更生緊急保護の重点実施予定者及び対象者。

○ 令和4年度は、**４５自治体で「被疑者等支援業務」を実施予定**。うち、**「弁護士との連携」については、４１自治体で実施予定。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

１．令和４年度の被疑者等支援業務について

（１）基本的な枠組みについて

令和４年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和３年度の同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和３年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和３年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

（２）弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和３年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、**弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。**

なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

２．被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和４年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進

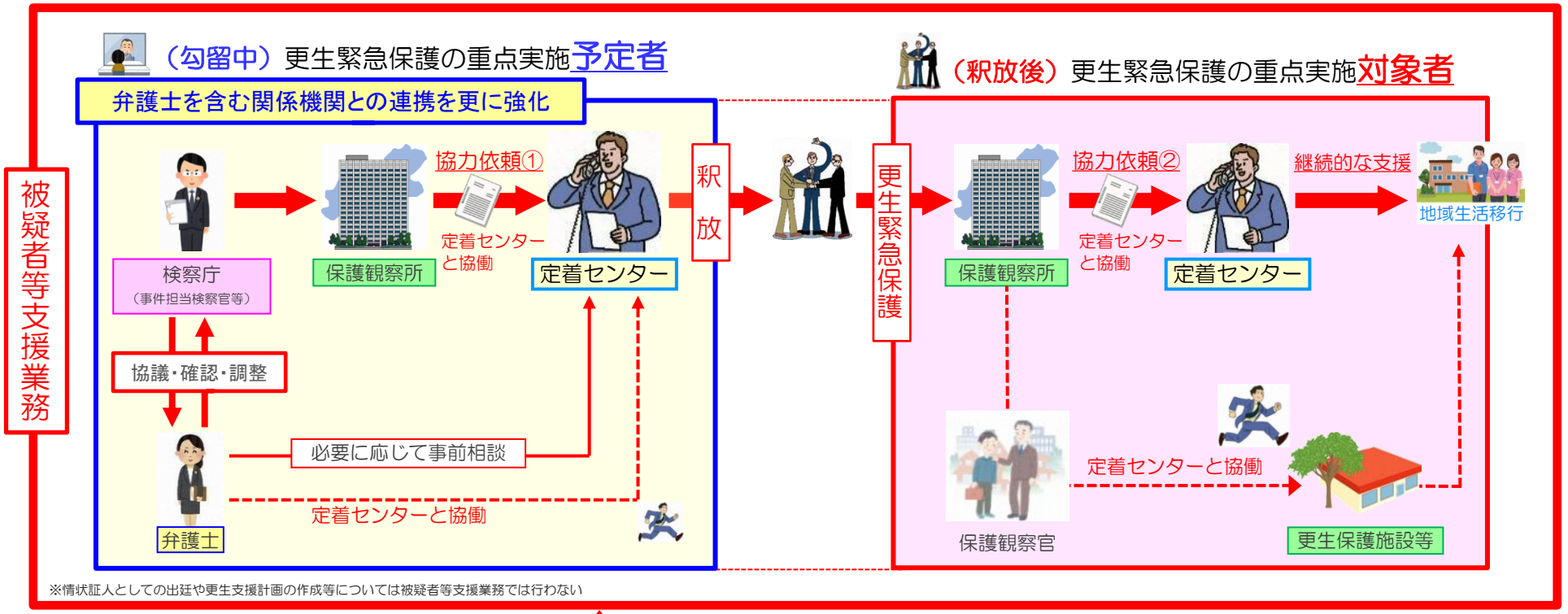

被疑者等支援業務（地域の実情に応じた方法を含む）に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討

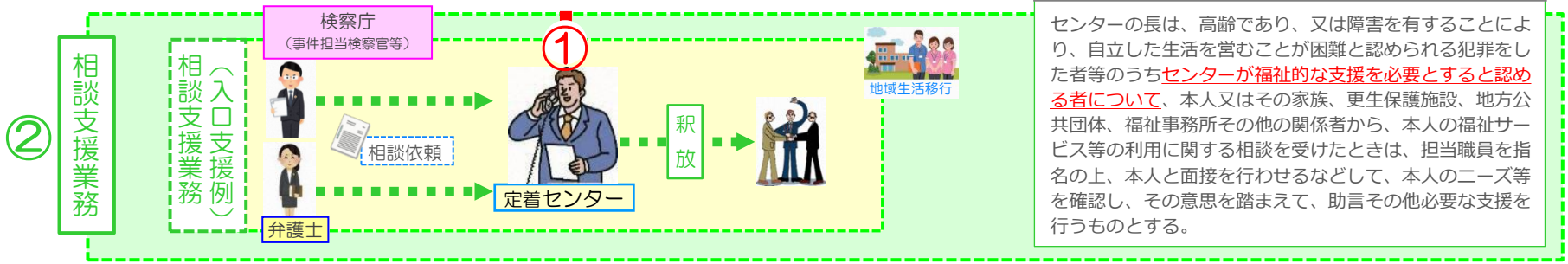

相談支援業務　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

「一堂に会する協議」　（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1．各機関の業務内容の確認等
2．弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3．ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4．効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5．円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施

都道府県

定着支援センター

検察庁

保護観察所

弁護士会

拘置所・矯正管区等　参画

更生保護施設等　参画

社会福祉士会　参画

相談支援事業所等　参画

参画（オブザーバー）

■**現地の要請に応じて、当課**（主として矯正施設退所者地域支援対策官）**も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R３年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県　　＜R４年度の実績＞：千葉県、長崎県

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「重点実施対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q 7－2 指針第４の２(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7 - 2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例．重点実施予定者として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。
しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。
保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者としての要件を満たしていると判断し、
保護観察所が「重点実施対象者に準じた者」として被疑者等支援業務の依頼を
定着支援センターに行い、支援を開始。

保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第４ 業務の実施細目　２ 被疑者等支援業務

（8） 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　７ 被疑者等支援業務

Ｑ７－８ 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

Ａ７-8「指針第４の２(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、**「地域の実情に応じた方法」**に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集　― 特に問合せが多い質問事項を中心に ―

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q７－６　弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

A７-６ 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和４年５月３１日付け法務省保観第８９号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、**事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定**しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第３の３(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

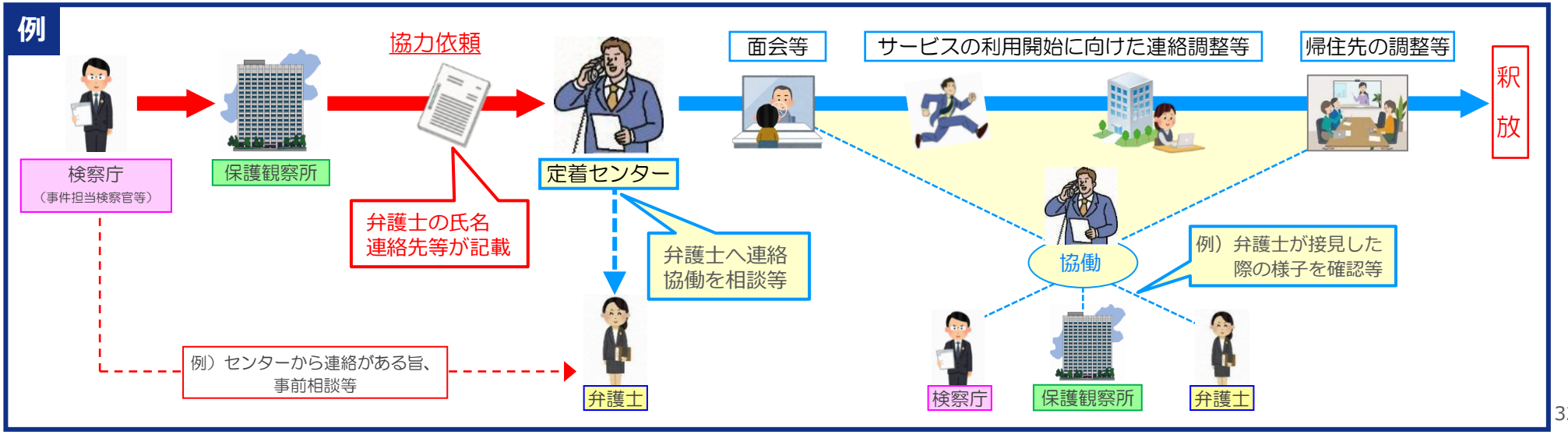

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集

― 特に問合せが多い質問事項を中心に ―

Q７－14 「被疑者等支援業務では、重点実施予定者又は重点実施対象者は更生保護施設等へ必ず帰住しなければならないか。」

A７-14「被疑者等支援業務では、釈放までの時間が限られていることから、釈放後の一時的な帰住先として、保護観察所が更生緊急保護により更生保護施設等への入所の事前調整を図っていくケースが多いと思われます。

しかしながら、重点実施予定者又は重点実施対象者等の中には、心身の状況等から更生保護施設等での生活環境が適さない対象者も想定され、そのような場合には、**保護観察所と協議の上、更生保護施設等以外の社会資源を調整することは差し支えありません。**

また、**釈放後に帰住できる住居がある者であっても、訪問、通所による支援の調整が必要である場合には重点実施予定者又は重点実施対象者となることから、保護観察所からこの対象者に係る協力依頼を受けることは想定されます。**

なお、令和3年3月31日付け法務省保観第40号法務省保護局長通達に定められた「更生緊急保護における継続的支援」が実施されるときには、更生保護施設等へ入所しない場合等であっても、保護観察所が更生緊急保護の各種措置を継続的に実施することがあります。

参照）「検察庁と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護に重点実施等について」の一部改正について（通知）

令和4年6月7日付け事務連絡 「法務省保護局観察課長通知「更生緊急保護の重点実施について」の一部改正について」

■第２ 重点実施の対象

１　重点実施は、 起訴猶予処分、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け（保護観察に付されるものを除く）、又は罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、保護観察所において、更生緊急保護の措置として、**一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当である者**に対して行うものとする。

Q７－23「被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。」

A７-23「弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。**これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。**

また、**開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください**。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第３　センターの事業　　３　事業の一般原則

（６）そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、**既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。**

官民協働・多機関連携イメージ

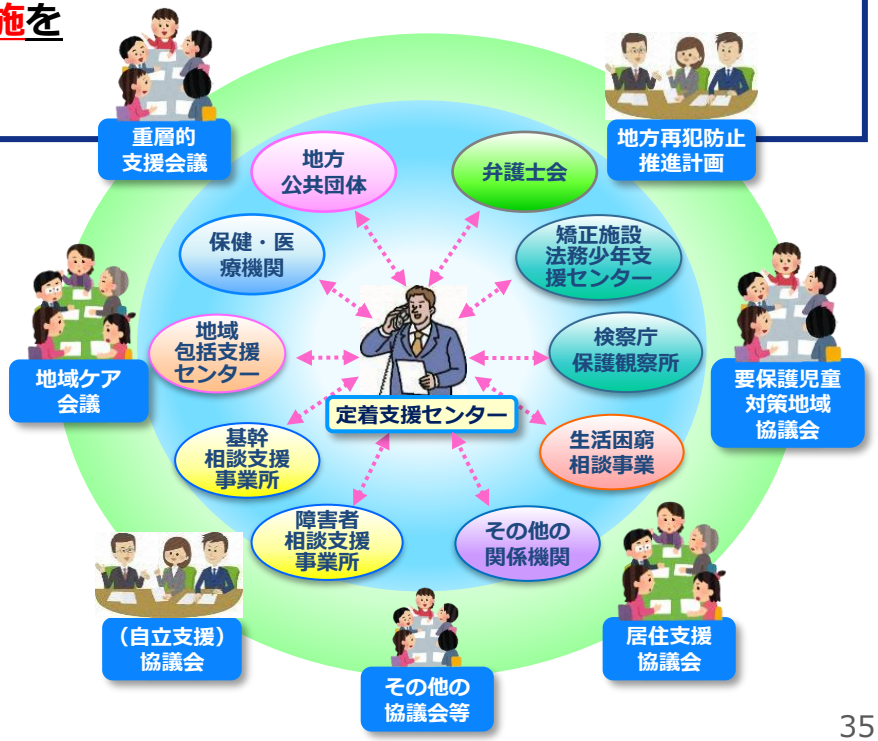

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

被疑者等支援業務の実施状況

令和３年度　実施状況（件数）	
実施自治体	３６自治体 （37センター）
全国実績（総数） ・支援継続中件数 ・年度内支援終了件数	１５０
１センター平均	4
最大値	２８
参考） 実績上位３自治体	埼玉（28） 新潟（19） 愛知（14）
最小値	0 （9センター）

令和４年度（R.4月～8月）実施状況（件数） ※R4 社会福祉推進事業 全国地域生活定着支援センター協議会調べ（会員センターのみ）	
実施自治体	４５自治体 （46センター） 弁護士連携含む ４１自治体 （42センター）
R4.4月～8月 実績（総数）	１２６
最大値	9
参考） 実績上位３自治体	埼玉・愛知（９） 北海道（札幌）・ 新潟（８） 宮城・大阪（７）
最小値	0 （5センター）

被疑者等支援業務の実施状況

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
全国実績（総数） **１５０**	支援継続中	**（９２）**
	年度内終了（重点実施候補者等）	**（１９）**
	年度内終了（重点実施対象者等）	**（３９）**
年度内終了件数 **処分・判決内容等別内訳** （重点実施対象者等） **３９**	起訴猶予	**（１８）**
	罰金・科料	**（３）**
	単純執行猶予	**（１３）**
	保護観察付執行猶予	**（４）**
	不明その他	**（１）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施候補者等）	実刑判決等	**（１）**
	他県センターへ依頼	**（３）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施対象者等）	他県センターへ依頼	**（２）**

被疑者等支援業務の実施状況（抜粋）

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
支援継続中件数 **釈放時の受入先別内訳** **９２**	更生保護施設	（２７）
	自立準備ホーム	（３７）
	その他	（２８）
年度内終了件数 **釈放時の受入先別内訳** **３９**	更生保護施設	（１１）
	自立準備ホーム	（１７）
	その他	（１１）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について
― 更生保護施設/自立準備ホームとの連携 ―

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ソフトランディングを可能にした
「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル

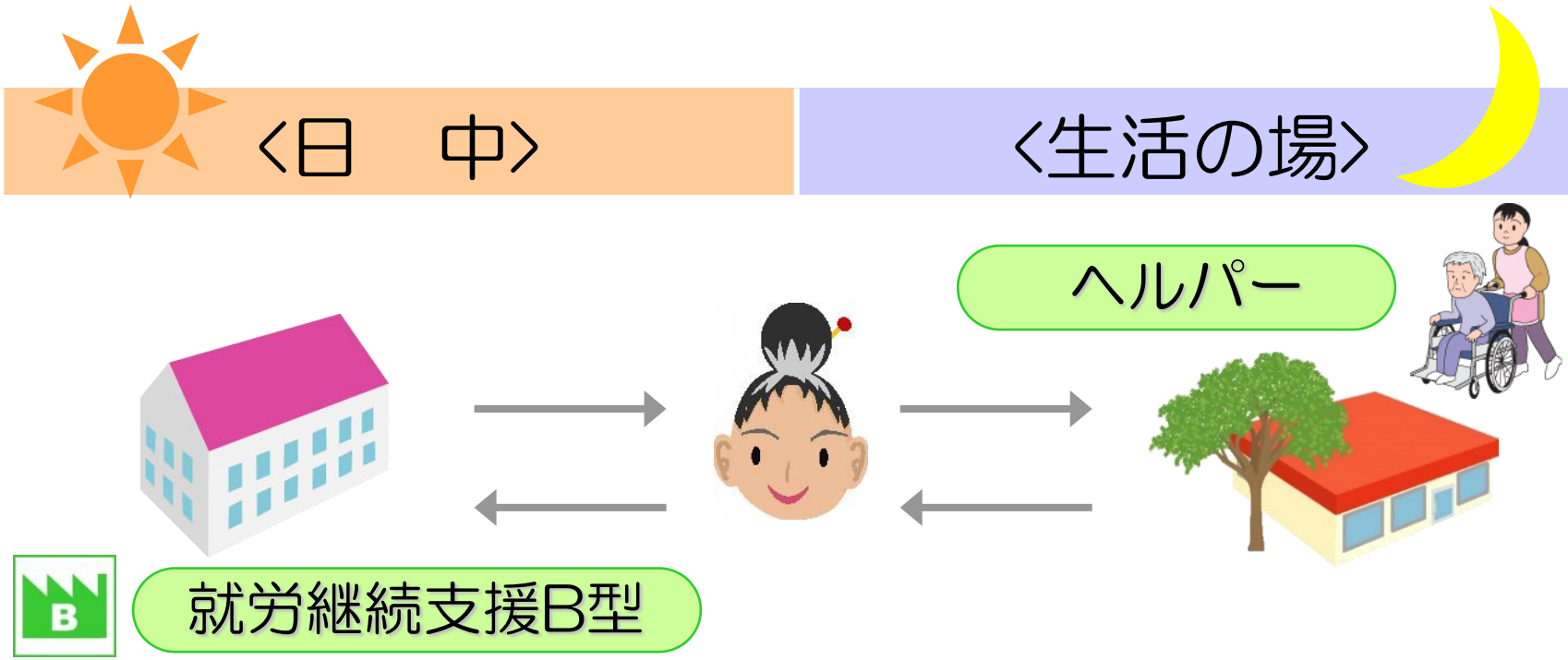

『地域生活』を見据えた－Small step－

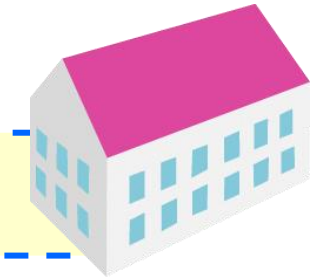

サービス利用

⑤「自己選択・自己決定」ができる

④「アセスメント」ができる：事業所

③「体験」ができる：本人

② 「様子」を知れる：事業所

① 「見学」ができる：本人

『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む

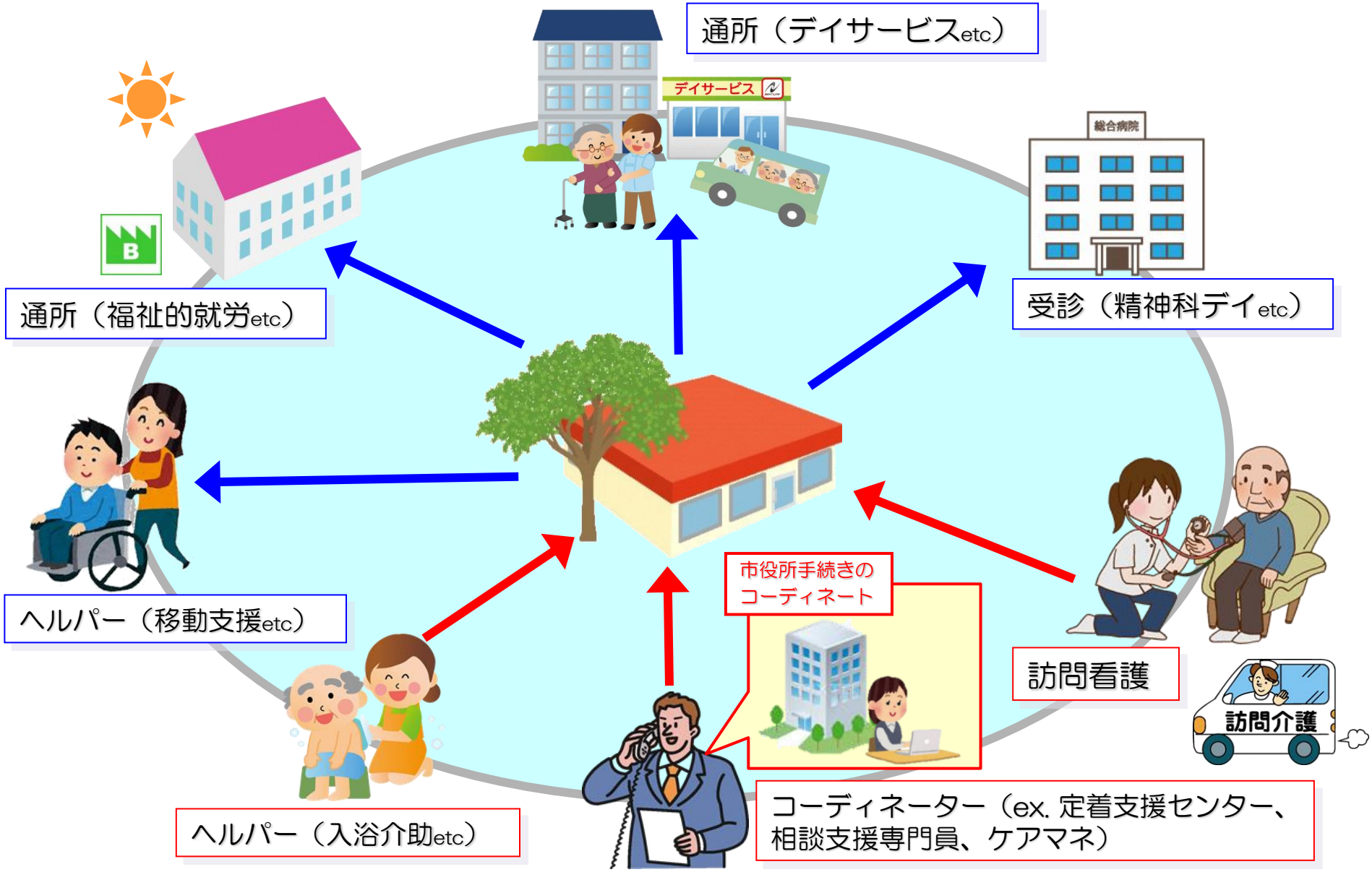

最近の主な動向

厚労省ウェブサイト 地域共生社会のポータルサイト（https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/）

1．多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和３年３月３１日付
厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長 連名通知

2．福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和３年９月１７日付
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→　地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→　対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→　矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

・矯正施設退所予定者及び退所者

・身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者

・その他、市町村等が必要と認める者

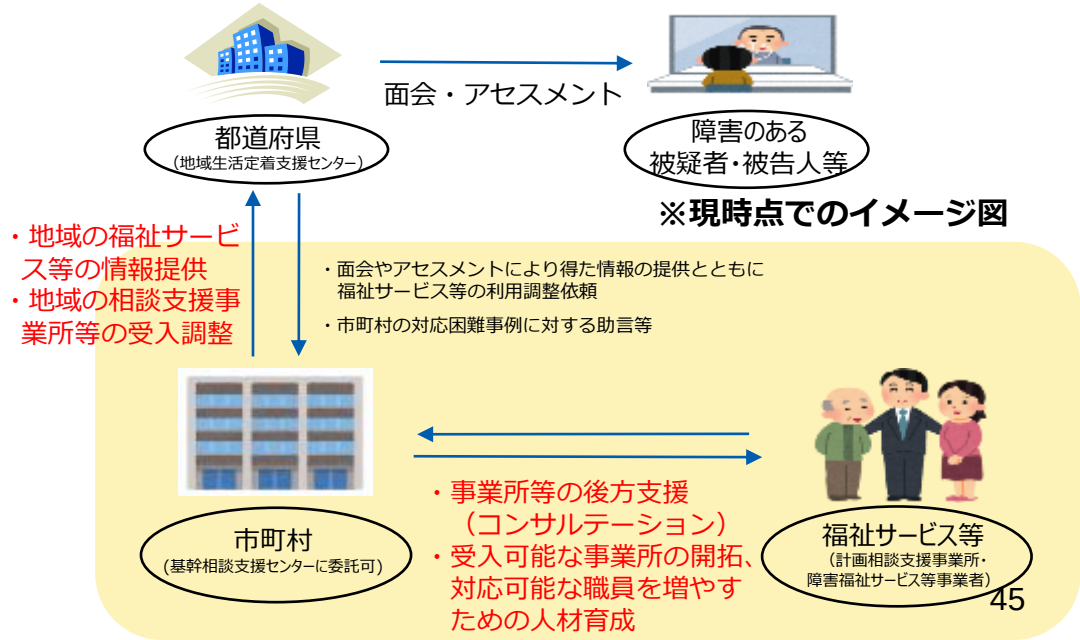

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞　令和３年度：３６自治体
令和４年度：４５自治体

参考）各地の実例

1．一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

■検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。

■更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
（地域のネットワーク構築）

2．定着支援センターへの便宜等

■支援対象者に係る情報が得やすくなった。
（受刑中のIQ、生活歴等）

■勾留中の面会に対する配慮を得やすくなった。
（面会場所・時間等）

3．切れ目ない支援の実現

■実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4．センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

■これまでは入口支援を実施していなかったので、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。

■重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
（多様な出会い）

特別調整等（出口支援）の事業化当時からの軌跡　― 振り返り ―

実践の中で“出会い”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた現在地（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに

日本司法支援センター
法テラス

令和５年３月１日（水）
令和４年度　全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

罪に問われた高齢者・障がい者への支援と被疑者等支援業務における福祉と司法の連携

法テラス秋田法律事務所
朝岡　周太郎

今日の内容

1.　はじめに（自己紹介）

- 法テラスについて
- 勤務地の特徴

2.　入口支援について

- 入口支援とは
- 入口支援の経験

3.　被疑者等支援業務について

- 制度の概略
- 県内事例の検討（パネルディスカッション）

4.　最後に

- 国立のぞみ園の研究
- 司法と福祉の連携

「司法と福祉の違いを
この時、意識した」

1.はじめに

（１）法テラスについて
（２）勤務地の特徴

法テラスの認知度

日本司法支援センター 法テラス

資料8-3 名称認知度及び業務認知度の推移

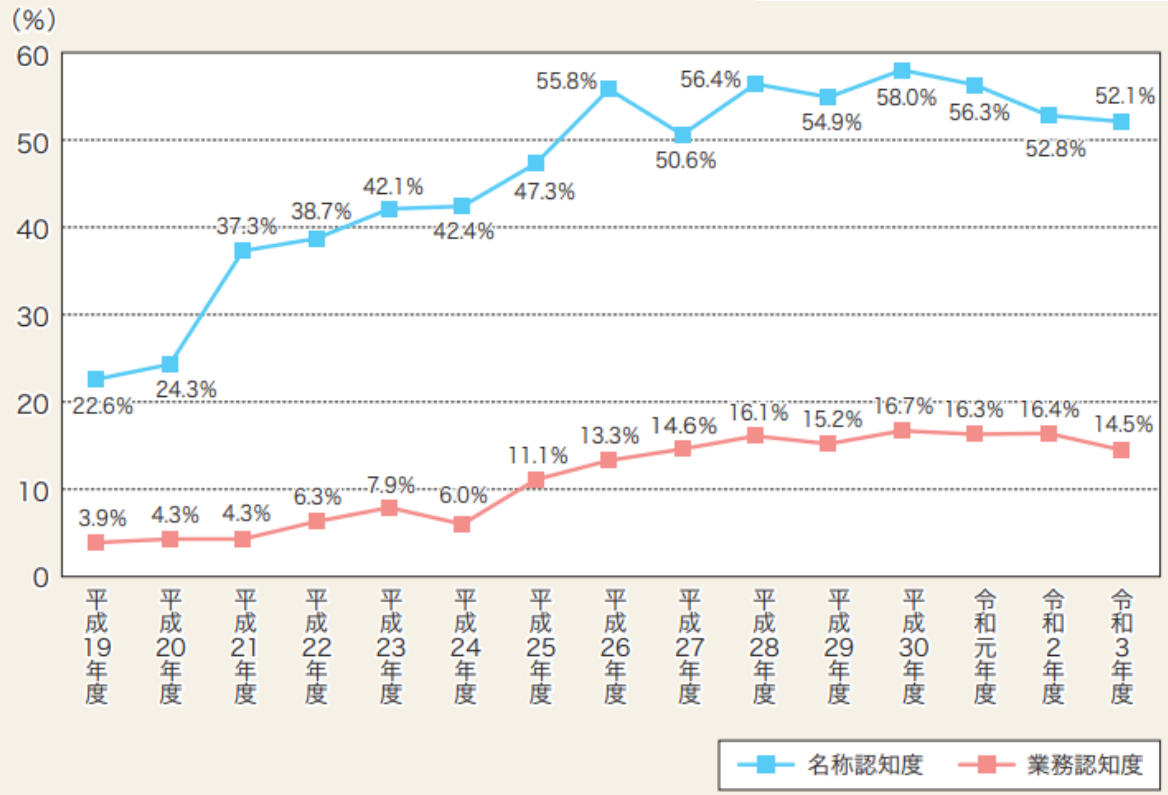

法テラス白書(2022)p.151より引用 (1

☞ 法律に基づく**公的組織**

全国１０２か所に設置

☞ **法律サービス**の提供

サービスを提供する仕組み

▼

国民と司法の架け橋

認知度 **約５０％**

法テラスの５つの業務

法テラス白書(2022)p.8より引用 ‹1

❶ 情報提供業務

❷ 犯罪被害者支援業務

❸ 司法過疎対策業務

❹ 国選弁護等関連業務

❺ **民事法律扶助**

▼

資力が一定基準以下

費用の立替

特定援助対象者法律相談援助

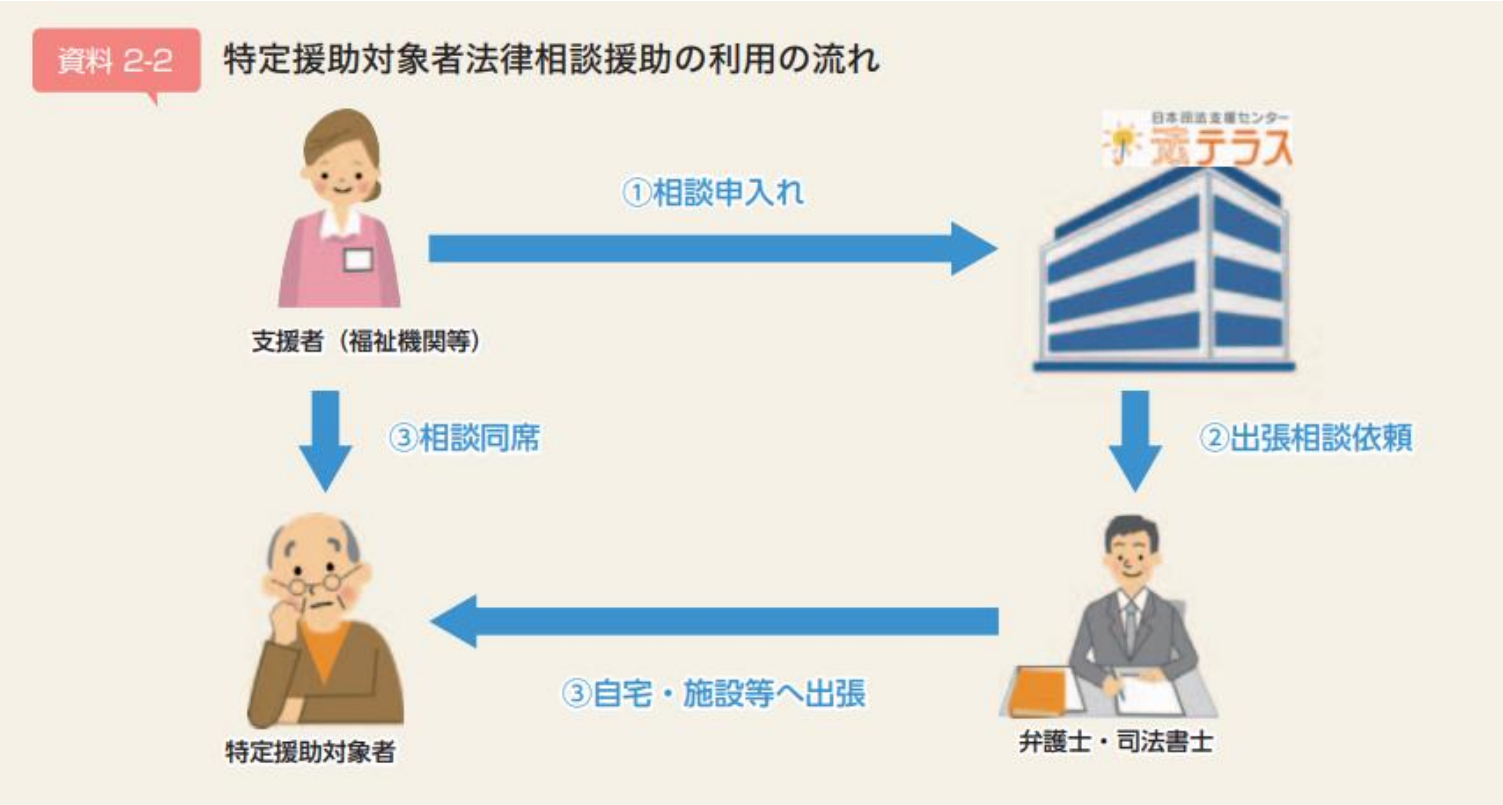

法テラス白書(2022)p.57より引用〔1

なお　地域生活定着支援センターガイドブック(2020)ｐ.84に解説〔2

高齢・障がい

（特定援助対象者）

支援者から申込可能

- **地方公共団体**
- **社会福祉協議会**
- **地域包括支援センター**
- **その他**

勤務地の紹介

２０２２年～
秋　田（　秋　田　）

２０１８年～
新　潟（　佐　渡　）

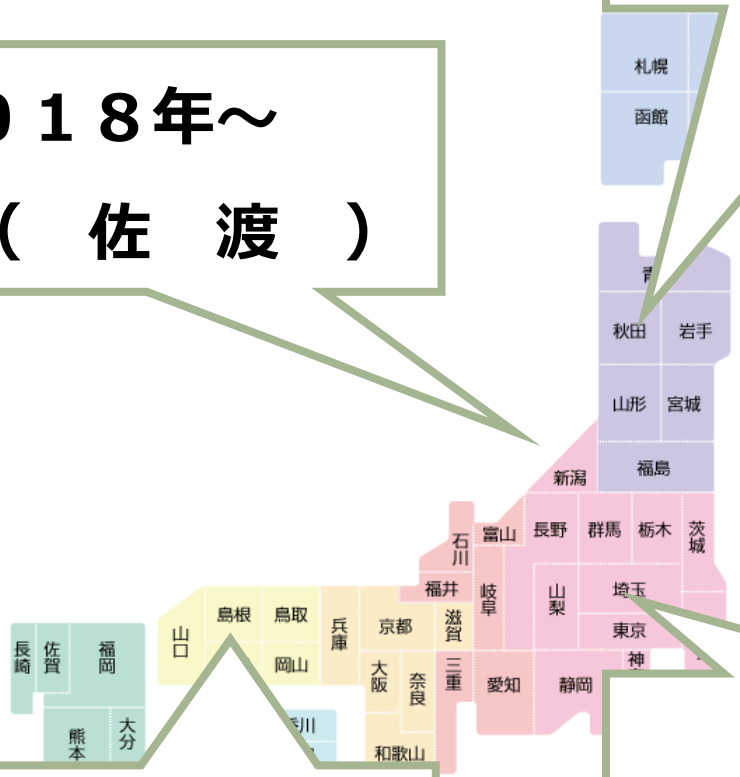

２０２０年～
島　根（　松　江　）

２０１７年～
埼　玉（　浦　和　）

☞　臨床心理学を専攻

立教大学で心理学（臨床）を専攻

☞　約２年で転勤

１年間の一般事務所での勤務後、
全国転勤へ

☞　過疎・本庁を経験

司法過疎地域・県庁所在地で勤務

☞　地域ニーズ

成年後見事件の受任その他
生活困窮者自立支援制度の助言
県定着支援センターの助言
裁判員裁判その他会務活動

高齢者・障がい者との係わり

佐　　渡

地域における成年後見制度の担い手、及び利用促進に寄与

事件受任（常時２０～２５件）、法人後見への助言、市社協と協働して市民後見人の養成・フォローアップ・受任調整

松　　江

地域における福祉分野の進展に寄与

高齢障がい対応の支援者への情報提供（月２回）、県社協定着のアドバイザー、市社協の各種事業の委員、入口支援の任意団体の世話人

秋　　田

地域における刑事裁判、及び医療保護入院等で関与

裁判員裁判対象事件、医療観察法の対象者、県精神医療審査会の委員

２.入口支援について

（１）入口支援とは

（２）入口支援の経験

入口支援の範囲

※私見：対象は身柄拘束中の被疑者・被告人に限られない

出口支援

警　察　**検　察**　**裁判所**　**矯正施設**　**社会復帰**

被疑者　**被告人**

微罪処分

嫌疑不十分
起 訴 猶 予

無　　罪
科料罰金
執行猶予

入口支援

入口支援とは

矯正施設（刑務所や少年院など）に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に**福祉サービス等に橋渡しする取り組み**（3

入口支援の必要性　障がい者の推計

障害者数（推計）　単位：万人

		総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害児･者	18歳未満	7.1	6.8	0.3
	男性	－	3.2	－
	女性	－	3.4	－
	不詳	－	0.1	－
	18歳以上	419.4	412.5	6.9
	男性	－	215.8	－
	女性	－	196.3	－
	不詳	－	0.3	－
	年齢不詳	9.3	9.3	－
	男性	－	2.9	－
	女性	－	5.4	－
	不詳	－	1.0	－
	総計	436.0	428.7	7.3
	男性	－	222.0	－
	女性	－	205.2	－
	不詳	－	1.5	－
知的障害児･者	18歳未満	22.1	21.4	0.7
	男性	－	14.0	－
	女性	－	7.3	－
	不詳	－	0.1	－
	18歳以上	84.2	72.9	11.3
	男性	－	44.1	－
	女性	－	28.8	－
	不詳	－	0.1	－
	年齢不詳	1.8	1.8	－
	男性	－	0.6	－
	女性	－	0.6	－
	不詳	－	0.5	－
	総計	108.2	96.2	12.0
	男性	－	58.7	－
	女性	－	36.8	－
	不詳	－	0.8	－

		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	27.6	27.3	0.3
	男性	17.8	17.7	0.1
	女性	10.4	10.2	0.2
	20歳以上	391.6	361.8	29.8
	男性	155.1	141.5	13.6
	女性	236.8	220.6	16.2
	年齢不詳	0.7	0.7	0.0
	男性	0.3	0.3	0.0
	女性	0.3	0.3	0.0
	総計	419.3	389.1	30.2
	男性	172.2	158.5	13.7
	女性	247.1	230.7	16.4

身体　４３６万人

知的　１０８.２万人

精神　４１９.３万人

（推計）

合計９６３.５万人

障害者白書(2019)p.233より引用（4

入口支援の必要性

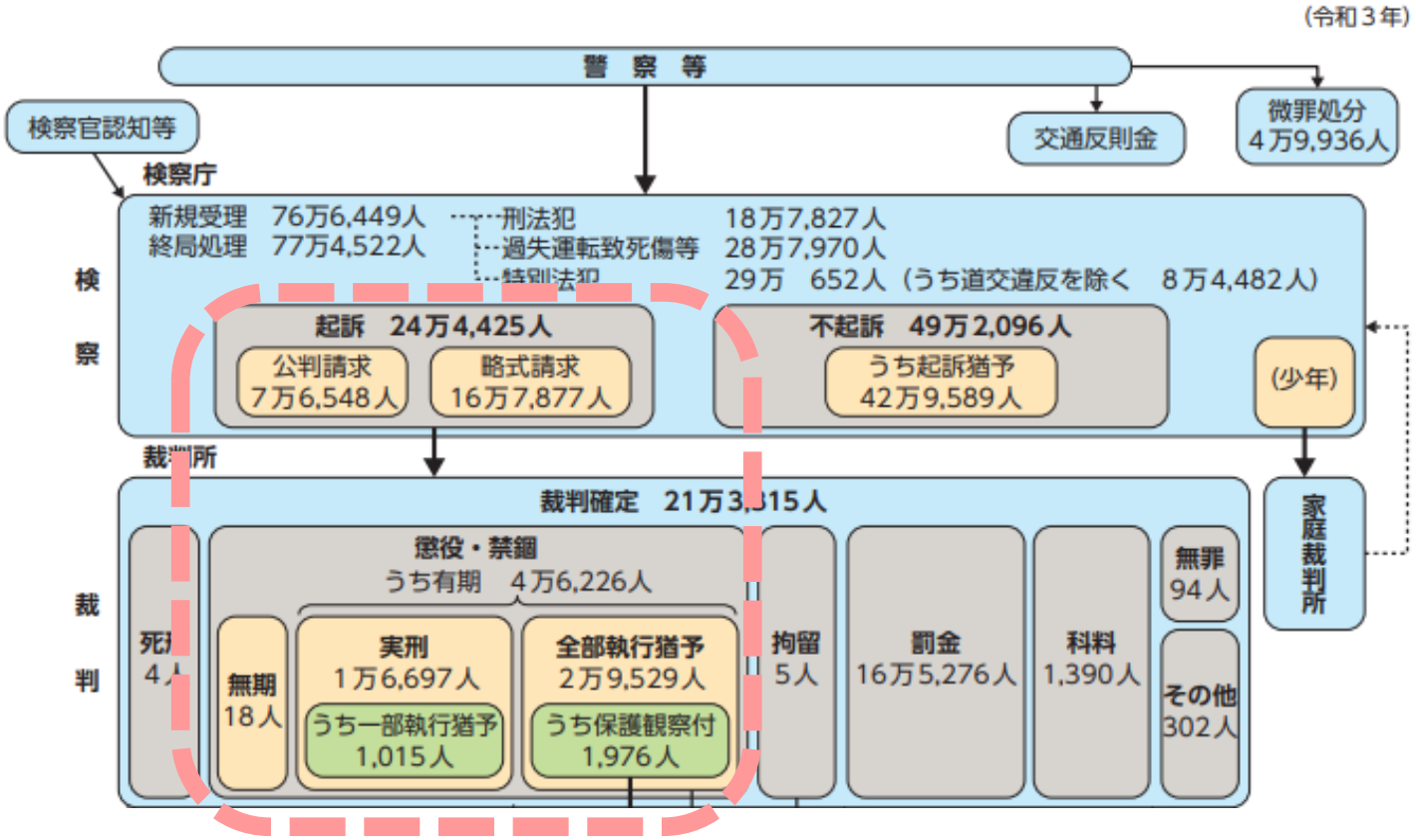

逮捕人員（２０２１）

9万9,331人

▼

勾留人員（２０２１）

8万3,815人

犯罪白書(2022)p30より一部抜粋（5

検察統計調査(2021)既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員の統計（6

入口支援の必要性　知能指数・精神障がい者の割合

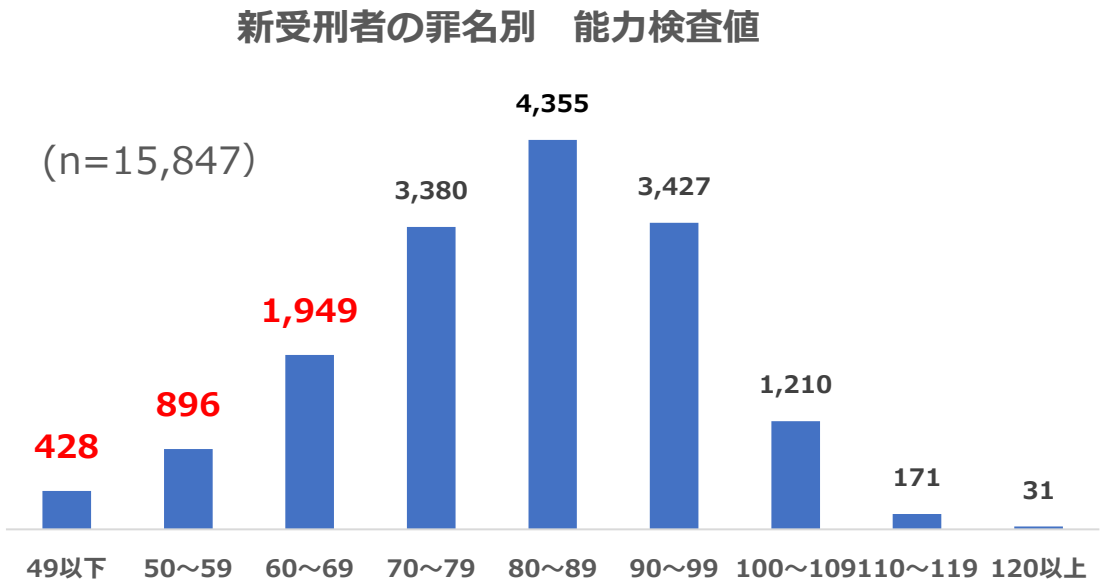

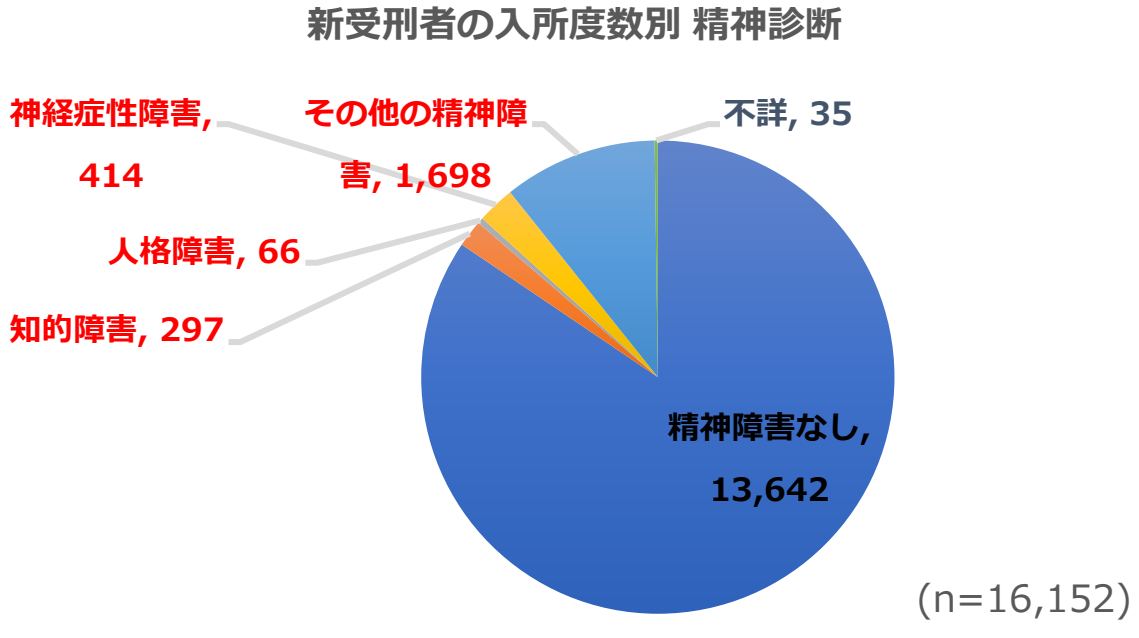

IQ（相当値）７０未満

約２０％

精神障がい

約１５％

矯正統計調査(2021) 新受刑者の罪名別能力検査値、及び新受刑者の入所度数別精神診断の統計（6

入口支援の必要性　高齢者の割合

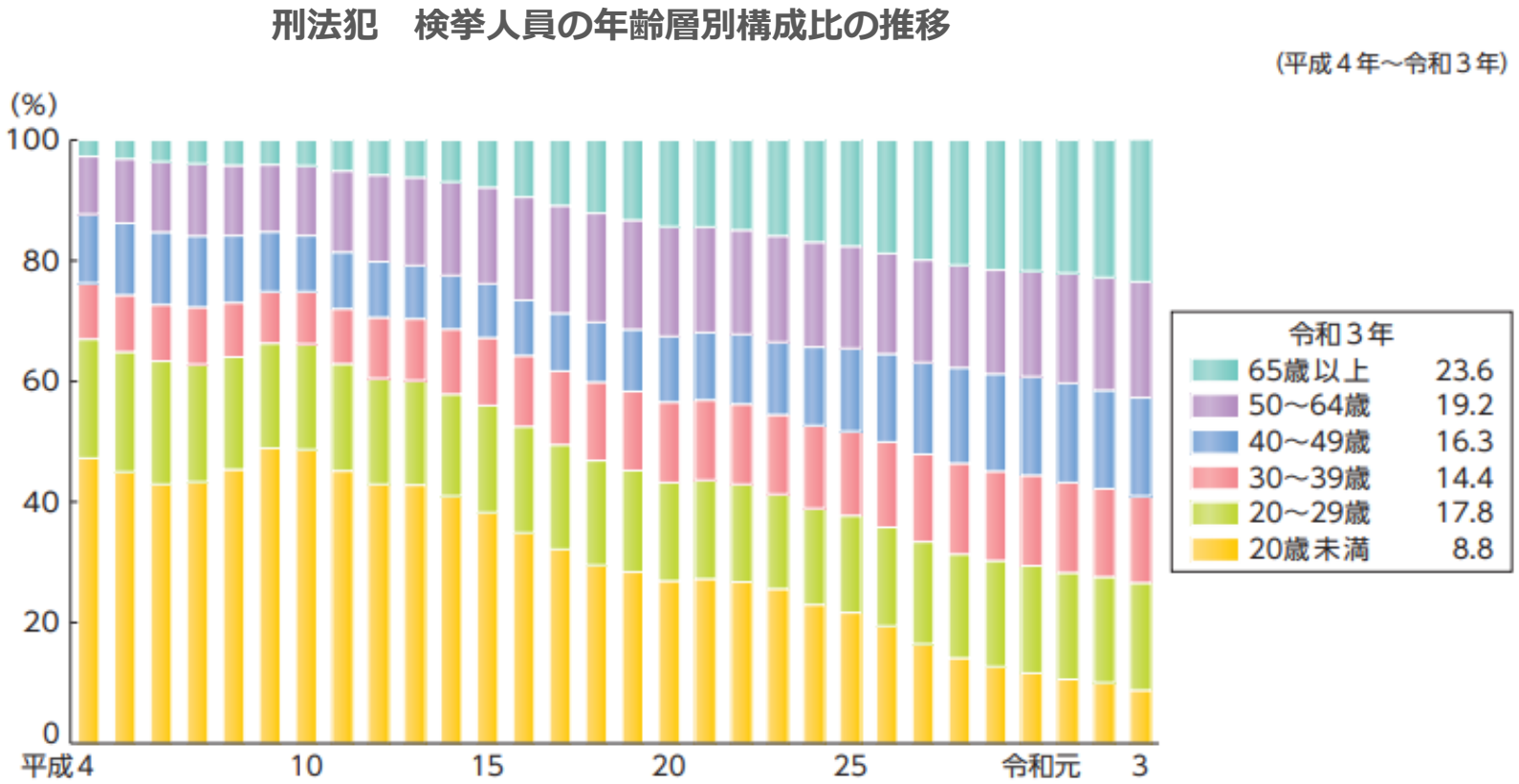

人口推計（２０２１）

約２９％

検挙人員（２０２１）

約２４％

犯罪白書(2022)p6より一部抜粋（5

弁護人はいつ付くのか

警　察

逮　捕　▼　**４８時間**

検　察

勾　留　▼　**２４時間**

２０日間
（最大）

当番弁護士

国選弁護人

☞　当番弁護士制度

逮捕された被疑者・その家族から弁護士会に依頼があったときに、当番担当の弁護士が初回費用を無料で接見に行く制度

＜被疑者の資産＞

ない：**刑事被疑者弁護援助事業**の利用（日弁連）

ある：**私選弁護人**として選任（いつでもOK）

☞　国選弁護人

勾留された被疑者、又は起訴された被告人が、原則として資力５０万円未満の場合に、国の費用負担のもと、本人の請求により裁判所等が弁護人を選任する制度

弁護人が福祉サービス等につなぐ方法

【パターン１】　知人（事業所・社福士・精保士）に依頼

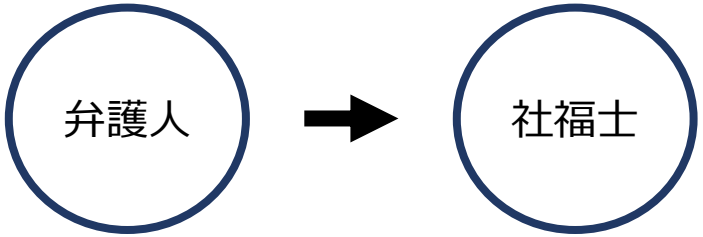

【パターン２】　弁護士会の名簿利用

【パターン３】　事業を利用（例：島根県モデル事業、明石市）

【パターン４】　弁護士会と社福士会、精保士会、定着等が協定締結（例：東京三会、大阪会、神奈川会、静岡会）

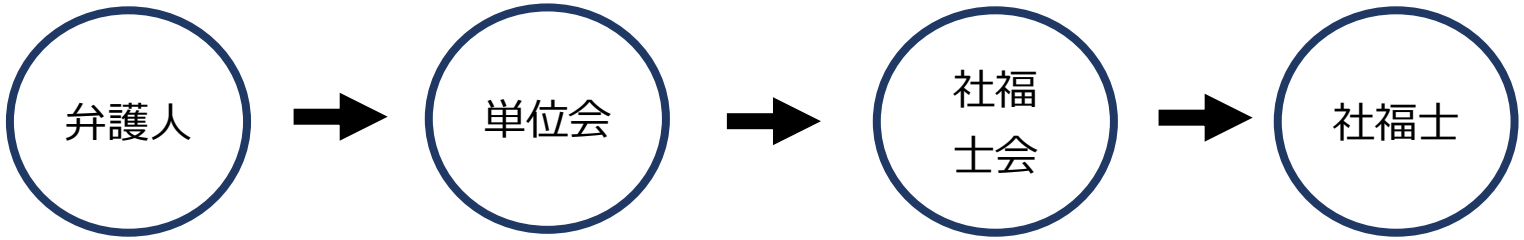

大阪弁護士会の取組み（大阪モデル2014）

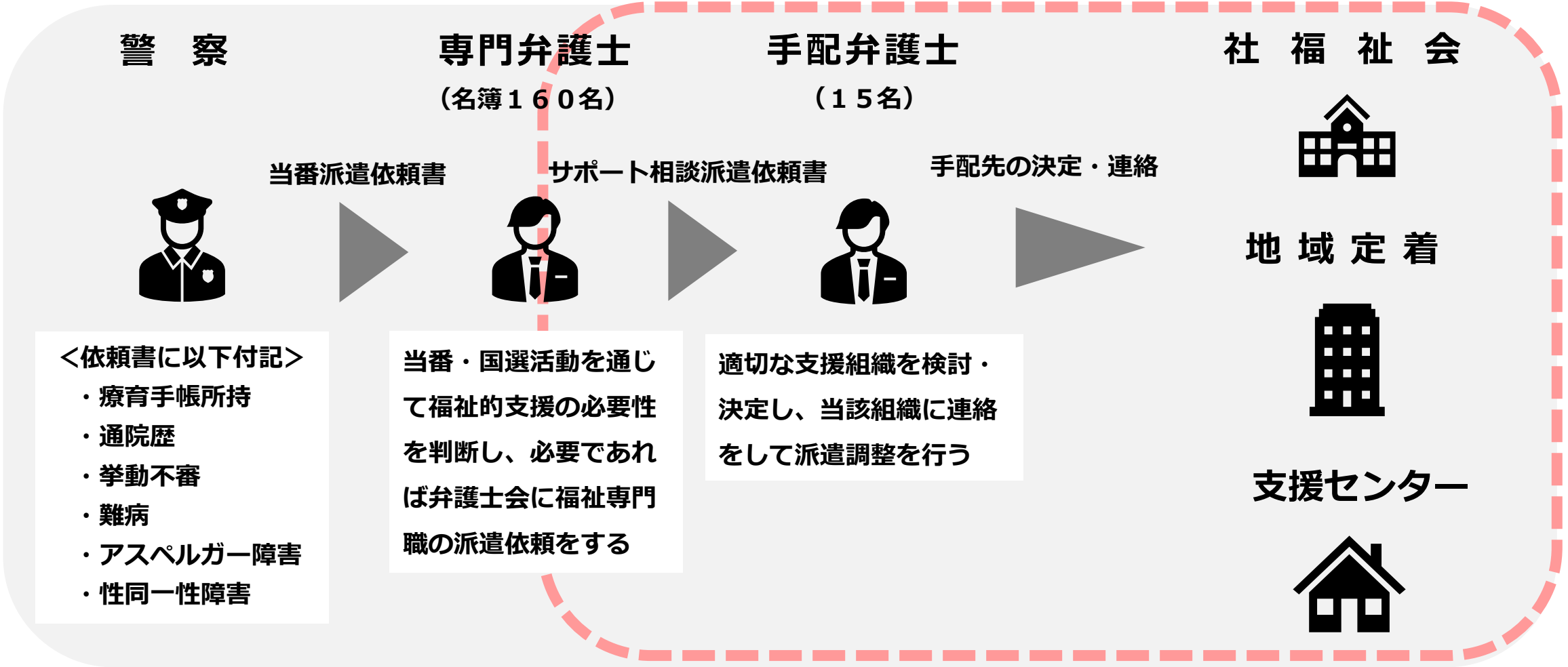

弁護士会による罪に問われた障がいのある人の「入口」支援の現状と課題(2014) を参照（7

入口支援の経験

島根更生支縁ネットについて

罪に問われた障がい者、高齢者などがあらゆる段階で必要な支援を受けることのできるよう、県内における更生支援のネットワークづくりを目的とする、弁護士会、大学、社会福祉士会、精神保健福祉士会、保護観察所の有志を中心としたグループ

☞　法テラス弁護士の役割

しまね更生支縁ネットの**世話人（役員）**として活動

- 毎月１回の会議
- 定例会や研修会の企画、運営

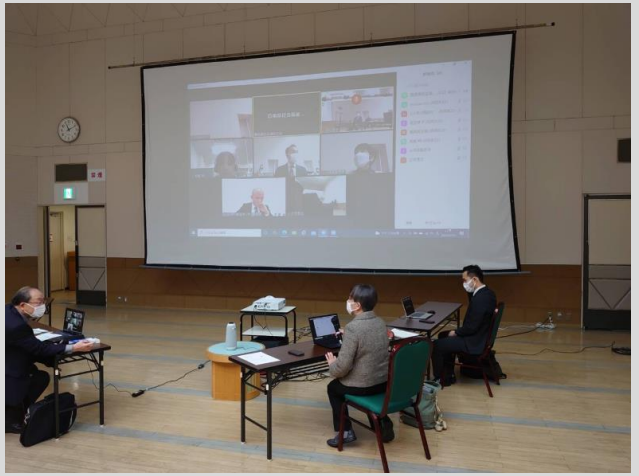

集団心理療法

TCの体験研修

３.被疑者等支援業務について

（１）制度の概略

（２）県内事例の検討

(1)制度の概略

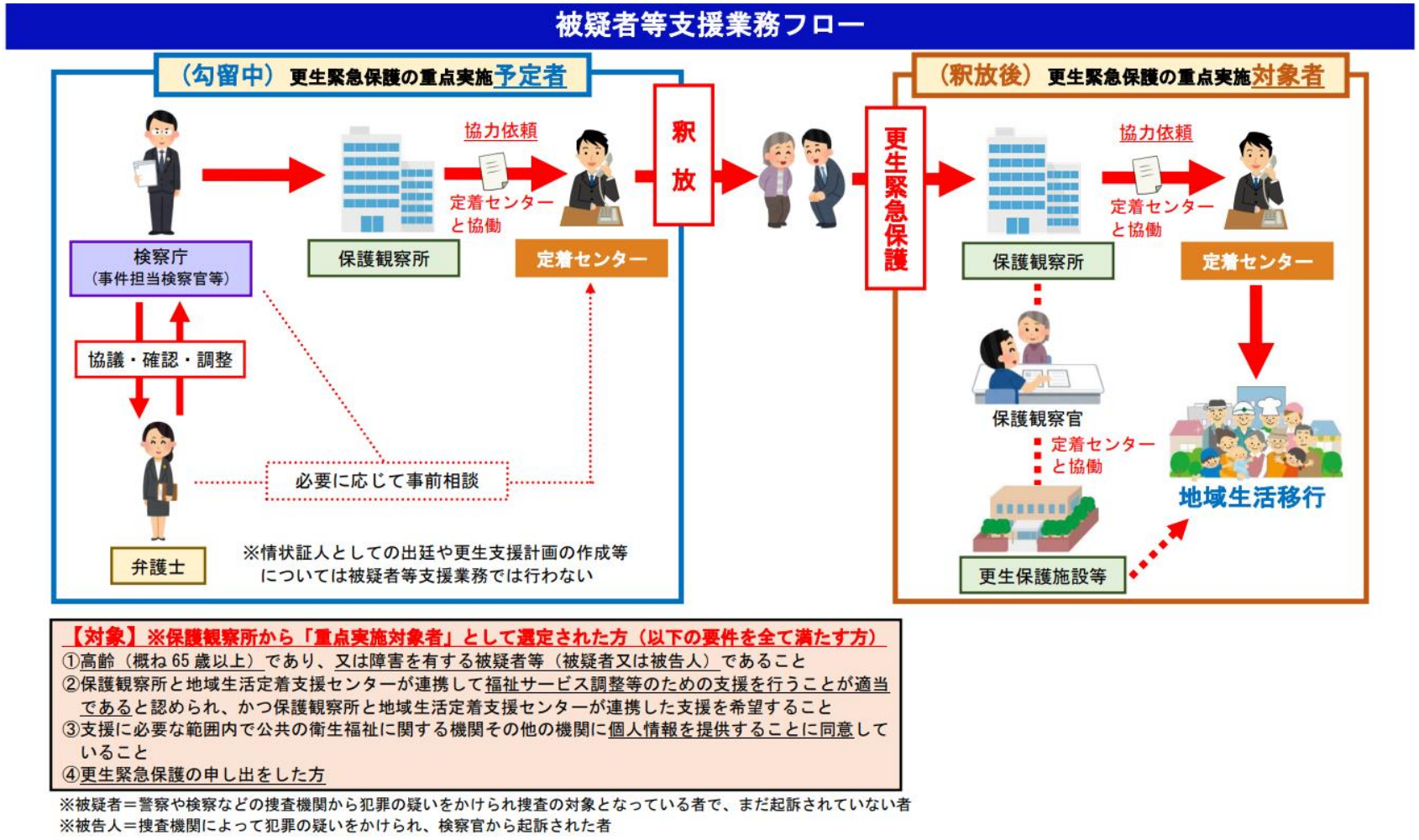

☞ **身柄拘束中**

（解放の見込）

☞ **緊急性**

（例えば　帰住先なし）

☞ **親族援助なし**

（公的支援等も含めて）

愛媛県社会福祉協議会のインターネットホームページより一部抜粋

県内事例の検討

（福祉と司法の担当者）

法テラス秋田法律事務所

弁護士　山田雄一郎　さん

秋田県地域生活定着支援センター

相談員・社会福祉士　本間好子　さん

４.最後に

（１）国立のぞみ園の調査

（２）司法と福祉の連携

⑴国立のぞみ園の調査

地域生活定着支援センターでの入口支援の実施の有無

(n=34)

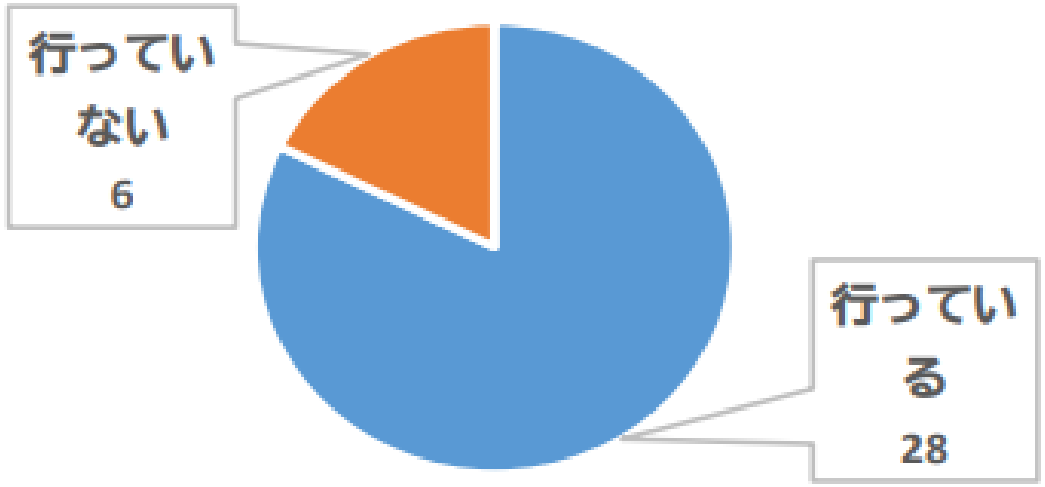

利用者の障害種別

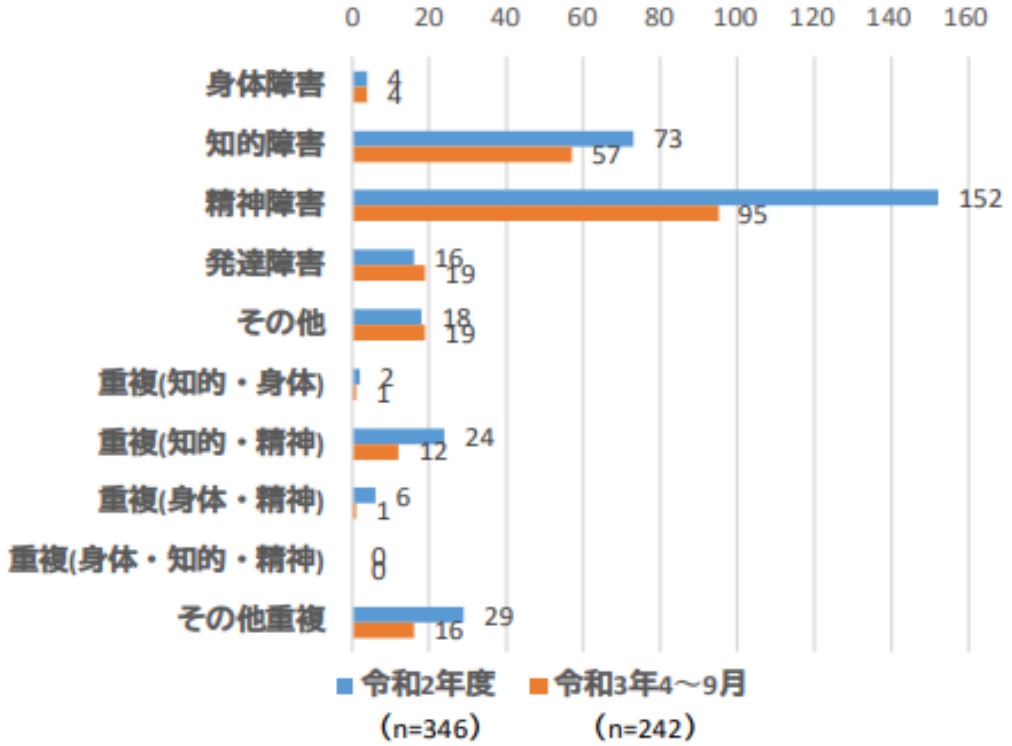

２０２１・９末時点の支援経験

約８２％

精神障害

約４０％

地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究(2022)より引用（3

⑴国立のぞみ園の調査

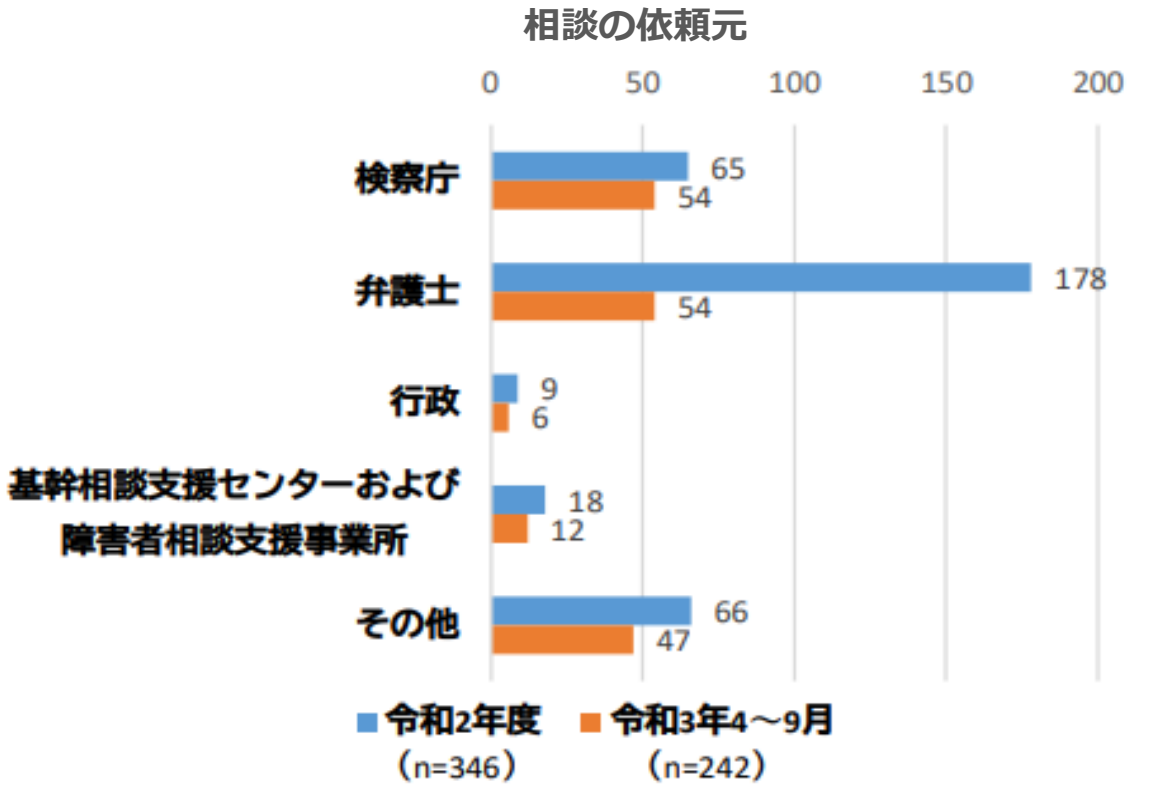

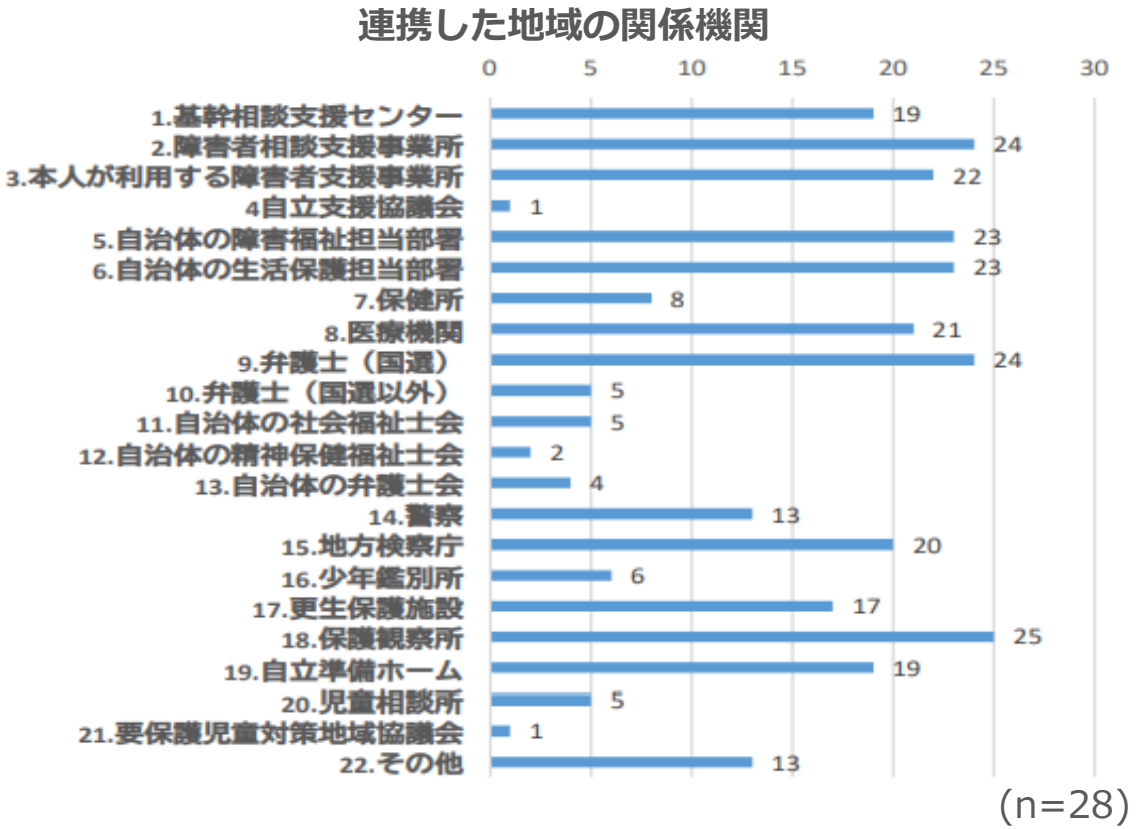

被疑者等支援業務の開始後、

検察庁の依頼が増加

連携先の機関は、

幅広く分散

地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究(2022)より引用（3

入口支援の課題分析

役割分担と情報共有

支援者同士での役割の押し付け合い、アセスメントが不十分な状態で依頼されるという現状

顔の見える関係づくり

事業所に支援依頼を断られるケースがあり、不安払しょくのためのフォロー体制等も必要

犯罪行為をした障がい者に対する考え方

「犯罪行為をした人」ではなく、「多様・複雑化した支援ニーズのある人」と捉える

地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究(2022)より引用（3

目的のすり合わせ

再犯防止　＝　？

文献

１）　日本司法支援センター「令和３年度版法テラス白書」

２）　一般社団法人全国地域生活定着支援センター「地域生活定着支援センターガイドブック令和２年度版」

３）　岡田祐樹他「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」

４）　内閣府「令和元年版障害者白書」

５）　法務省「令和４年版犯罪白書」

６）　法務省「検察統計統計表（２０２１年）」

７）　辻川圭乃「弁護士会による罪に問われた障がいのある人の「入口」支援の現状と課題」

８）　東京TSネット「更生支援計画を作る：罪に問われた障害のある人の支援」

９）　三宅孝之「犯罪者等の社会内「処遇」から市民的生活への「再統合」へ一更生支援態勢の深化による社会復帰の権利保障」

１０）　足立孝子「入口支援の現状と課題一窃盗をくり返すギャンブル依存症者の支援からー」

令和４年度全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

秋田県地域生活定着支援センターの支援活動状況と事例紹介

社会福祉法人　晃和会
秋田県地域生活定着支援センター

秋田県地域生活定着支援センター

●事 業 開 始　平成２２年４月
●所　在　地　秋田市東通仲町
●常勤相談員数　４名
※令和４年１月から「被疑者等支援業務」を開始。

●運営主体　社会福祉法人　晃和会
●法人本部　秋田市太平八田
●晃和会のサービス事業
　特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護
　居宅介護支援事業所
　障害福祉サービス（自立訓練・生活介護）
　地域包括支援センター

地域生活定着促進事業の実施件数

（１）特別調整協力等依頼

⇒ **１４０　件**

（２）一般調整協力等依頼

⇒ **２　件**

（３）被疑者等支援業務

⇒ **１　件**

（４）相談支援業務

⇒ **９８　件**

平成２２年４月１日～令和５年１月３１日現在

依 頼 元・相 談 元

①特別調整・一般調整協力依頼

・秋田保護観察所　　⇒　**９５　件**

・他県定着支援センター⇒　**４７　件**

②相談支援の主な相談元

・司法関係　・更生保護関係　・相談系事業所

・医療機関　・本人、親族　・福祉事務所

・警察　・他県定着支援センター

平成２２年４月１日～令和５年１月３１日現在

令和4年度　全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

岩手県地域生活定着支援センターの支援状況について

～岩手県社会福祉事業団がサポートします～

社会福祉法人　岩手県社会福祉事業団
岩手県地域生活定着支援センター

岩手県地域生活定着支援センターについて

- ❖ 運営主体…社会福祉法人　岩手県社会福祉事業団
- ❖ 受託開始…平成27年4月～（7年目）
- ❖ 職員体制…5人（専従相談員3人、兼務事務員2人）
- ❖ 支援者数…219件（R5.2.13現在、のべ件数）
  - ・9割が男性・高齢者の割合が多いが、近年は40～50代及び20～30代の若い年代も増えている。
  - ・発達障がいの診断（疑い含む）等、精神障害のあるケースが多い。
- ❖ 業務内容…コーディネート、フォローアップ、被疑者等支援業務、相談支援業務、普及啓発等のほか、被疑者等支援業務（令和3年4月から開始）
  （被疑者）令和3年度…4件、令和4年度…2件

<2022 年度　厚生労働省社会福祉推進事業>

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会　関東・甲信越ブロック

2022 年度　専門研修　実施要項①

「 地域の風土や特色、資源を活かした広域的ネットワークの構築 」
～ 専門的スキルと知見の向上を目指して ～

1. 開催趣旨

2009 年より「地域生活定着支援事業（現：地域生活定着促進事業)」が開始されました。

各都道府県に設置された地域生活定着支援センターが、「罪に問われた障害者や高齢者」を対象に、出所後、福祉の支援を受けながら地域で生活できるよう、日々支援を行っています。

そして、昨年度より開始された「被疑者等支援業務」（入口支援)。

保護観察所をはじめとする関係機関と地域生活定着支援センターが協働して、被疑者等支援業務の対象者が適切な支援を受けることができるよう、各地域の特色に応じた支援の在り方、体制づくりを模索してきました。

これら対象者の支援は、地域、司法、弁護士、福祉、ほか関係機関の皆さまのご理解、ご協力がなければ、できるものではありません。常日頃、皆さまのご理解、ご協力に感謝いたします。

今回の関東・甲信越ブロック研修は、「地域の風土や特色、資源を活かした広域的ネットワークの構築」をするために、現在の状況を再確認し、専門的なスキルと知見のさらなる向上を目指して開催いたします。

2. 主催；全国地域生活定着支援センター協議会

3. 日時；令和 5 年 2 月 9 日（木）13:00～16:30、10 日（金） 9:20～12:45

4. 会場；山梨県国際交流協会
住所　山梨県甲府市飯田 2 丁目 2 － 3　℡ 055-228-5419

5. 参加対象者；地域生活定着支援センター職員、福祉関係者、保健医療関係者、司法関係者
更生保護関係者、行政関係者、その他（2 日目は関係機関のみ）

6. 参加費；無料

7. 参加申し込み
Google フォームに必要事項を記入の上、申し込み（後日、申込メールアドレスに ID、パスコードを送信）

＊チラシの QR コードからは初日のみ参加になってしまうので、こちらからお申し込みください。

8. 内容

＜ 1 日目：2 月 9 日（木）＞

時　間	目　安	内　容	細　目
12:30 ～ 13:00	30 分	受付開始	入室開始 12:30 より 概ね 12：50 を目安にご入室をお願いいたします。
13:00 ～ 13:10	10 分	開会挨拶	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 代表理事　高原　伸幸
13:10 ～ 13:40	30 分	開催県挨拶 現状報告	山梨県内の地域生活定着促進事業について ご挨拶・山梨県の現状について 山梨県福祉保健部長　成島　春仁　氏 山梨県福祉保健総務課長　村松　茂樹　氏
13:40～ 14:40	60 分	基調講演	「刑務所における障害者・高齢者の現状と そこから見える更生のあり方」 府中刑務所分類審議室　福祉専門官　桑原　行恵　氏
14:40 ～ 14:50	10 分	休憩	
14:50 ～ 15:20	30 分	行政報告	厚生労働省社会・援護局　総務課 矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸　剛史　氏
15:20 ～ 15:50	30 分	行政報告	法務省保護局観察課　課長補佐　青木　出　氏
15:50 ～ 16:20	30 分	実践報告	再犯防止相談室の設置と被疑者等支援の現場から思うこと 山梨県地域生活定着支援センター 相談員・再犯防止相談室　室長　白川　邦夫
16:20 ～ 16:30	10 分	閉会挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック　ブロック長　　酒寄　学

＜ 2日目：2月10日（金）＞

時　間	目　安	内　容	細　目
9:00 ～ 9:20	20分	受付開始	入室開始 9:00 より 概ね 9：15 を目安にご入室をお願いいたします。
9:20 ～ 9:30	10分	事務連絡	各種事務連絡
9:30 ～ 9:40	10分	実践報告 導入講話	「被疑者等支援の現況について」 コーディネーター　山梨県地域生活定着支援センター 相談員・再犯防止相談室　室長　白川　邦夫
9:40 ～ 11:40	120分	実践報告	①　甲府刑務所　教育分類　福祉専門官 社会福祉士　雨宮　東一 氏 「被疑者等支援・特別調整における課題 ～ 全国の地域生活定着支援センターに期待すること」 ②　山梨県弁護士会所属 弁護士　清田　路子 氏 「被疑者等支援に見えるもの　～ 司法と福祉の狭間」 ③　甲府保護観察所 統括保護観察官　長岡　千恵 氏 「制度利用の現況と今後の課題について ～ 被疑者等支援を中心に」 ④　社会福祉法人光風会　救護施設甲州市鈴宮寮 主任指導員　社会福祉士　古屋　法子 氏 指導員　介護福祉士　井上　修成 氏 「受け入れに関する現実的課題 ～ 既存の施設で今できること」
11:40 ～ 11:50	10分	休憩	
11:50 ～ 12:35	45分	パネルディスカッション	コーディネーター　山梨県地域生活定着支援センター　白川　邦夫 パネリスト　甲府刑務所　雨宮　東一 氏 山梨県弁護士会所属　清田　路子 氏 甲府保護観察所　長岡　千恵 氏 甲州市鈴宮寮　古屋　法子 氏 井上　修成 氏 助言者　厚生労働省社会・援護局総務課 矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸　剛史 氏
12:35 ～ 12:45	10分	閉会挨拶	栃木県地域生活定着支援センター　センター長　青木康夫

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会

関東・甲信越ブロック専門研修会

地域生活定着促進事業の取組について
― 被疑者等支援業務を中心に ―

－「地域共生社会」の実現に向けて－

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸 剛史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目　　次

１．地域生活定着促進事業の概要

２．地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．地域生活定着促進事業の概要

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターとは？

－業務内容（令和２年度まで）－

矯正施設（刑務所、少年院等）からの**“出口支援”**

矯正施設を出所する**帰る場所がない障害者や高齢の受刑者**などが、出所後も生活に困らずに、また、安心して生活できるように、**受刑中から福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。**

地域生活定着促進事業の概要①　（地域生活定着支援センター）

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

事業内容

■実施主体：都道府県　（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

■事業内容：

1．**コーディネート業務：**（特別調整・一般調整）
→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2．**フォローアップ業務**
→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3．**被疑者等支援業務：**（令和３年度から開始）
→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4．**相談支援業務**
→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5．**関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**
→ センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着促進事業の概要②　－地域生活定着支援センターの業務内容（令和２年度まで）－

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和３年３月２６日）より抜粋

令和２年度までの業務内容

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

Point

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの支援状況 ／ ①令和３年度中に支援した者

1．コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、かっこ内は令和2年度の実績）

コーディネートを実施した者		1，539（1，486）
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846（771）
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567（595）
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126（120）

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177（142）
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425（382）
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343（332）
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158（151）

2．フォローアップ業務
（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2，597（2，327）
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	720（601）
	支援継続中の者	1，877（1，726）

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942（668）
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392（260）
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138（99）

3．相談支援業務
（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1，623（1，415）
【内訳】	支援が終了した者	733（648）
	支援継続中の者	890（767）

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168（131）
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111（80）
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55（26）

② 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

○　令和３年度

（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※括弧内は令和2年度の実績である。

③ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

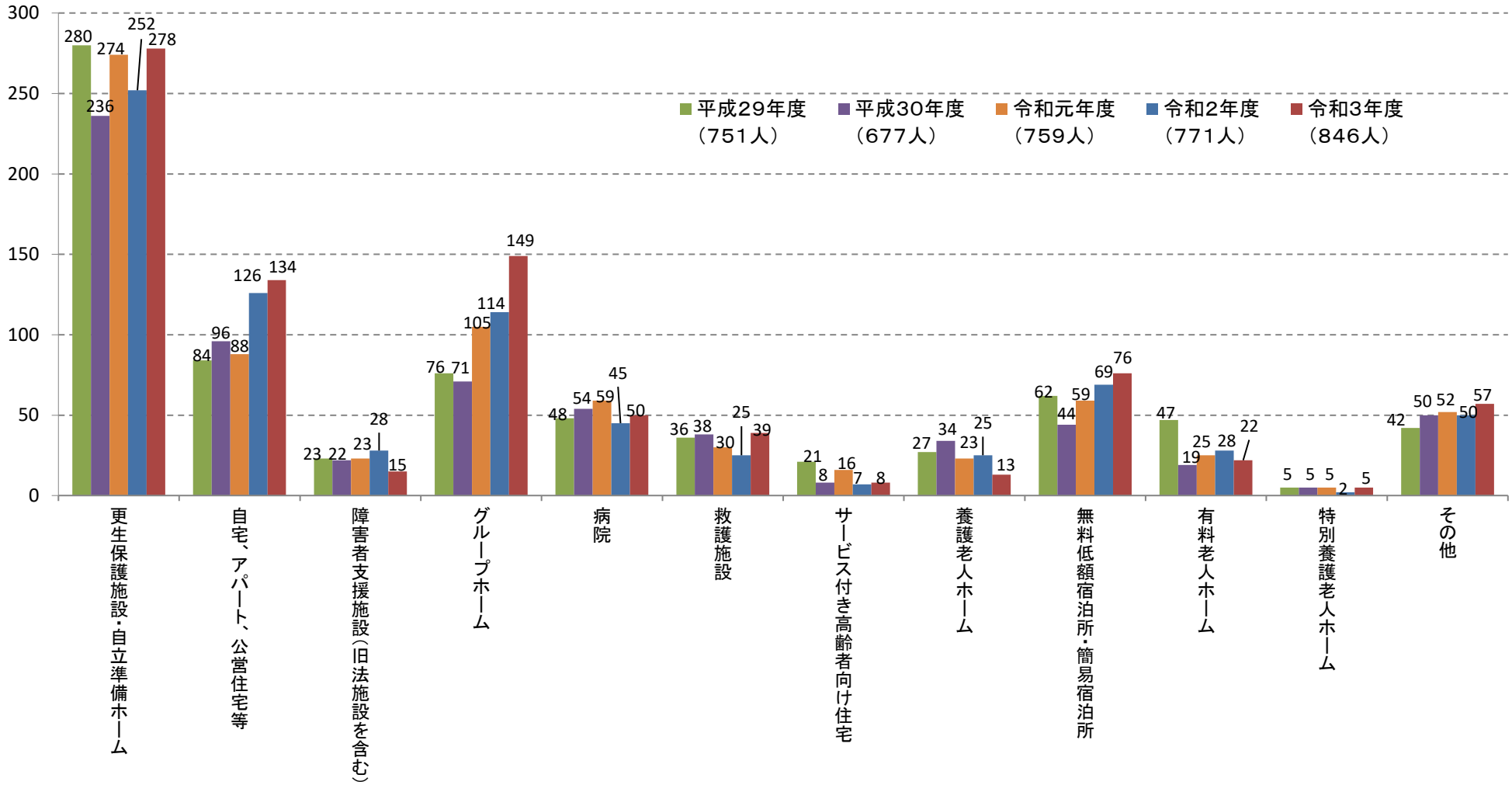

※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの主な課題 ①
－ 専門的ニーズへの対応 －

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳 （平成30年度～令和2年度）」

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

221人 /（合計667人）（平成３０年度） → ＋117人 → 338人 /（合計771人）（令和2年度）

今後は、保健・医療領域との連携が重要

（精神障害）338人

令和２年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

（単位：人）※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は令和元年度の実績である。

（精神障害）317人

令和元年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

（精神障害）221人

平成30年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

地域生活定着支援センターの主な課題 ②
－地域移行後の支援体制の強化 －

－参照：令和3年度 厚生労働省社会福祉推進事業 「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」－

定着支援センターの「フォローアップ」の課題　―地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要―

「自宅・アパート・公営住宅」（令和2年度）

１２６人（内訳：自宅・アパート：120人 ＋ 公営住宅：6人）

■ 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、**福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある**。

「居住系施設（全般）」（令和2年度）

２９８人（内訳：グループホーム、有料老人ホーム等）

■ 特に**居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（２年以上）する傾向**にある。

■ その背景として、**トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある**。

【参考２】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳（※令和２年度までの実績）

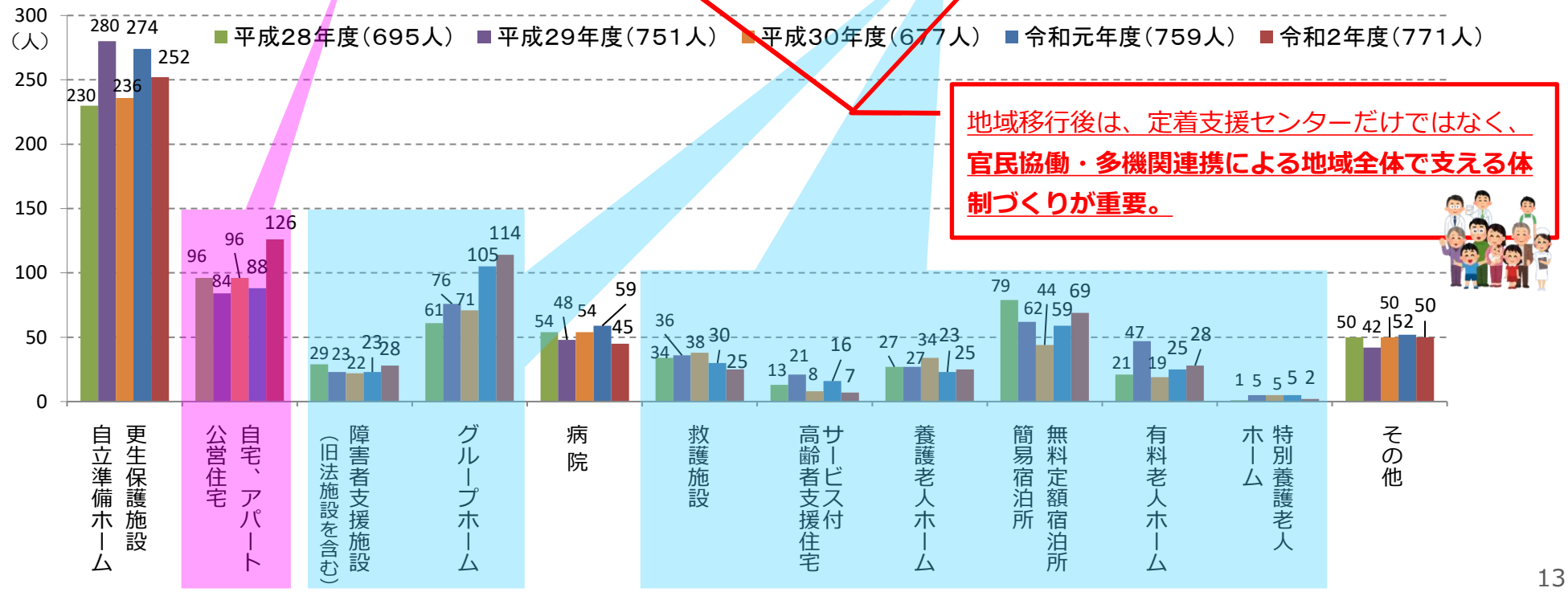

地域移行後は、定着支援センターだけではなく、**官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談支援業務　（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針　第４ 業務の実施細目　３ 相談支援業務）

(1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち**センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を 行うものとする。

(2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象

◆ **矯正施設等を退所した**本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

◆ **センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）

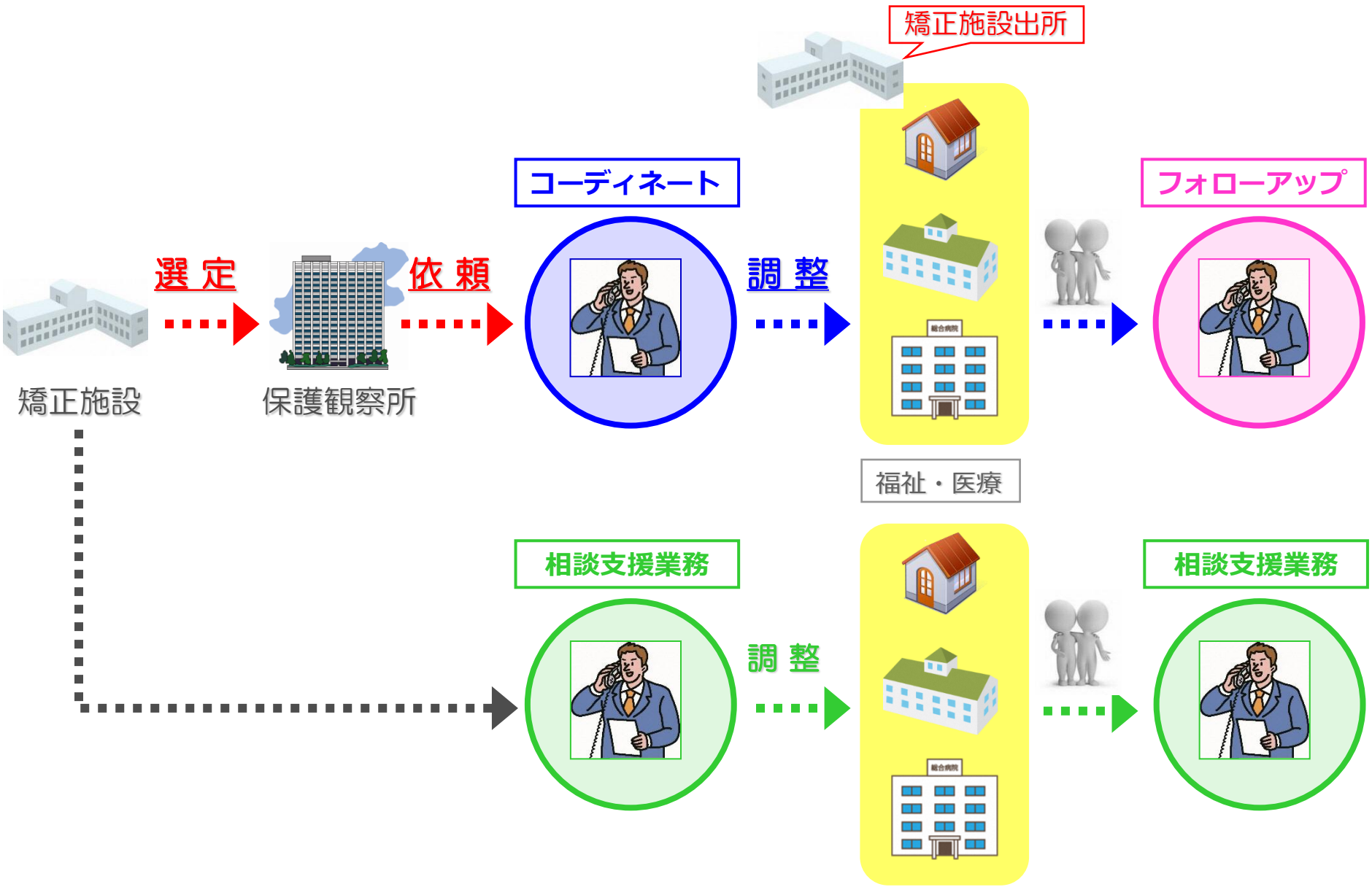

被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和２年度まで）

警　察

検　察

弁護士

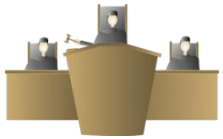
裁判所

矯正施設

微罪処分

不起訴
起訴猶予

執行猶予
保護観察付
罰　金 etc

実施している、
実施していない、
実施したいけどできない、
実施している内容の違い…など
地域差が大きかった。

福祉・医療

相談支援業務

調 整

相談支援業務

令和３年度～） 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな入口支援として「被疑者等支援業務」が開始

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

被疑者等支援業務

令和３年度～
定着支援センターによる
新たな入口支援

これまでの経緯１）　入口支援の背景等について

○再犯防止推進法（平成２８年１２月１４日法律第１０４号）
第７条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
２　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
第１７条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成２９年１２月１５日閣議決定）
第３章　１．（２）③イ
法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、２年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年１２月２３日犯罪対策閣僚会議決定）
第１
（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。
第2（３）ウ
（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。
第２（３）オ
満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針２０１９
第２章　５．（７）②
（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会
令和２年６月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」
４　高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化
高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

これまでの経緯２）　「地域共生社会」の実現に向けた取組の経緯

平成27年9月　**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月　地域力強化検討会　中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月　**社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を提出

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

12月　「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月　**改正社会福祉法の施行**

令和元年5月　**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**

7月　**地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ**

12月　地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ

令和2年3月　**社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**

6月　**改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会） 最終とりまとめ（令和元年12 月26 日）（抄）

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方
２ 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤
４ 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト（https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html）

平成25年10月から保護観察所7庁において，対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち，釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。

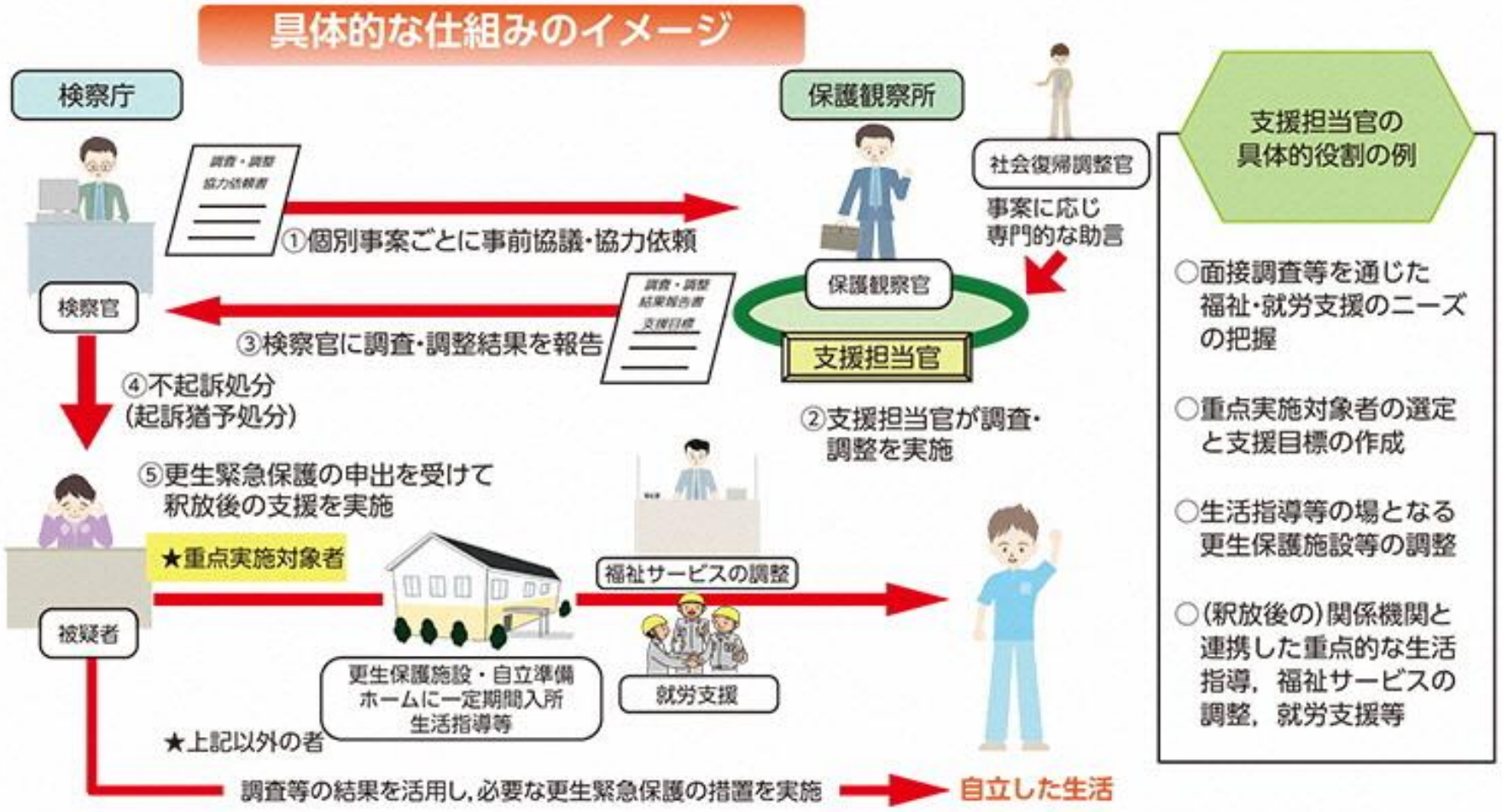

注　法務省保護局の資料による。

『被疑者等支援業務』の開始

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに**「弁護士との連携強化」を促進**

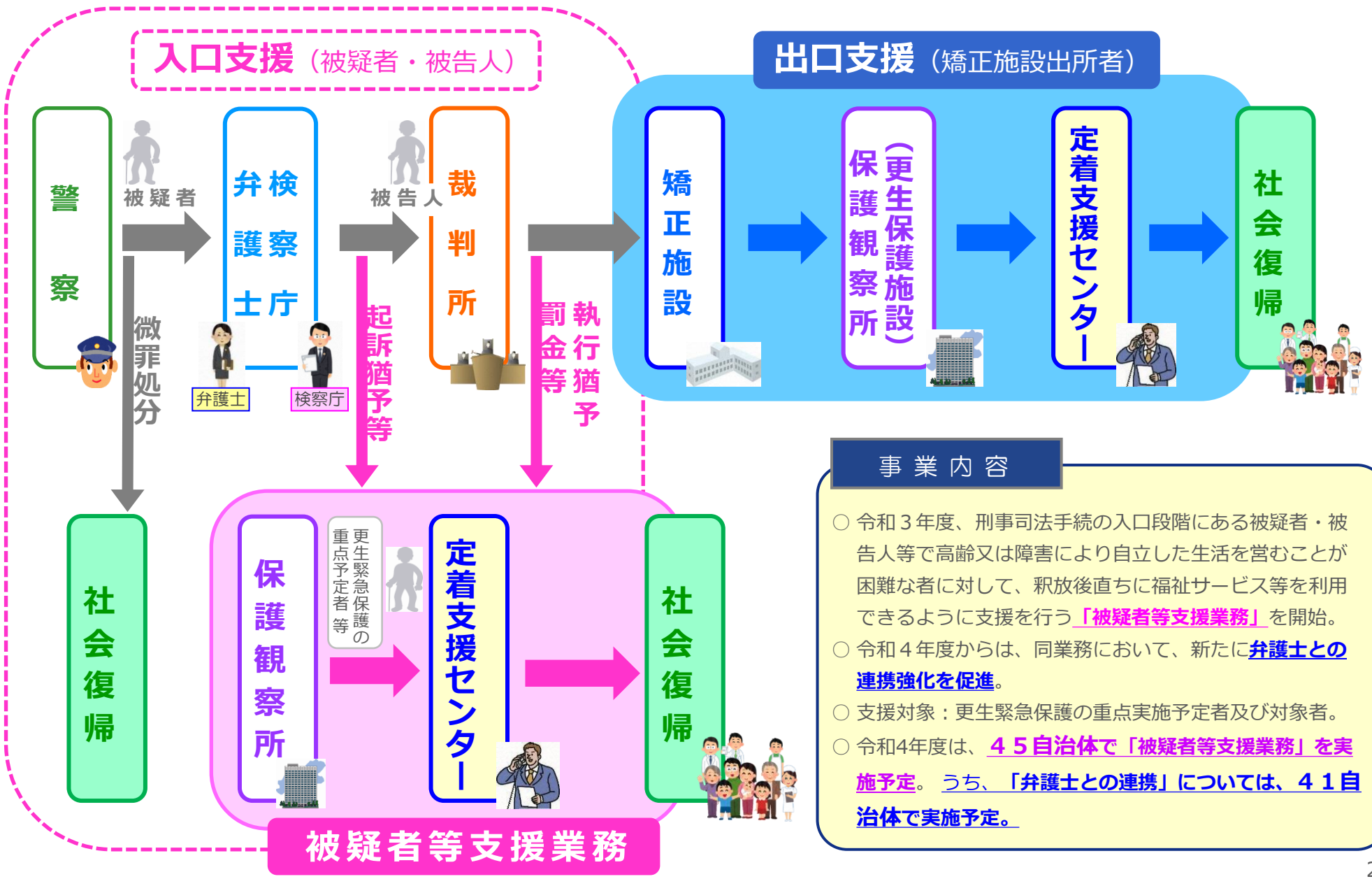

事業内容

○ 令和３年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う**「被疑者等支援業務」**を開始。

○ 令和４年度からは、同業務において、新たに**弁護士との連携強化を促進**。

○ 支援対象：更生緊急保護の重点実施予定者及び対象者。

○ 令和4年度は、**４５自治体で「被疑者等支援業務」を実施予定**。うち、**「弁護士との連携」については、４１自治体で実施予定。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

１．令和４年度の被疑者等支援業務について

（１）基本的な枠組みについて

令和４年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和３年度の同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和３年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和３年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

（２）弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和３年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、**弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。**

なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

２．被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和４年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進

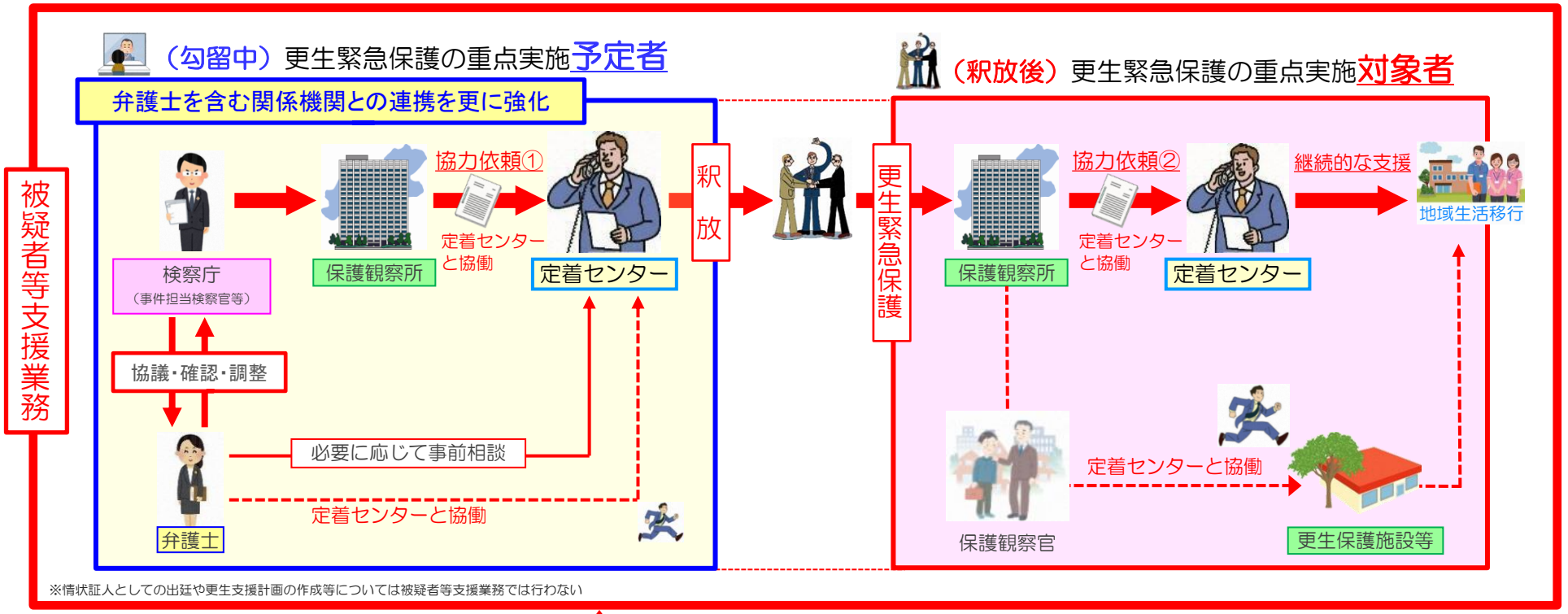

被疑者等支援業務（地域の実情に応じた方法を含む）に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討

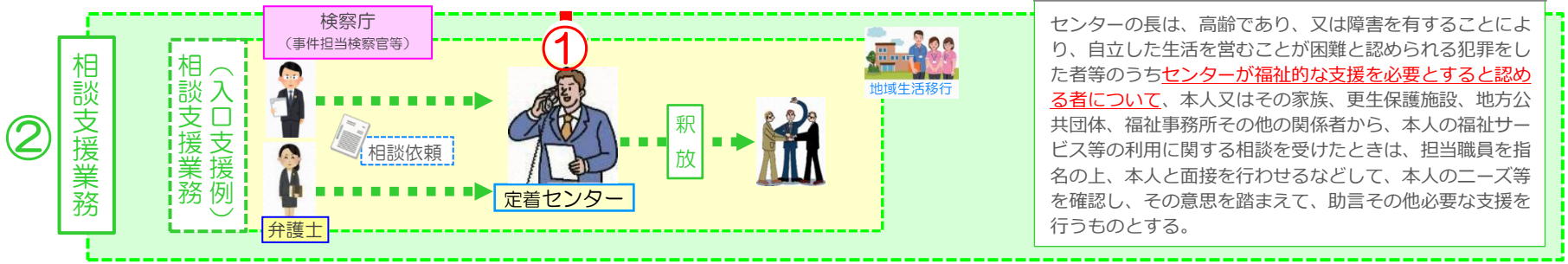

相談支援業務　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

「一堂に会する協議」　（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1．各機関の業務内容の確認等
2．弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3．ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4．効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5．円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施

都道府県

定着支援センター

検察庁

保護観察所

弁護士会

拘置所・矯正管区等　参画

更生保護施設等　参画

社会福祉士会　参画

相談支援事業所等　参画

参画（オブザーバー）

■**現地の要請に応じて、当課**（主として矯正施設退所者地域支援対策官）**も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R３年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県　　＜R４年度の実績＞：千葉県、長崎県

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「重点実施対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q 7－2 指針第４の２(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7 - 2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例．重点実施予定者として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。
しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。
保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者としての要件を満たしていると判断し、
保護観察所が「重点実施対象者に準じた者」として被疑者等支援業務の依頼を
定着支援センターに行い、支援を開始。

保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第４ 業務の実施細目　２ 被疑者等支援業務

（8） 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　７ 被疑者等支援業務

Ｑ７－８ 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

Ａ７-8「指針第４の２(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、**「地域の実情に応じた方法」**に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集　― 特に問合せが多い質問事項を中心に ―

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q７－６　弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

A７-６ 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和４年５月３１日付け法務省保観第８９号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、**事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定**しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第３の３(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

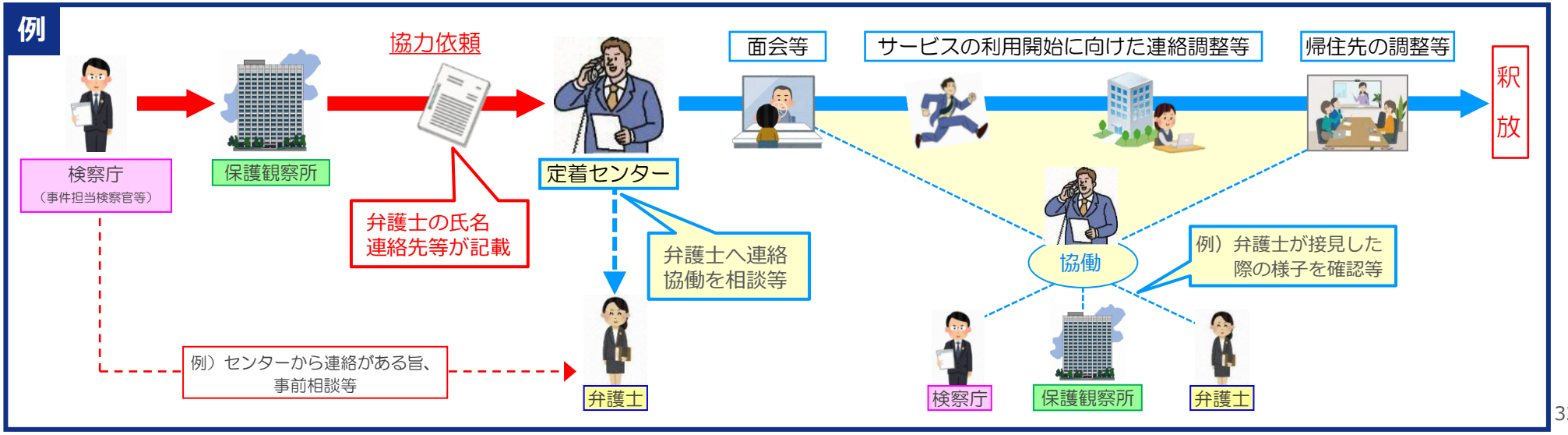

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集

― 特に問合せが多い質問事項を中心に ―

Q７－14 「被疑者等支援業務では、重点実施予定者又は重点実施対象者は更生保護施設等へ必ず帰住しなければならないか。」

A７-14「被疑者等支援業務では、釈放までの時間が限られていることから、釈放後の一時的な帰住先として、保護観察所が更生緊急保護により更生保護施設等への入所の事前調整を図っていくケースが多いと思われます。

しかしながら、重点実施予定者又は重点実施対象者等の中には、心身の状況等から更生保護施設等での生活環境が適さない対象者も想定され、そのような場合には、**保護観察所と協議の上、更生保護施設等以外の社会資源を調整することは差し支えありません。**

また、**釈放後に帰住できる住居がある者であっても、訪問、通所による支援の調整が必要である場合には重点実施予定者又は重点実施対象者となることから、保護観察所からこの対象者に係る協力依頼を受けることは想定されます。**

なお、令和3年3月31日付け法務省保観第40号法務省保護局長通達に定められた「更生緊急保護における継続的支援」が実施されるときには、更生保護施設等へ入所しない場合等であっても、保護観察所が更生緊急保護の各種措置を継続的に実施することがあります。

参照）「検察庁と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護に重点実施等について」の一部改正について（通知）

令和4年6月7日付け事務連絡 「法務省保護局観察課長通知「更生緊急保護の重点実施について」の一部改正について」

■第２ 重点実施の対象

１　重点実施は、 起訴猶予処分、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け（保護観察に付されるものを除く）、又は罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、保護観察所において、更生緊急保護の措置として、**一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当である者**に対して行うものとする。

Q７－23「被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。」

A７-23「弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。**これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。**

また、**開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください**。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第３　センターの事業　　３　事業の一般原則

（６）そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、**既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。**

官民協働・多機関連携イメージ

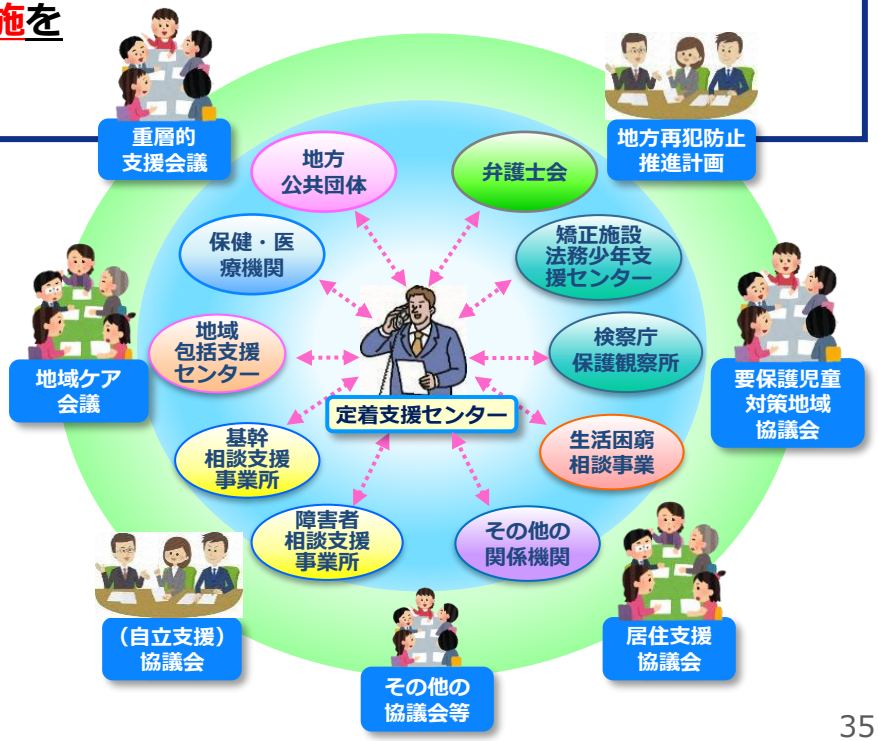

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

被疑者等支援業務の実施状況

令和３年度　実施状況（件数）	
実施自治体	３６自治体 （37センター）
全国実績（総数） ・支援継続中件数 ・年度内支援終了件数	１５０
１センター平均	4
最大値	２８
参考） 実績上位３自治体	埼玉（28） 新潟（19） 愛知（14）
最小値	0 （9センター）

令和４年度（R.4月～8月）実施状況（件数） ※R4 社会福祉推進事業 全国地域生活定着支援センター協議会調べ（会員センターのみ）	
実施自治体	４５自治体 （46センター） 弁護士連携含む ４１自治体 （42センター）
R4.4月～8月 実績（総数）	１２６
最大値	9
参考） 実績上位３自治体	埼玉・愛知（９） 北海道（札幌）・ 新潟（８） 宮城・大阪（７）
最小値	0 （5センター）

被疑者等支援業務の実施状況

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
全国実績（総数） **１５０**	支援継続中	**（９２）**
	年度内終了（重点実施候補者等）	**（１９）**
	年度内終了（重点実施対象者等）	**（３９）**
年度内終了件数 **処分・判決内容等別内訳** （重点実施対象者等） **３９**	起訴猶予	**（１８）**
	罰金・科料	**（３）**
	単純執行猶予	**（１３）**
	保護観察付執行猶予	**（４）**
	不明その他	**（１）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施候補者等）	実刑判決等	**（１）**
	他県センターへ依頼	**（３）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施対象者等）	他県センターへ依頼	**（２）**

被疑者等支援業務の実施状況（抜粋）

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
支援継続中件数 **釈放時の受入先別内訳** **９２**	更生保護施設	（２７）
	自立準備ホーム	（３７）
	その他	（２８）
年度内終了件数 **釈放時の受入先別内訳** **３９**	更生保護施設	（１１）
	自立準備ホーム	（１７）
	その他	（１１）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について
― 更生保護施設/自立準備ホームとの連携 ―

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ソフトランディングを可能にした
「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル

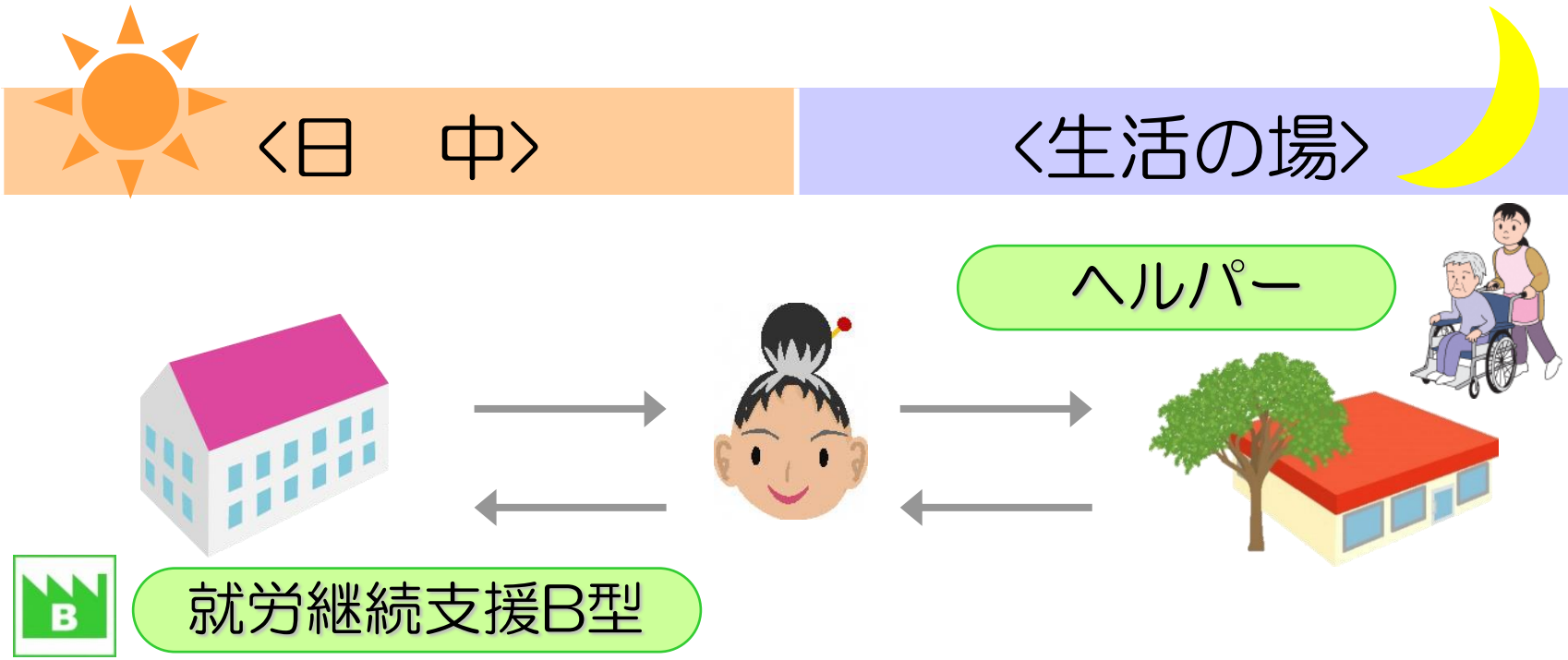

『地域生活』を見据えた－Small step－

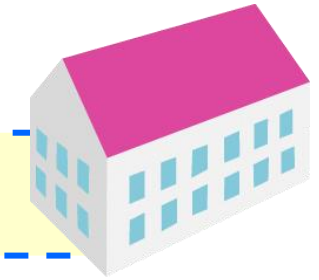

サービス利用

⑤「自己選択・自己決定」ができる

④「アセスメント」ができる：事業所

③「体験」ができる：本人

② 「様子」を知れる：事業所

① 「見学」ができる：本人

『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む

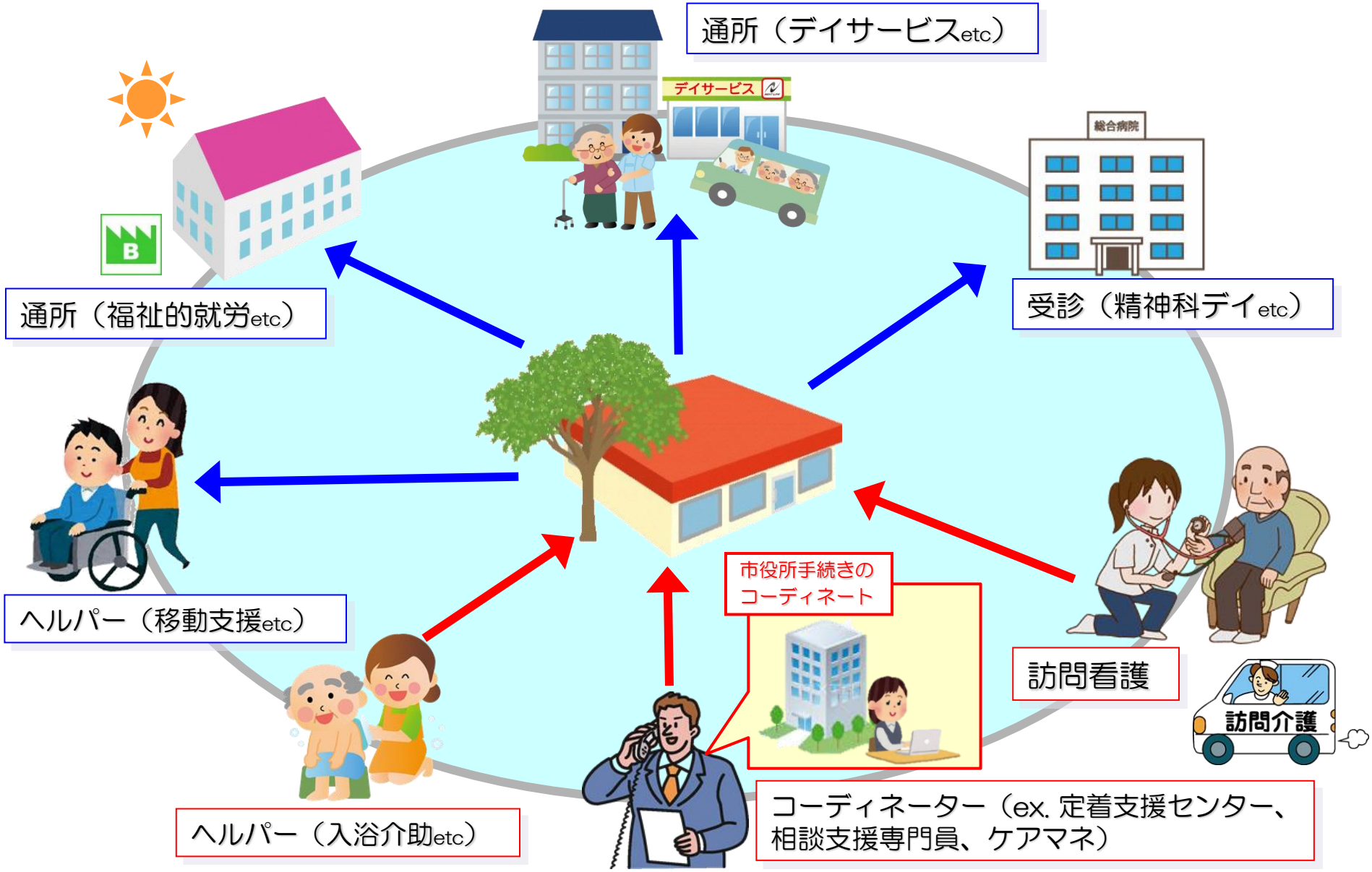

最近の主な動向

厚労省ウェブサイト 地域共生社会のポータルサイト（https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/）

1．多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和３年３月３１日付
厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長 連名通知

2．福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和３年９月１７日付
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→　地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→　対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→　矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

・矯正施設退所予定者及び退所者

・身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者

・その他、市町村等が必要と認める者

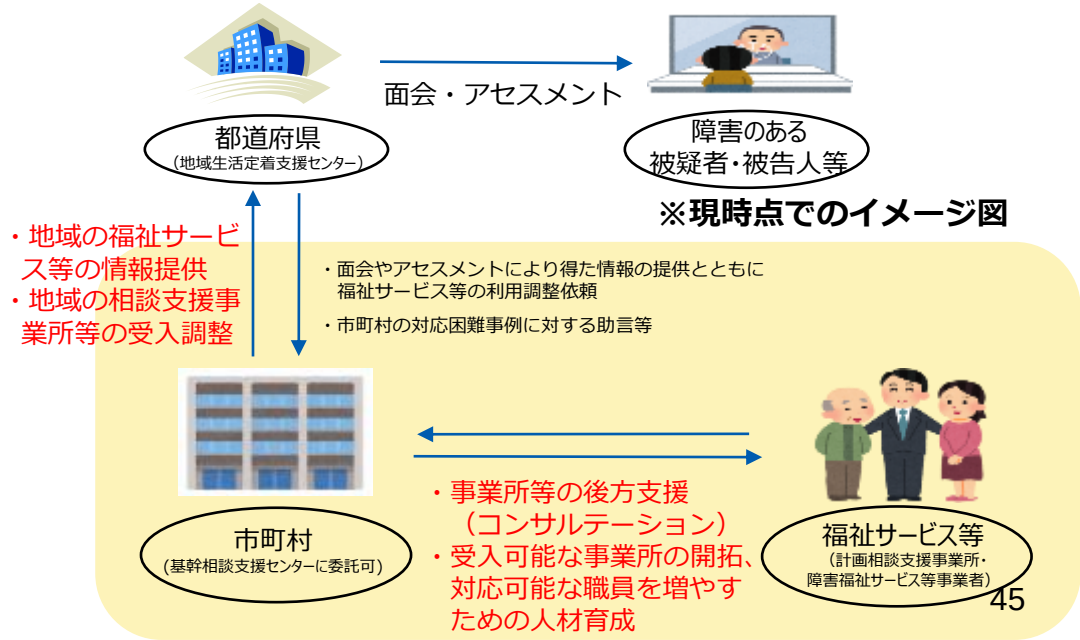

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞　令和３年度：３６自治体
令和４年度：４５自治体

参考）各地の実例

1．一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

■検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。

■更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
（地域のネットワーク構築）

2．定着支援センターへの便宜等

■支援対象者に係る情報が得やすくなった。
（受刑中のIQ、生活歴等）

■勾留中の面会に対する配慮を得やすくなった。
（面会場所・時間等）

3．切れ目ない支援の実現

■実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4．センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

■これまでは入口支援を実施していなかったので、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。

■重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
（多様な出会い）

特別調整等（出口支援）の事業化当時からの軌跡　― 振り返り ―

実践の中で“出会い”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた現在地（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに

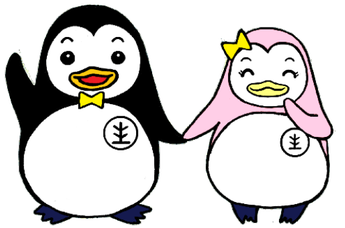

更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん　　サラちゃん

全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック研修会

更生保護と最近の動きについて

令和５年２月９日

法務省保護局観察課　青木 出

本日のテーマ

- 更生保護と保護観察所
- 満期釈放者対策
- 入口支援と出口支援
- 更生保護法等の改正

更生保護と保護観察所

更生保護の役割　～刑事司法における再犯防止のかなめ～

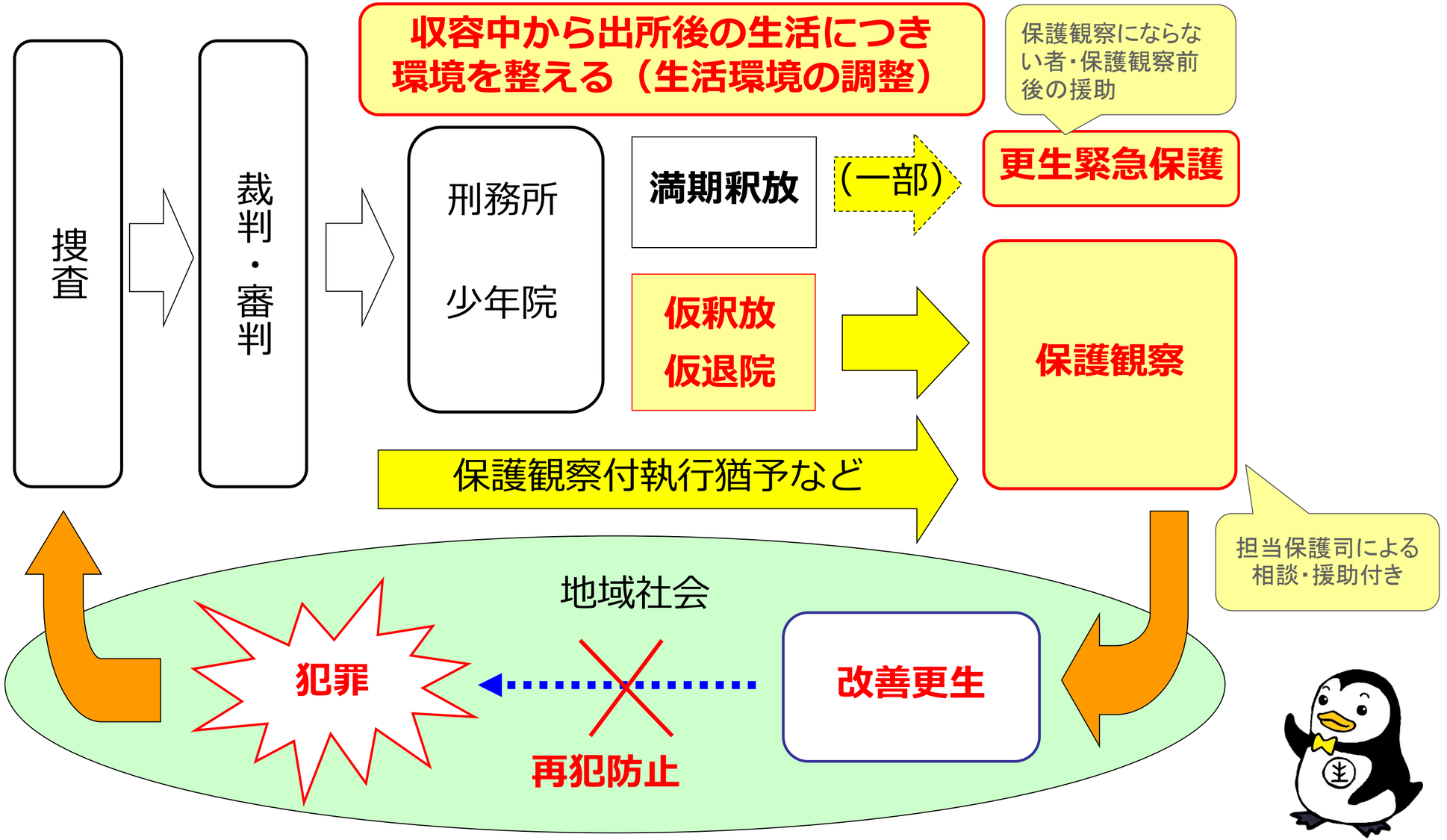

更生保護の実施体制

法務大臣

（令和4年度（以下同）：定員1，828人（保護局を除く））

法務省 保護局

地方更生保護委員会

- 全国8か所
- 仮釈放やその取消し等に係る調査や決定
- 委員66名
- 事務局に保護観察官148名

保護観察所

- 全国50か所（各都府県に1か所・北海道は4か所）
- 保護観察、更生緊急保護、医療観察等の第一線の実施機関
- 保護観察官896名、社会復帰調整官177名

保護観察官

- 専門的知識に基づき、アセスメント・指導監督等を行う。
- 専門職（保護観察官）試験採用者　等。

官・民の協働態勢

保護司

立ち直りに寄り添う，地域のボランティア
（法務大臣が委嘱）
46,705人
（R4.1.1）

更生保護施設

刑務所出所者等のための居住施設
103施設、定員2,405名
（R4.4.1）

民間協力者

協力雇用主

前歴承知で雇用に協力する事業主
24,665事業者
（R3.10.1）

更生保護女性会

犯罪予防活動等を行う女性団体
133,467人
（R4.4.1）

BBS会

立ち直りを支援する若者の団体
4,400人
（R4.1.1）

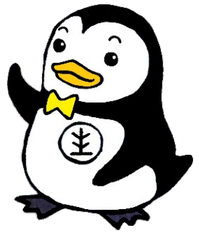

保護観察所の主な業務

立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。
その希望する帰住先について、保護観察官や保護司が赴き、「釈放後の生活の場として適当か」「就労、就学はどうするか」などの調査、調整を行う。

更生緊急保護

満期釈放者、起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。
その申出に基づき、更生保護施設への委託などを行う。

保護観察

仮釈放者や、保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり、面接、家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて、各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり、違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。

その他

医療観察、犯罪被害者支援、犯罪予防活動（社会を明るくする運動）、恩赦手続などを実施している。

満期釈放者対策

満期釈放者対策はなぜ必要か

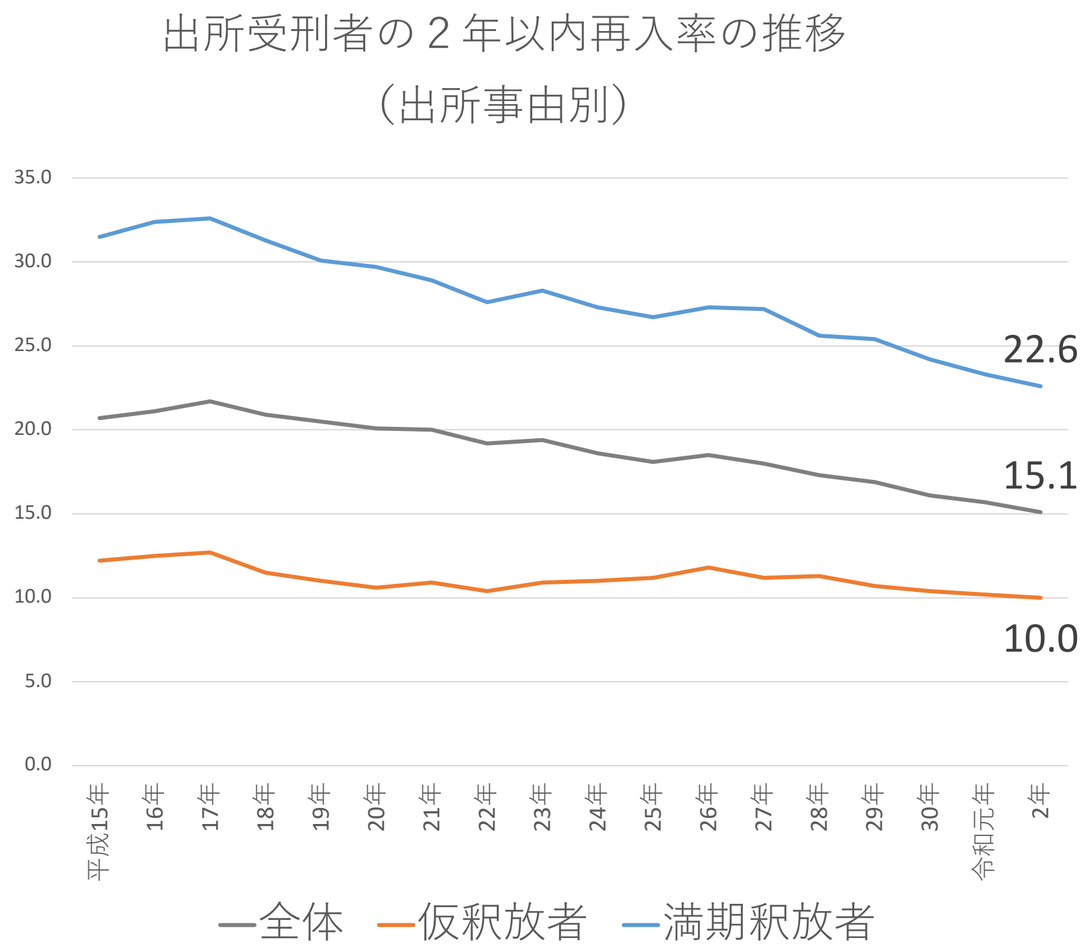

満期釈放者数（令和３年）･･･**6,963人**

※仮釈放者数･･･10,830人（仮釈放率は60.9%）

- 満期釈放者の２年以内再入率は、仮釈放者の２倍以上
- 満期釈放者は、本人の特性などの内的要因と出所後の生活環境などの外的要因の双方に多くの課題を抱えている
- 満期釈放者は、抱える課題を解決できないまま社会から孤立化しやすい

満期釈放者対策はなぜ必要か

出所受刑者の１０年以内再入率（出所事由別）

（平成23年出所受刑者）

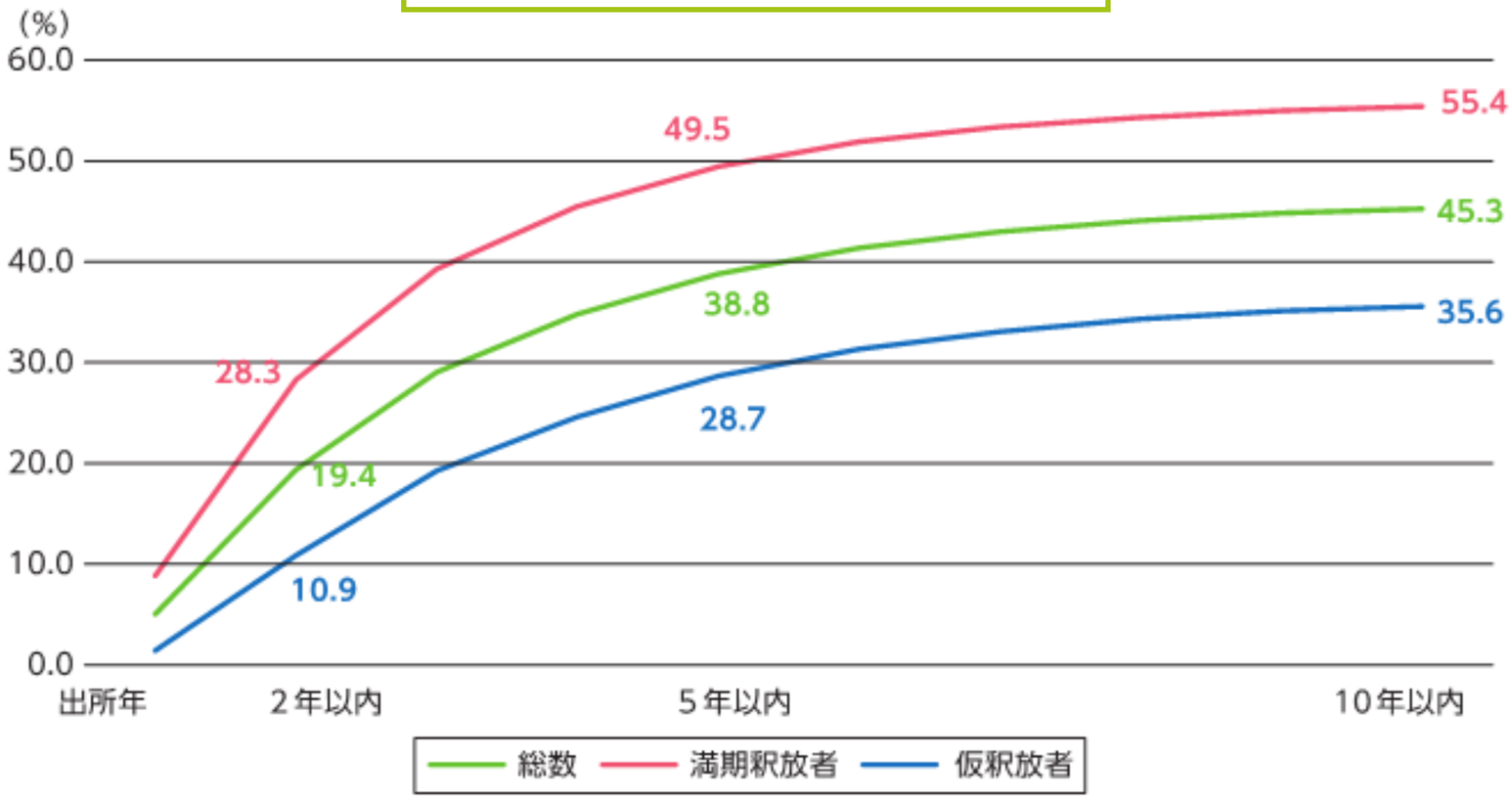

注　1　法務省調査による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放者」は、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了となった者を含まない。
　　3　「再入率」は、平成23年の出所受刑者の人員に占める、出所年から令和２年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

満期釈放者対策はなぜ必要か

再入受刑者の再犯期間の構成比（出所事由別）

（令和２年再入受刑者）

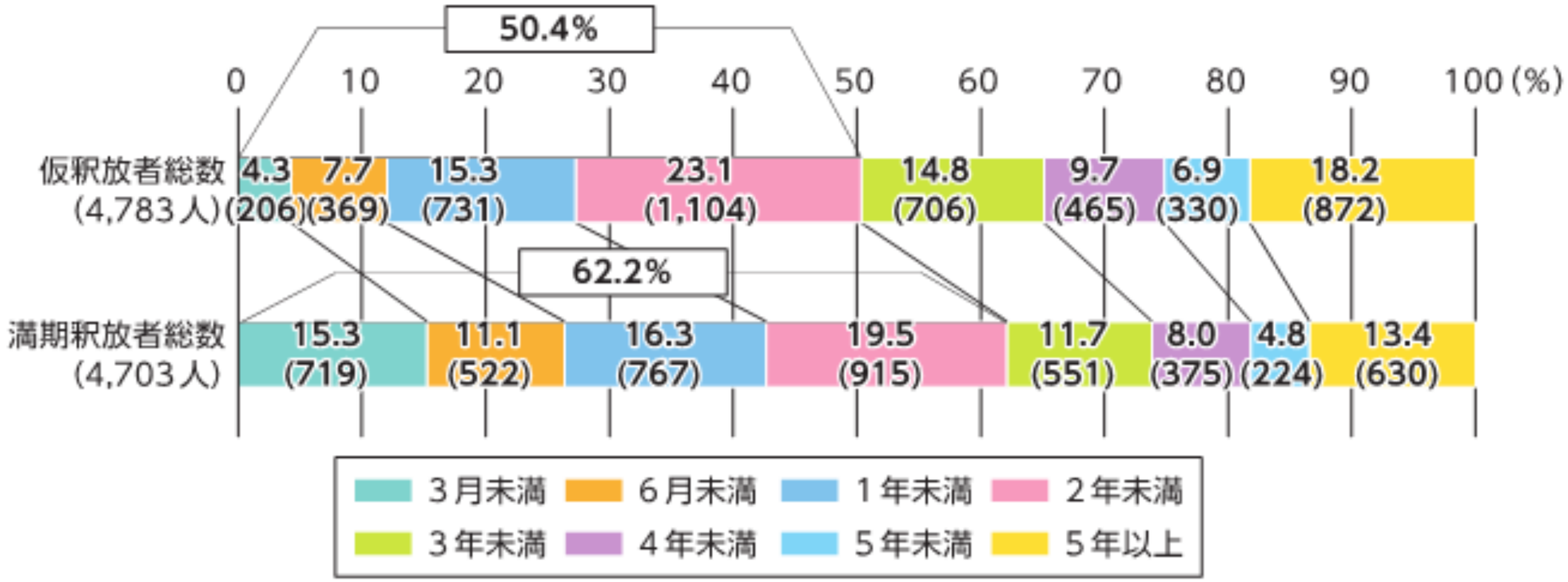

注　1　矯正統計年報による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
　　3　「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
　　4　構成比、比率等は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の和が100.0にならない場合がある。

満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査（調査概要）

対象者

- ① 令和２年５～６月に刑事施設から満期釈放された者　⇒１，２８９人
- ② ①のうち、同年５～12月に保護観察所に更生緊急保護を申し出た者　⇒２３６人

調査の内容

- ①について　刑事施設において調査した内容（受刑者本人から聴取した内容も含む）を矯正局において取りまとめ
- ②について　更生緊急保護の申出をした保護観察所において実施した措置等の状況を保護局において取りまとめ
- ⇒①と②を紐づけて分析を実施したもの

その他

- 令和２年５～６月に刑事施設から満期釈放された者について、本年１２月まで（法定期間の終了まで）保護観察所において更生緊急保護の申出・措置の実施状況を調査

満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査

年齢

更緊申出者の方が高齢者の割合がやや高い。

満期釈放者
（1,289人）

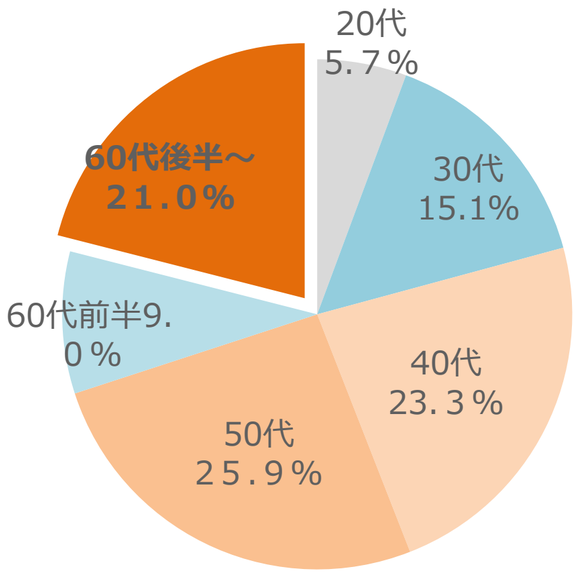

更緊申出者
（236人）

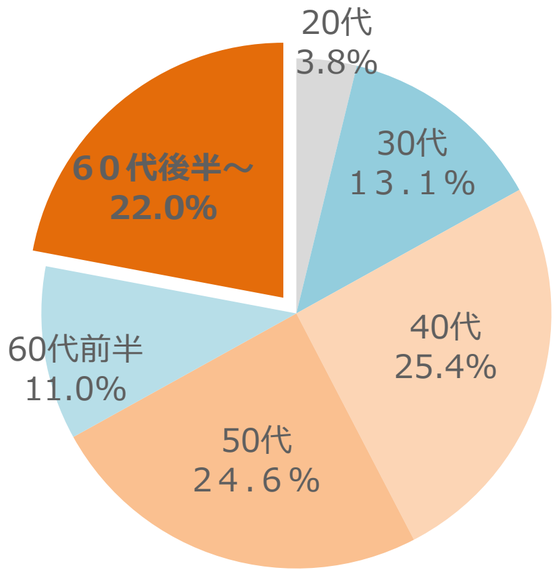

※更緊申出者のうち最も高齢の者は81歳（満期釈放者全体で最も高齢の者は92歳）

精神・身体

満期釈放者・更緊申出者ともに、精神・身体上の配慮が必要な者が7割以上

満期釈放者（1,289人）

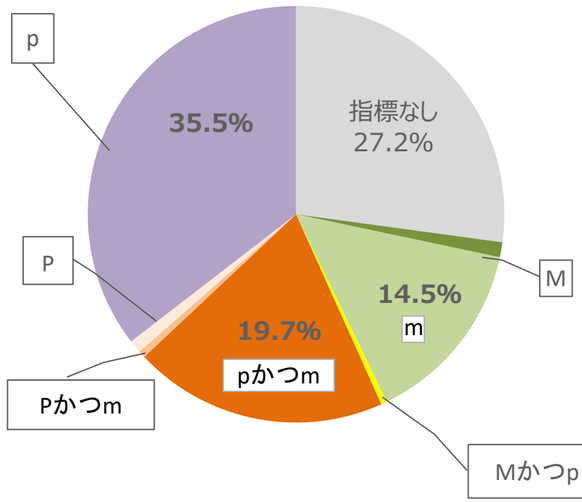

更緊申出者（236人）

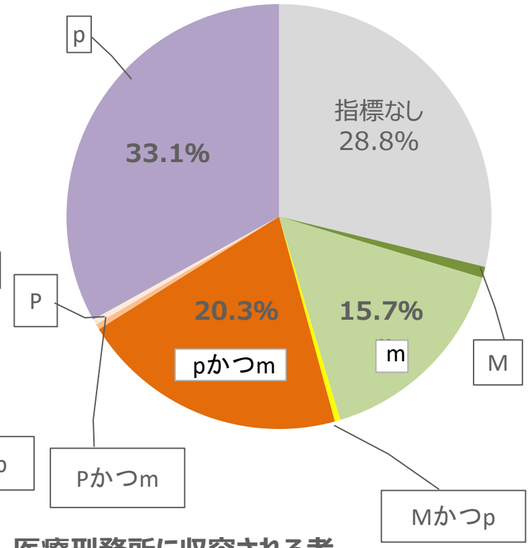

M：精神上の疾病又は障害のため、医療刑務所に収容される者
m：精神医療上の配慮が必要な者
P：身体上の疾病又は障害のため、医療刑務所に収容される者
p：身体医療上の配慮が必要な者

満期釈放となる背景

満期釈放者の帰住先の構成比

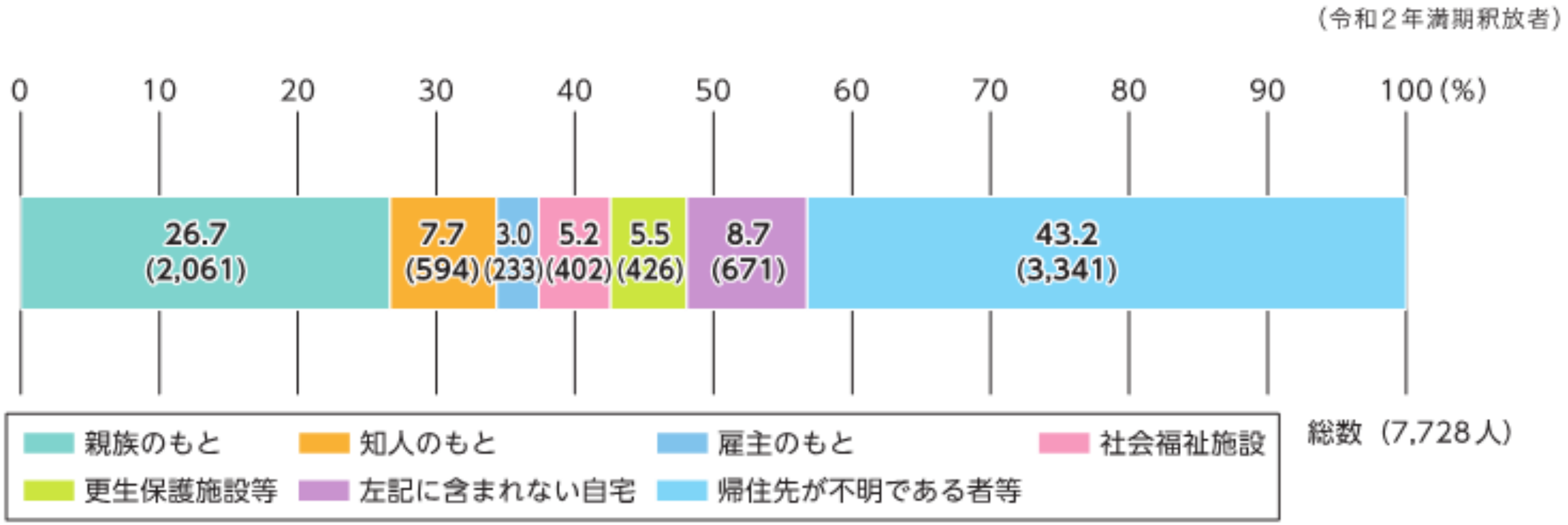

注　矯正統計年報による。

満期釈放となる背景

満期釈放者における仮釈放の申出の有無の構成比

（令和２年満期釈放者）

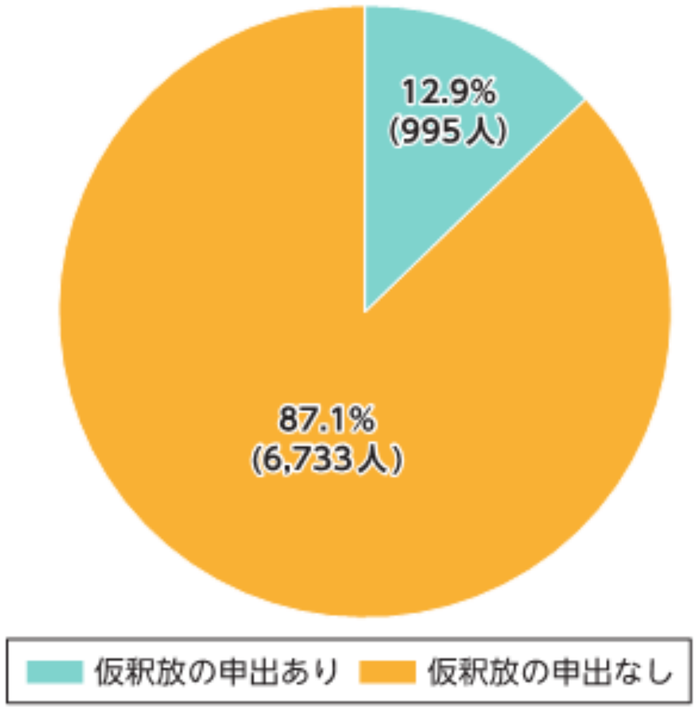

注　矯正統計年報による。

仮釈放の申出がなされなかった理由の構成比

（令和２年）

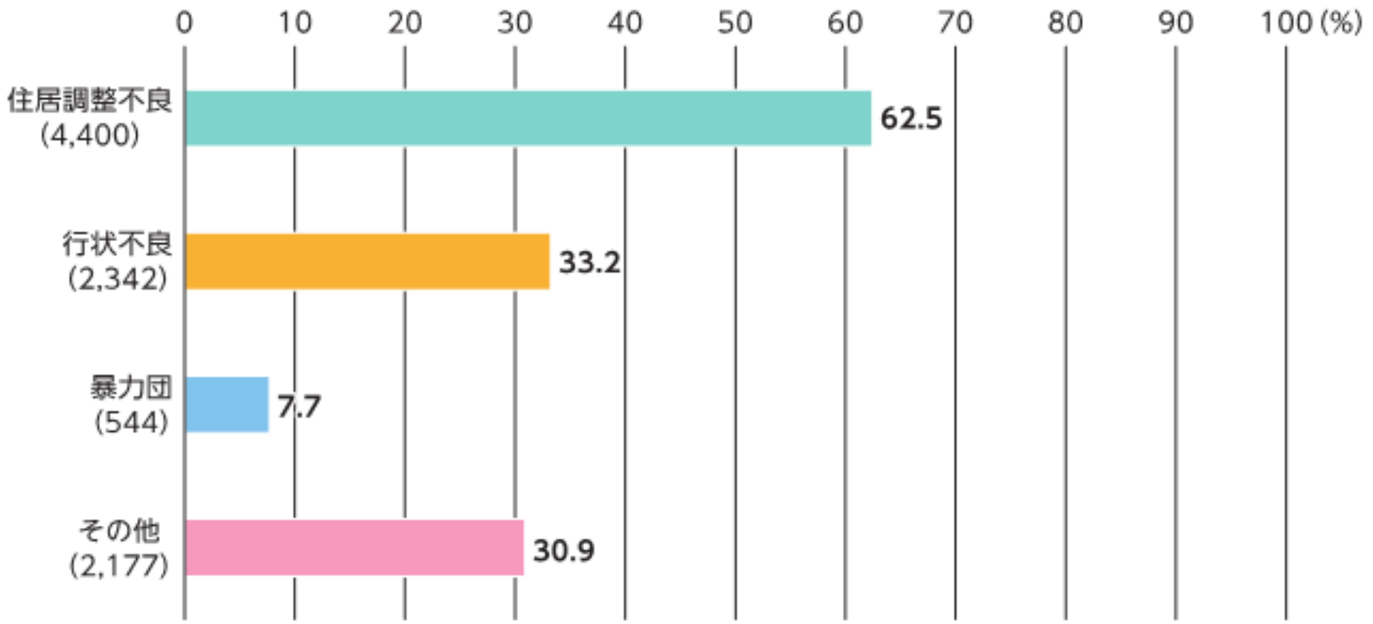

注　1　法務省矯正局の調査による。
　　2　複数の項目に該当する場合には、該当する全ての項目において計上している。

入口支援と出口支援

保護観察所が行う入口支援と出口支援

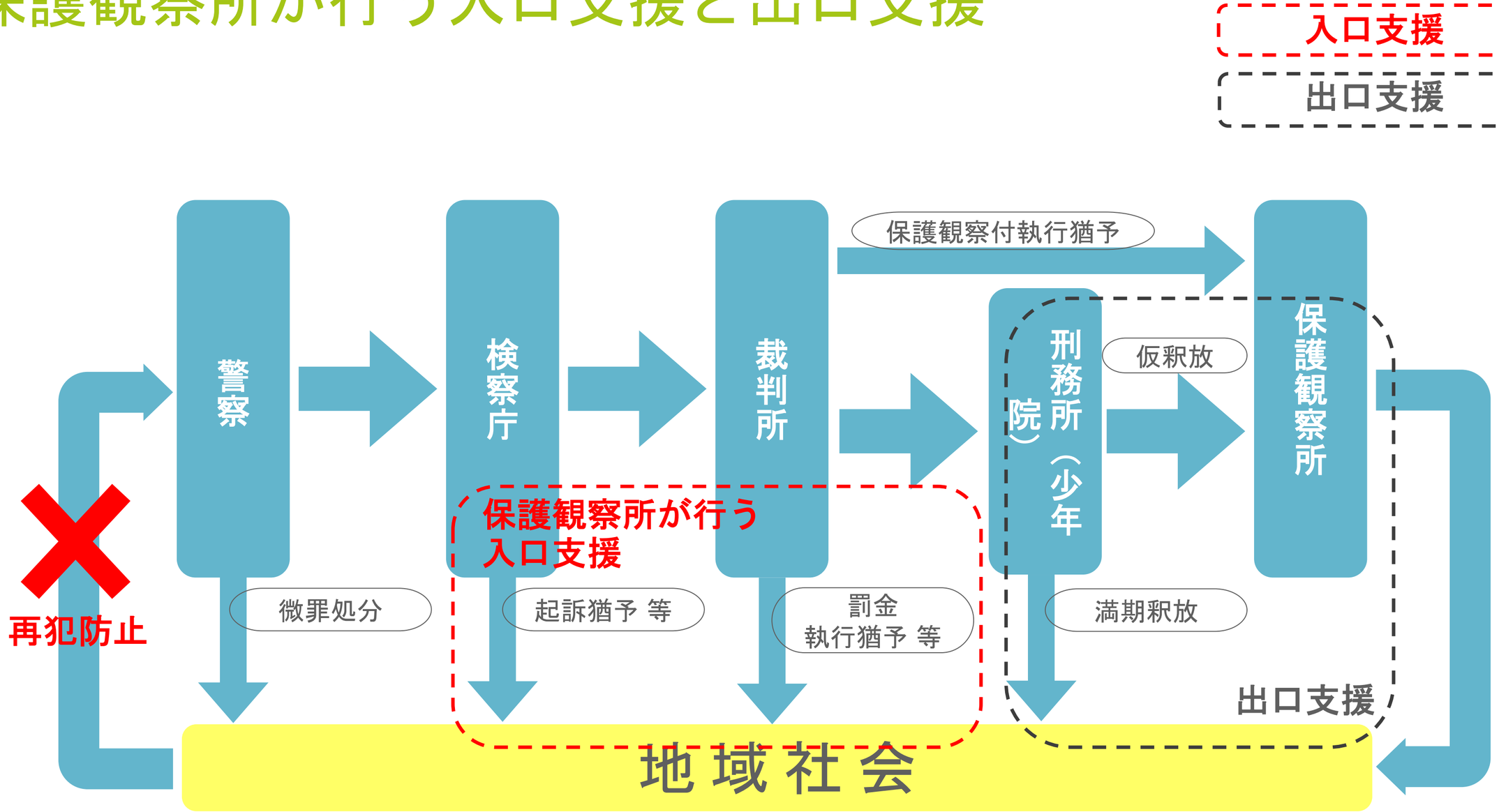

特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者に対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整に係る特別の手続

特別調整（選定するための要件）

以下の１～６の要件を全て満たすもの

- １　高齢（おおむね６５歳以上）であり，又は身体障害，知的障害若しくは精神障害があること
- ２　釈放後の住居がないこと
- ３　福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ４　円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ５　特別調整を希望していること
- ６　個人情報の提供に同意していること

特別調整

矯正施設所在地を管轄する
地方更生保護委員会

A県刑務所・少年院

社会福祉士等
による調査

本人が他県への帰
住を希望した場合

連絡・調整

情報の提供

連絡・調整

連 携

A県保護観察所

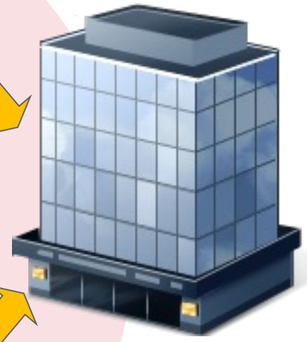

一時的受入れに
向けた調整

指定更生保護施設

他県の保護観察所

連絡・調整

協力依頼

本人が他県への帰
住を希望した場合

A県地域生活定着支援センター

受入先の調整等

他県の地域生活定着支援センター

連絡・調整

A県福祉等実施機関

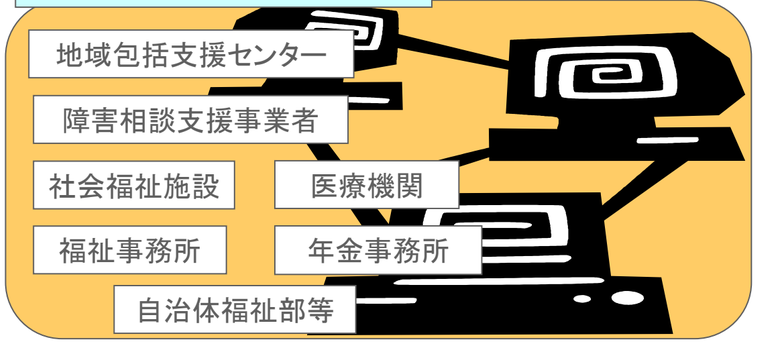

受入先の調整等

他県の福祉等実施機関

調整の対象

① 高齢（おおむね６５歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
② 釈放後の住居がないこと
③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
⑤ 特別調整を希望していること
⑥ 個人情報の提供に同意していること

特別調整

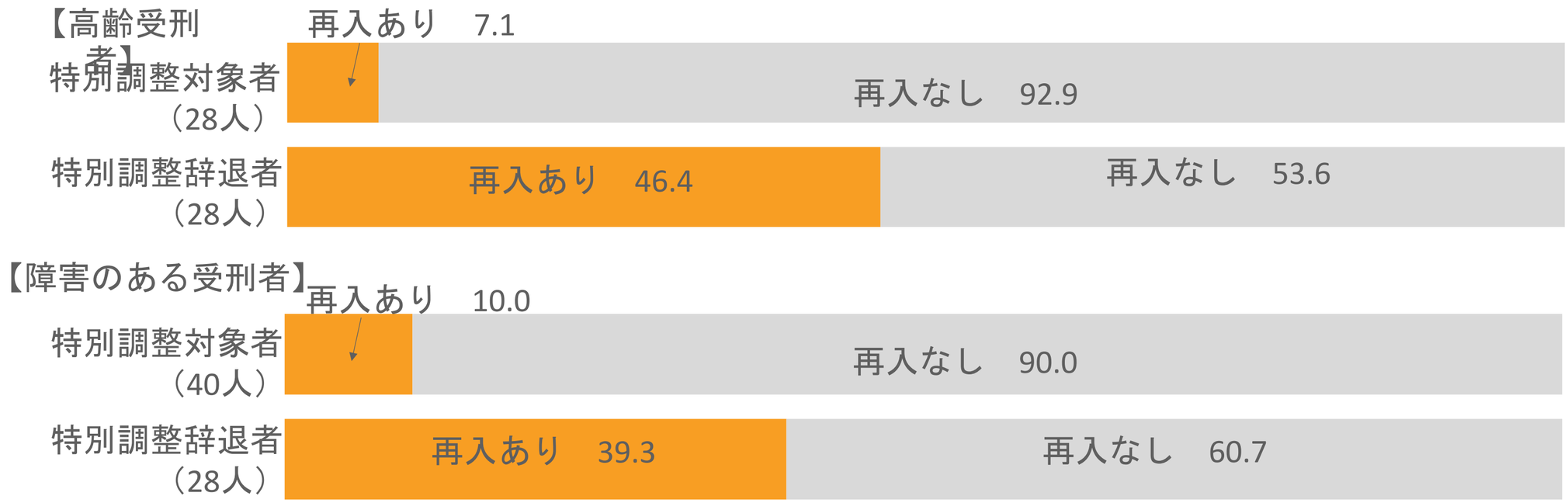

法務総合研究所の調査結果による。
平成２６年２月１日から同年３月１４日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び障害（知的障害・知的障害以外の精神障害）のある受刑者について、平成２７年５月末日までの間における刑事施設への再入所の有無を調査したもの。

更生緊急保護の重点実施等

検察庁と連携の上，特に支援の必要性が高い被疑者等に対し，事前に調査・調整を行い，更生緊急保護の措置として，重点的な生活指導等を行い，福祉サービス等に係る調整，就労支援等の社会復帰支援を行うもの

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等

目的

- 更生緊急保護の措置として、重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行う

対象

- 起訴猶予処分又は全部執行猶予（保護観察に付されるものを除く）、罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当な者

事前手続

- 主任検察官と支援担当官の速やかな事前協議
- 支援担当官は速やかに面接等により事前調査を行い、必要性、相当性を判断し、重点実施予定者として選定
- 重点実施のために必要な事項についての調整（更生保護施設等への入所等）
- 被疑者等が高齢・障害等により福祉サービスが必要であり、かつ関係機関への個人情報の提供に同意している場合は、地域生活定着支援センターに協力依頼

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等

更生緊急保護の実施

- 重点実施予定者から更生緊急保護の申出を受けたときは、事前の調査・調整の結果を踏まえ、重点実施対象者に選定
- 被疑者等が高齢・障害等により福祉サービスが必要であり、かつ関係機関への個人情報の提供に同意している場合は、地域生活定着支援センターに協力依頼
- 必要に応じ、更生緊急保護の継続的支援を実施
- 重点実施予定者としなかった者から更生緊急保護の申出があったときは、必要な更生緊急保護の措置を実施し、要件を満たす場合は重点実施対象者に準じて地域生活定着支援センターに協力依頼

地域の実情に応じた対応

- 検察庁、地域生活定着支援センター等とあらかじめ協議の上、対象、手続き及び内容について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等

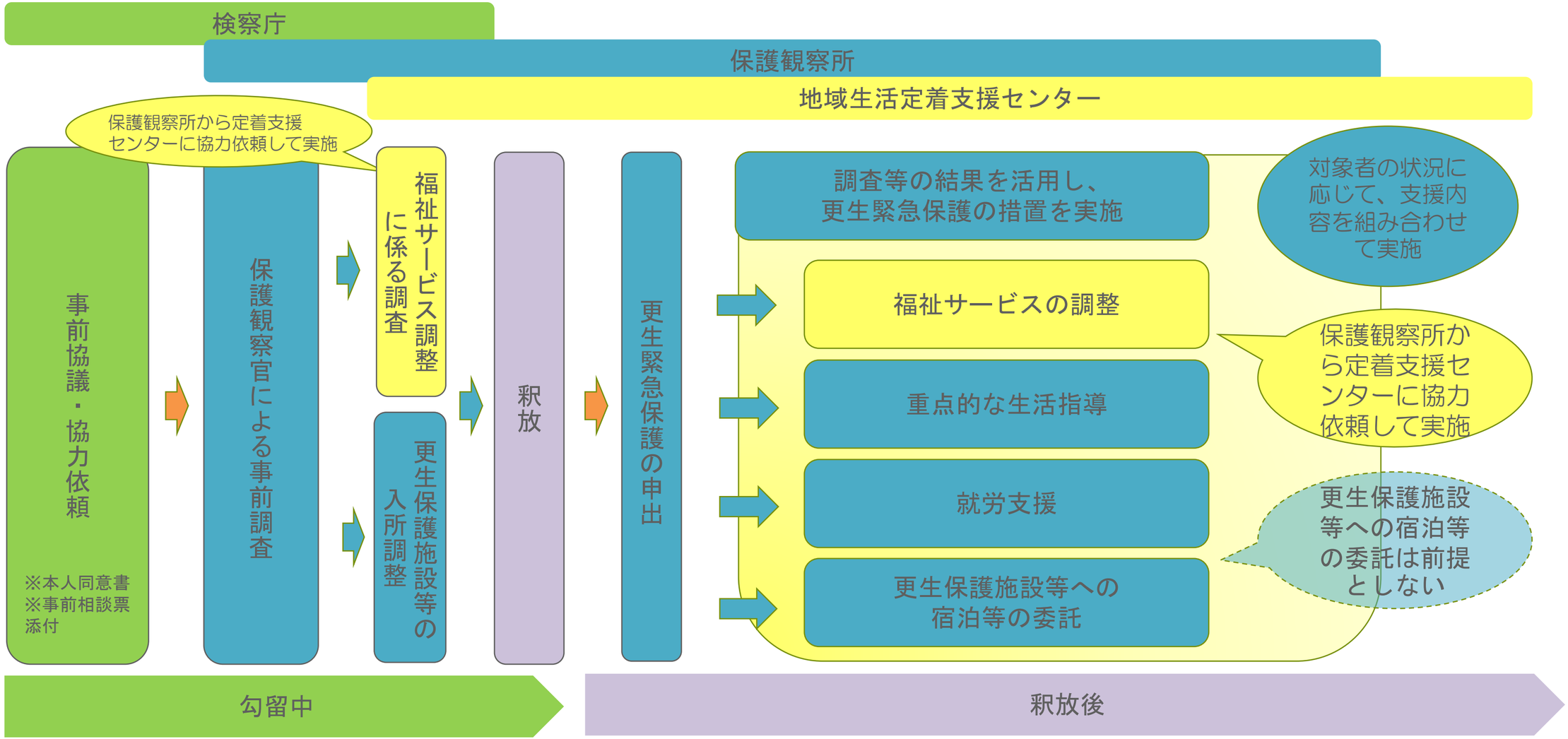

更生保護法等の一部改正

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

更生保護法改正の概要

- 再保護観察付執行猶予者等の特則
- 保護観察処遇の充実強化
- 犯罪被害者等の思いに応える処遇等の充実強化
- 刑執行終了者等に対する支援の整備
- 更生保護事業の展開（更生保護事業法の改正）

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

【刑執行終了者等に対する支援の整備】

①　更生緊急保護制度の拡充

・　更生緊急保護の対象に、検察官が直ちに訴追を必要としないと認め処分保留で釈放した者を追加

・　更生緊急保護のうち、金品の給貸与及び宿泊場所の供与以外の措置については、身体の拘束を解かれた後の６月に加え、特に必要があると認めるときは、更に１年６月を超えない範囲内において保護を行うことができるものとする

・　更生緊急保護の申出は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者もすることができる（事前の申出が可能に）

②　勾留中の被疑者に対する生活環境の調整

・　勾留中の被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものについて、本人の同意を得て、生活環境の調整を行うことができる

③　刑執行終了者等に対する援助

・　刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる

※　刑執行終了者等
①　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
②　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
③　懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった者
④　少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。）

④　更生保護に関する地域援助

・　地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪の予防に寄与するため、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行うことを、保護観察所の本来的な事務として位置付け

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

◎ アセスメントに基づく切れ目のない指導・支援の実施

勾留・受刑等
仮釈放等後の保護観察

事前申出

更生緊急保護
原則釈放後６月

金品給貸与･宿所供与について特に必要があるとき更に６月

生活指導、生活環境の調整等について特に必要があるとき
更に１年6月

刑執行終了者等に対する援助
（更生緊急保護を補完）

地域支援への円滑な移行

地域の支援機関の連携による息の長い社会復帰支援へ

◎ 保護観察所による地域援助

更生保護

地域援助の内容

- 地域の関係機関との連携による支援ネットワークの構築
- 地方公共団体による連携事業等の促進
- 関係機関、地域住民等に対する情報の提供、助言等の援助の実施

更生保護による地域貢献

保護観察所

地域支援ネットワーク

- 地域連携・助成事業（更生保護協会等）
- 更生保護地域連携拠点事業
- 地方公共団体による連携事業　等

地域の支援機関

- 更生保護民間協力者
- ダルク等民間支援団体
- 保健・福祉機関
- 医療機関
- 居住支援法人
- 更生保護施設等

地域における社会復帰支援の拡大

令和４年度　全国地域生活定着支援センター協議会
関東・甲信越ブロック研修会

山梨県の現状について

令和５年２月９日

山梨県福祉保健部
福祉保健総務課　課長　村松茂樹

１　山梨県地域生活定着支援センターの状況について

【設立の経緯】

・国の動向

○　刑務所出所者等のうち行き場がなく就労も困難な者に、行き場を用意し社会復帰を支援する仕組みを検討するため、平成20年3月5日に「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」を設置し、平成20年9月10日に中間まとめ。

○　平成20年12月、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」を決定。

○　セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に「地域生活定着支援事業」を追加し、平成21年度当初予算から予算措置。平成24年度当初予算から退所後のフォローアップ業務及び相談支援業務を拡充。

○　令和3年度より、支援対象者をこれまでの刑務所等出所者に加え、被疑者・被告人等にも拡大。

・山梨県の動向

○　国の方針を受け、高齢や障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）出所者等が、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）等を利用できるようにするため、矯正施設出所者等の社会復帰を支援し、ひいては再犯防止対策に資することを目的として、H23.11より、「山梨県地域生活定着支援センター」を設置し、社会福祉法人八ヶ岳名水会に運営を委託。

○　令和３年度から開始した支援対象者の被疑者・被告人等への拡大については、令和3年7月6日から（福）八ヶ岳名水会が被疑者等支援業務を実施。（令和3年6月補正計上）

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

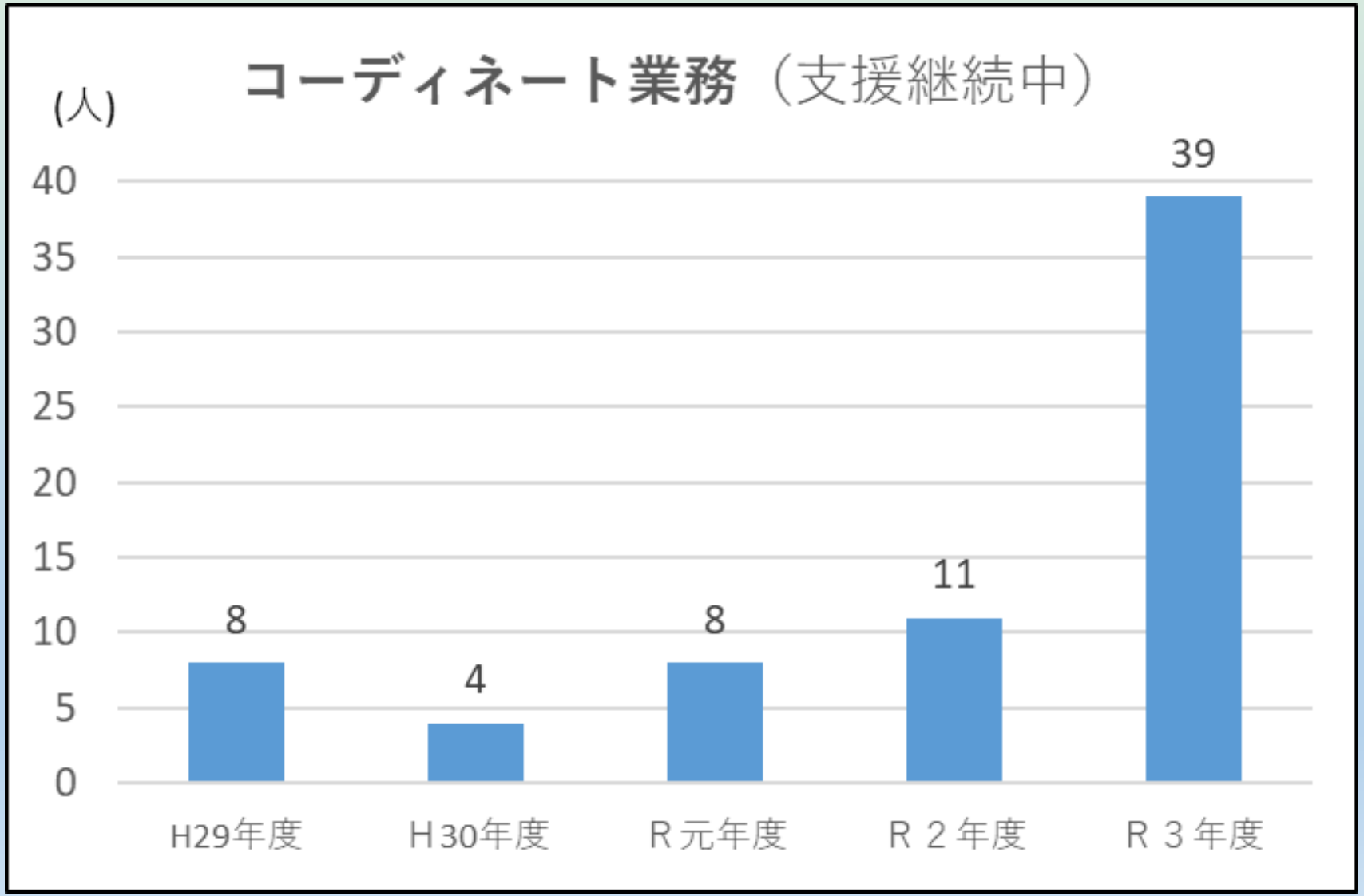

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

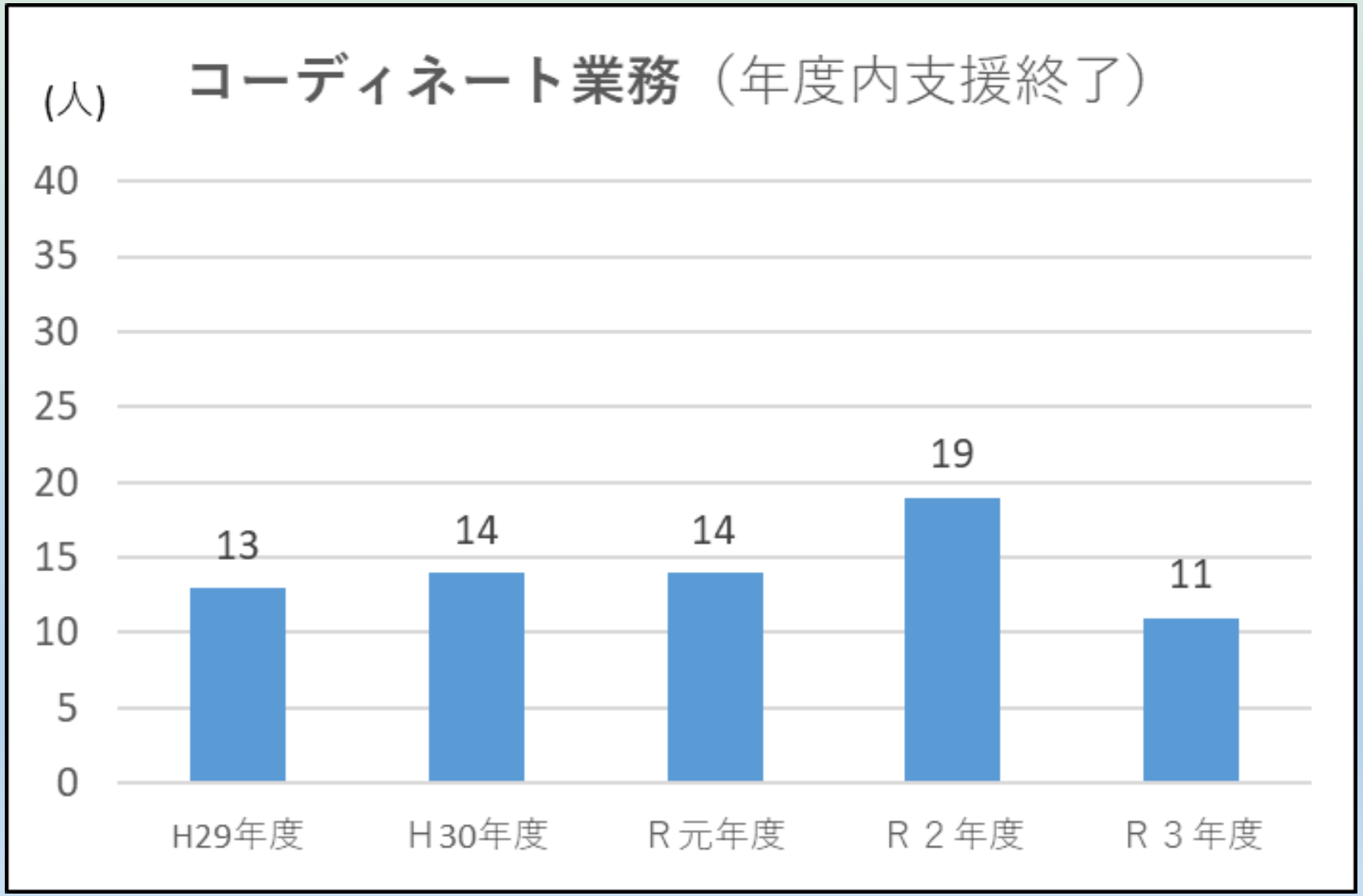

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

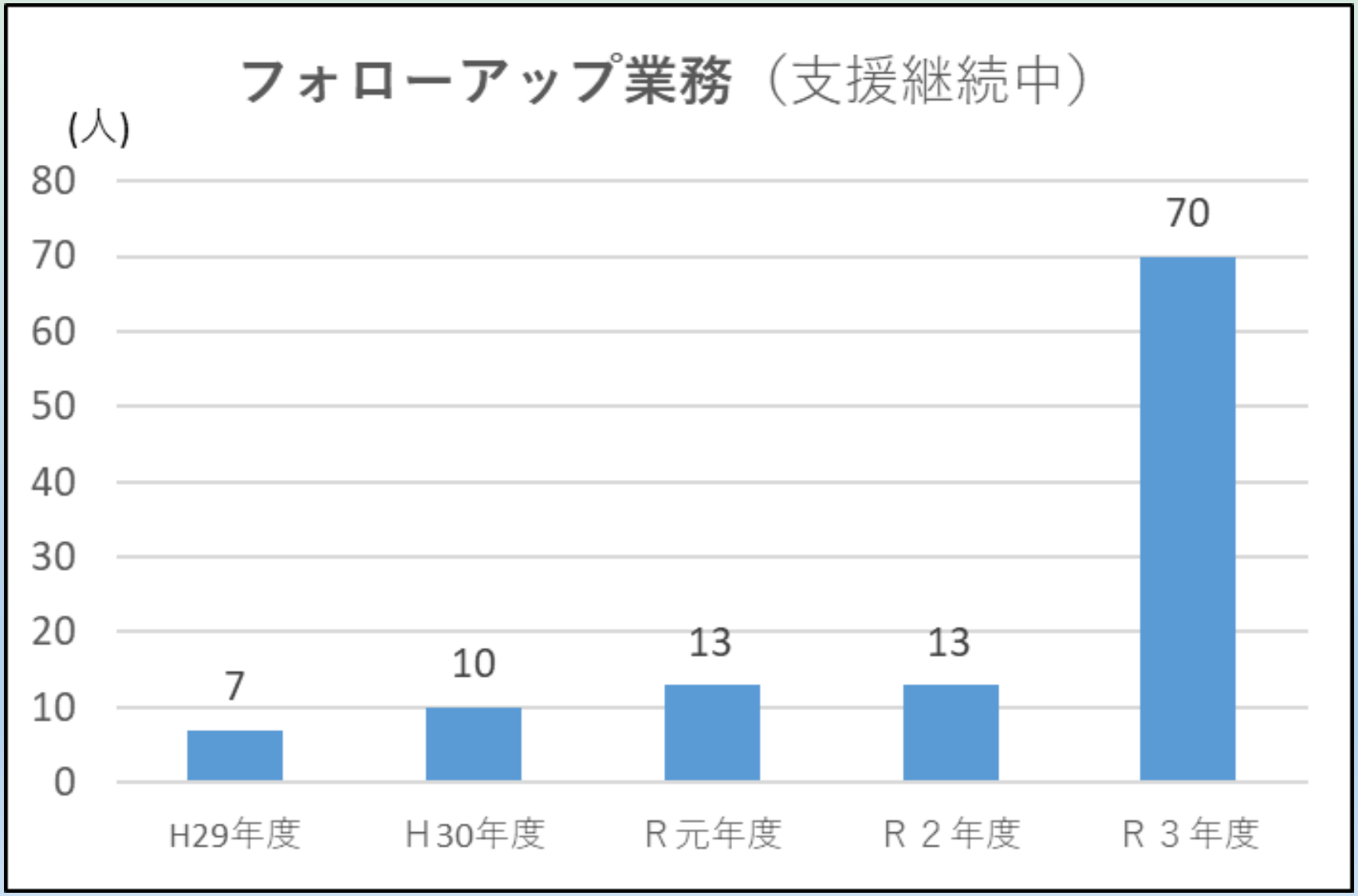

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

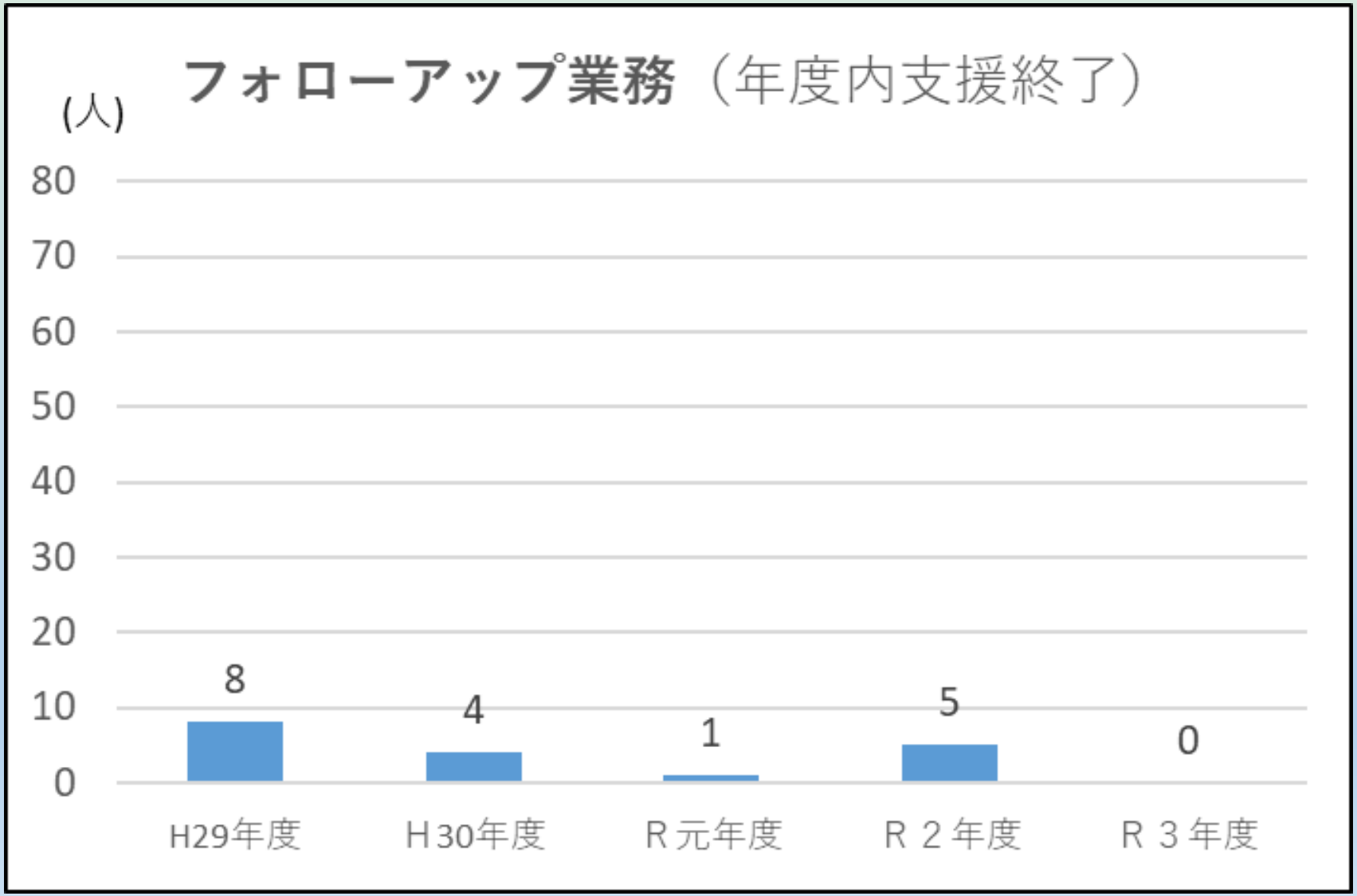

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

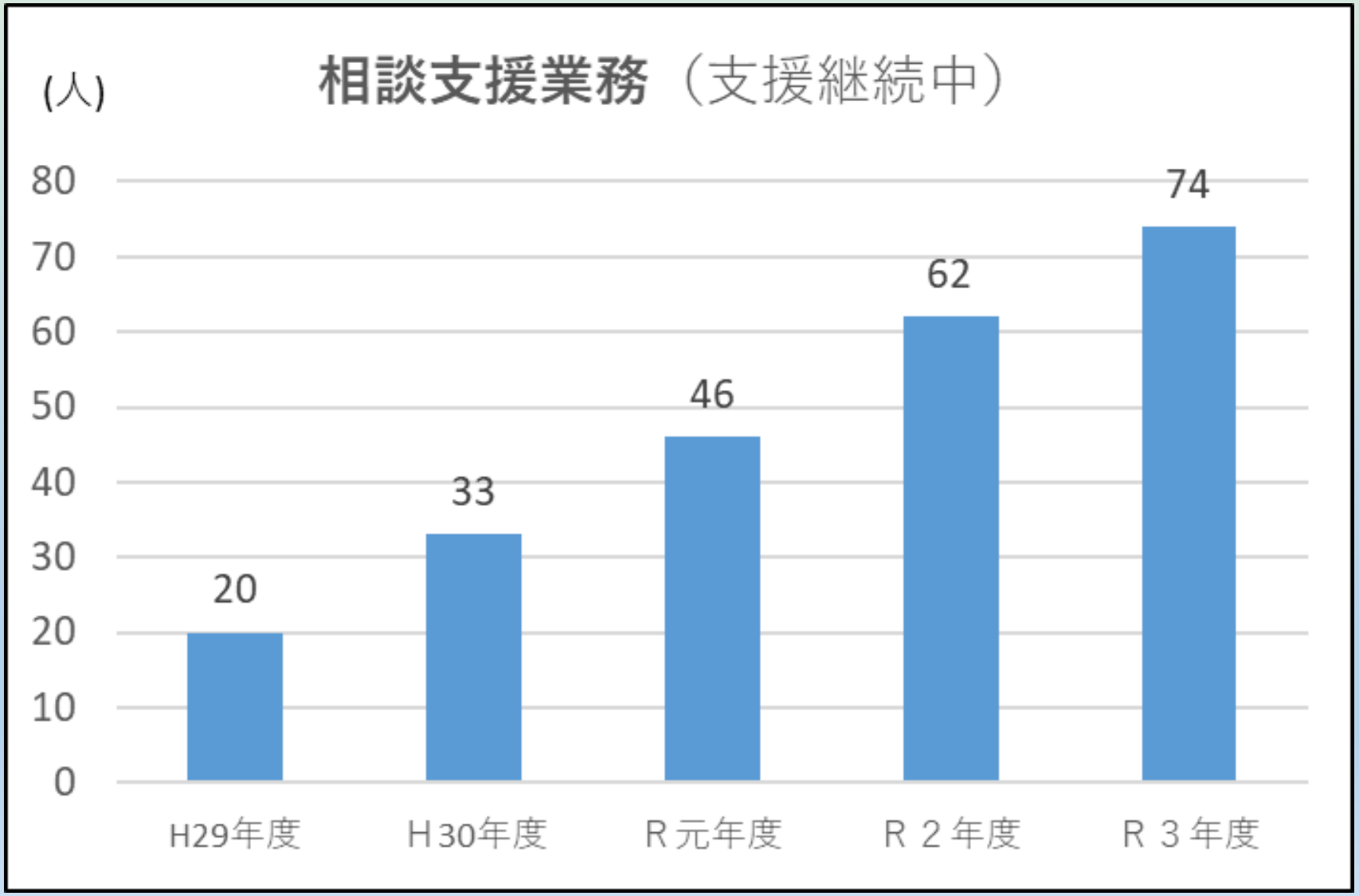

【支援の状況】

・山梨県地域生活定着支援センターによる支援実施件数の推移

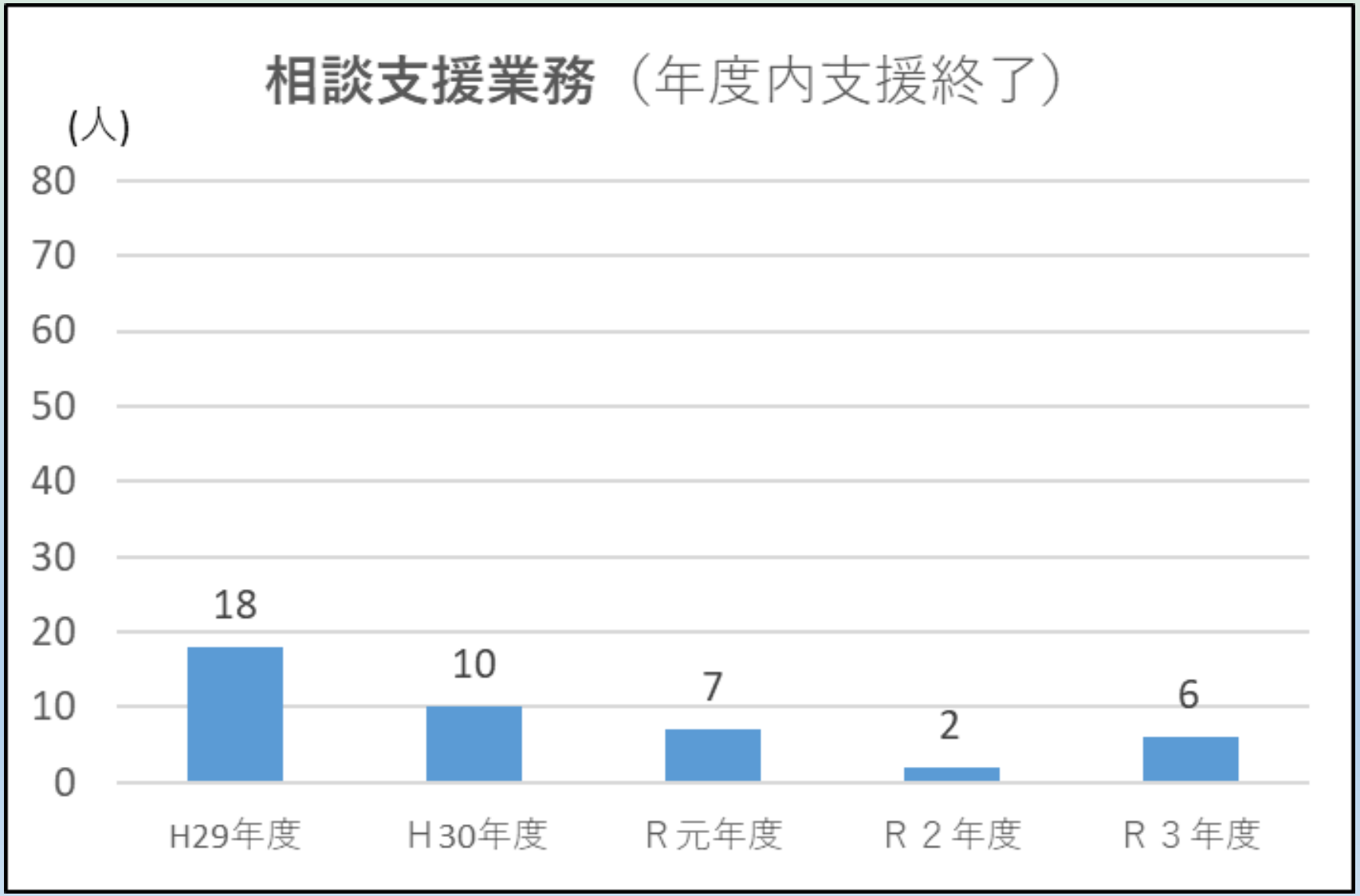

・業務中の福祉対応者数の推移

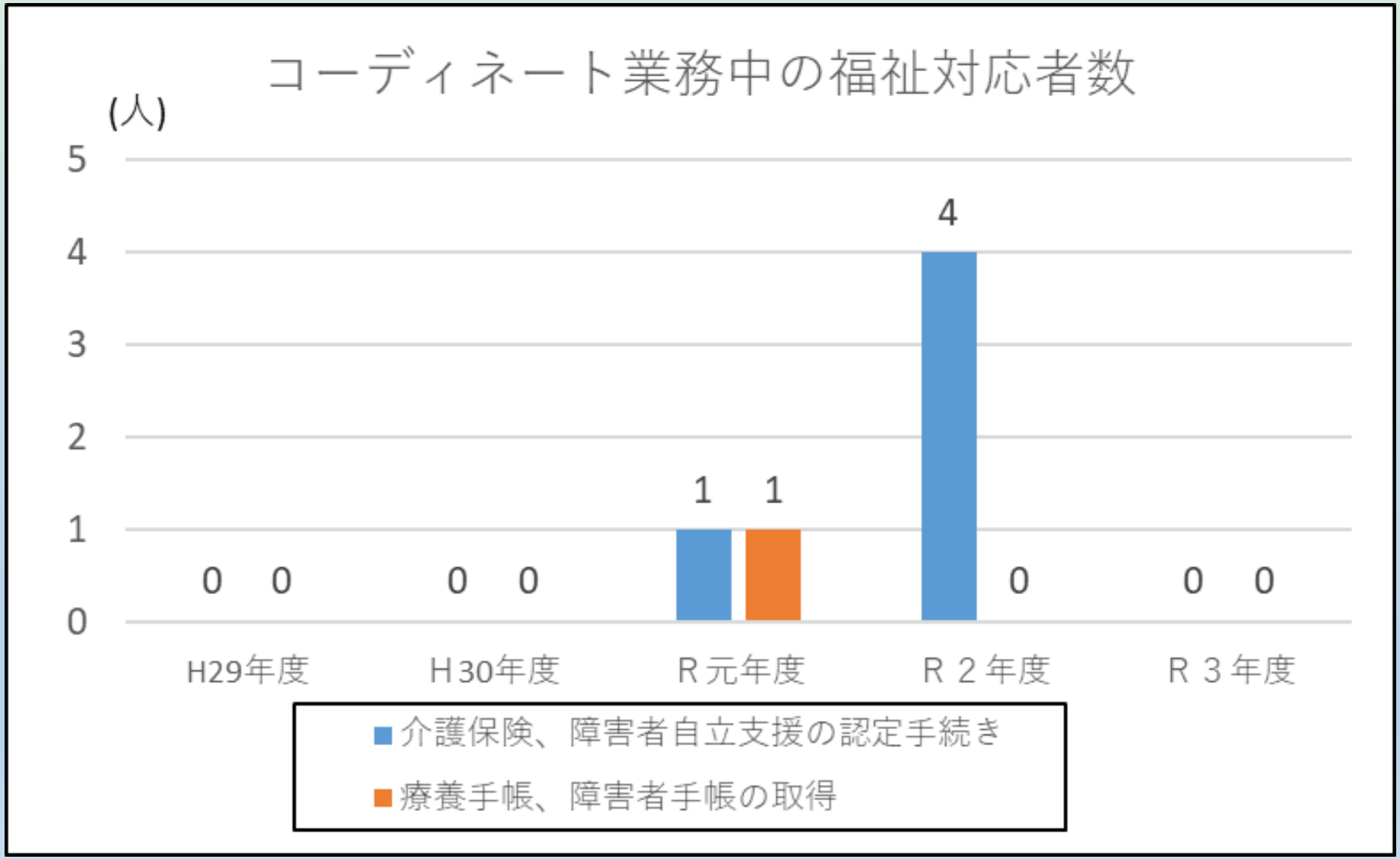

・業務中の福祉対応者数の推移

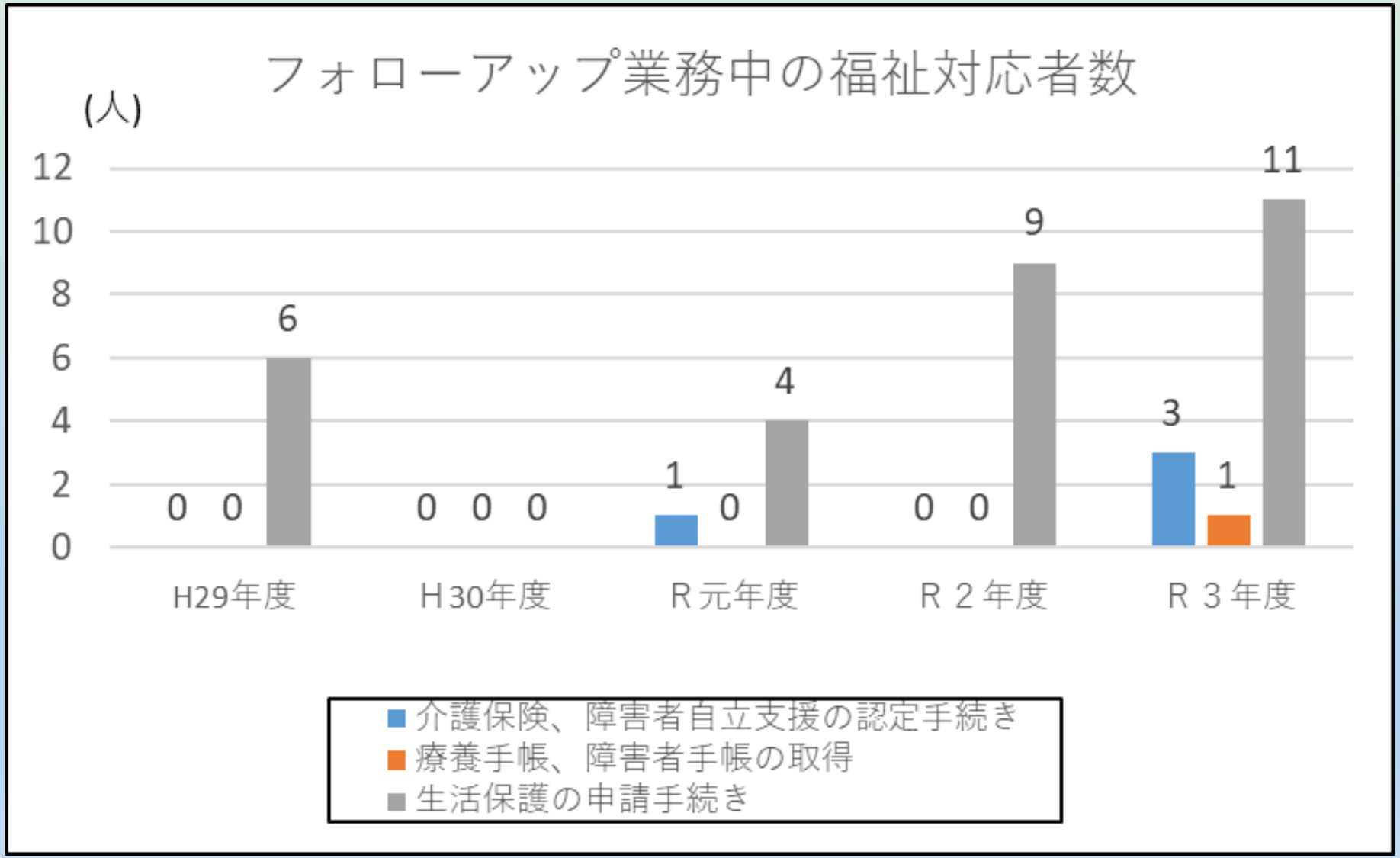

・業務中の福祉対応者数の推移

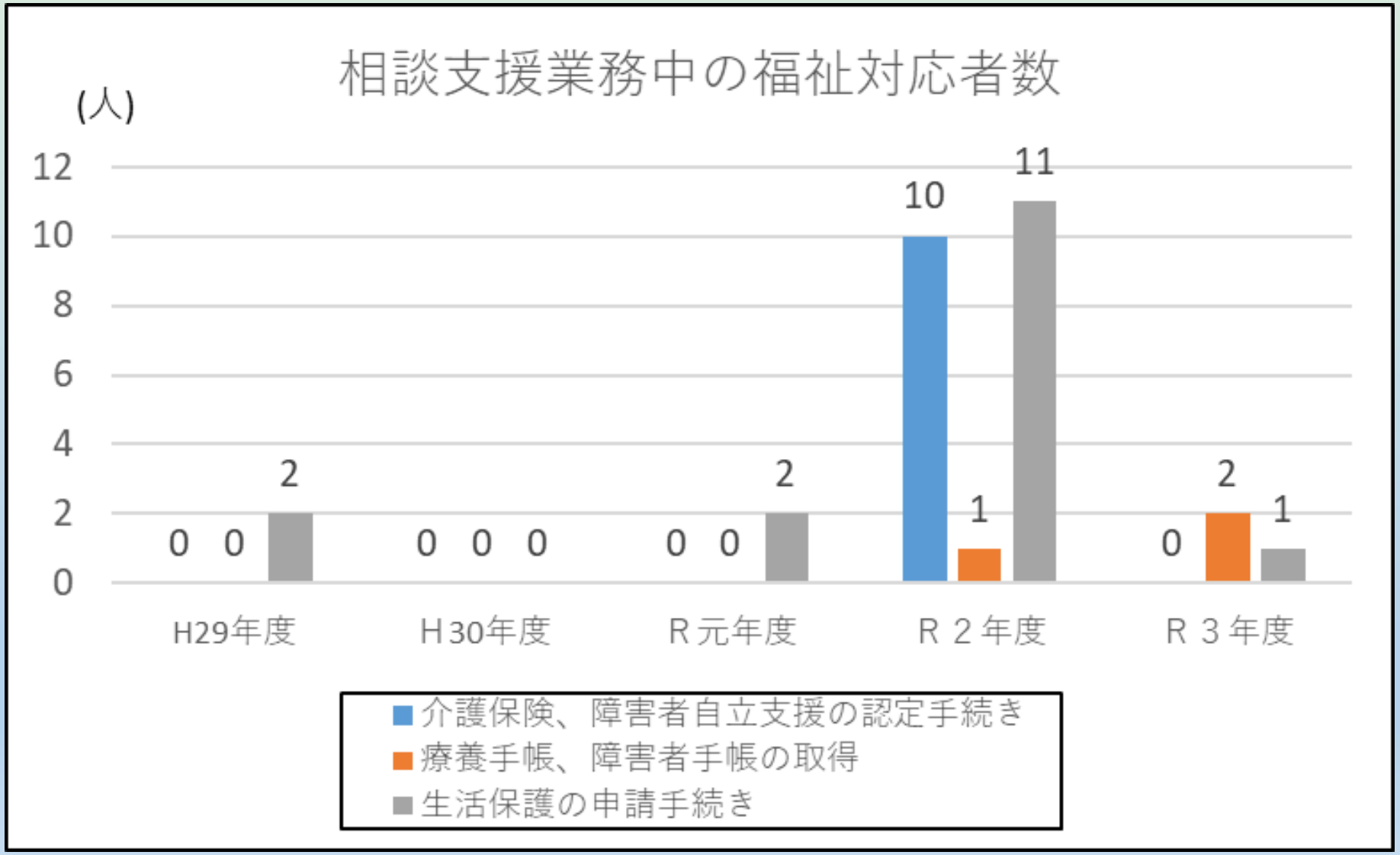

主な傾向

・支援継続中の件数を令和3年度実績ベースで見ると、多い順に、相談支援業務74人、フォローアップ業務70人、コーディネート業務39人となっている。

・支援継続中の件数が年々増加している。特に令和3年度は増加率が顕著である。
※関係機関との連携が緊密となり、センターに依頼する対象者の範囲が広がったことが一因では。

・年度内支援終了件数が少ない。
※地域での自立した生活に円滑に移行できない要因の分析は未実施。

・業務中の福祉対応者数を令和3年度実績ベースで見ると、多い順に、フォローアップ業務15人、相談支援業務3人、コーディネート業務は0人だった。

・また、活用した福祉施策別では、生活保護の申請手続きが12人、介護保険又は障害者自立支援の認定手続きが3人、療育手帳又は障害者手帳の取得が3人だった。
年度毎にばらつきはあるが、生活保護の申請手続きと介護保険又は障害者自立支援の認定手続きをした者の人数が多い。

【最近の取組】

センター機能の向上を目的として、令和４年度に実施している取組

○センター主催勉強会の開催

保護観察所、刑務所、県弁護士会、医療機関、福祉施設、福祉事務所等の関係機関担当者に声を掛け、月１回程度、テーマを設定した勉強会を開催。

今までのテーマ

・刑務所からの手紙に学ぶ
・地域で暮らす ～生活保護と更生緊急保護～
・地域で暮らす ～原則と制度は誰のためのもの？～
・地域で暮らす ～弁護士との連携を通じて～
・自立準備ホームについて
・司法と福祉の連携について考える

など

※当日のテーマに関わらず、支援者の処遇等に関する参加者からの相談にも対応。

○職員数の増員

令和４年４月から７名に増員。（令和３年度は３名）
八ヶ岳名水会本部や他機関と兼務の職員も含まれることから、正規職員の比率を高めていく方針。

【今後の課題】

○関係機関との連携強化

令和３年度は被疑者等支援業務の実績が0件だった。限られた時間の中ではあるが制度の趣旨に沿った運営がなされるよう、関係機関と一層、連携強化を図る必要がある。

２　山梨県における再犯防止推進に関する取組

【国における再犯防止に関する推移】

○平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）施行

　安全で安心して暮らせる社会を実現するため，再犯防止推進法においては，基本理念、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに，対策の基本的事項を掲げ，再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められている。

○平成29年12月 再犯防止推進計画の策定

　再犯防止推進法第７条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取り組むべき再犯防止施策を盛り込んだ再犯防止推進計画を策定した。
この計画の期間は、平成３０年度から令和４年度までの５年間であり、２年以内再入率を１６％以下にする等の目標が掲げられている。

【山梨県におけるこれまでの主な取組】

○令和元年6月県再犯防止推進計画庁内検討委員会設置

山梨県再犯防止推進計画策定のための庁内検討委員会を設置。庁内における再犯防止に係る各種施策の整理、情報共有を実施。
※山梨県再犯防止推進計画策定後の令和２年４月に「山梨県再犯防止推進庁内連携会議」として運営

○令和元年7月再犯防止推進会議設置

山梨県における再犯防止に関する施策を推進することを目的で県が設置。有識者等で構成された委員により、山梨県再犯防止推進計画の策定・推進等に関することを所掌。

○令和2年3月山梨県再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画として令和２年度から令和６年度までの５年計画として「山梨県再犯防止推進計画」を策定。再犯防止に係る現状・課題を踏まえた上で、基本方針や施策の方向性を明確化した。

○県内全ての市町村に再犯防止推進担当を設置

02_再犯画像縦.pptx

山梨県における再犯防止施策の体系

基本方針	施策の方向性	具体的な施策
(1)県民の理解促進・関心の醸成	①再犯防止に対する県民の理解促進	a　関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進
		b　民間協力者の活動の促進
(2)立ち直りに向けた効果的な支援の充実	①就労住居の確保	a　就労に向けた相談・支援の充実
		b　住居の確保に向けた支援の実施
	②保健医療・福祉サービスの利用促進	a　高齢者又は障害のある者等の福祉サービスの利用支援
		b　依存症に関する支援の促進
	③学校等と連携した非行の防止及び修学支援	a　学校における児童生徒の非行の未然防止
		b　非行少年に対する就労・修学支援の実施
	④特性に応じた効果的な指導の実施	a　ストーカー加害者等に対する支援の実施
		b　再犯リスクが高い者に対する指導・支援の実施
(3)関係機関等との連携強化	①国・市町村・民間団体等との連携強化	a　関係機関・民間協力者等とのネットワークの構築
		b　市町村の再犯防止推進計画策定等の取組への支援

山梨県の犯罪発生状況及び再犯者推移について

1　刑法犯認知件数

昨年、県内の刑法犯認知件数は 2,748 件と、前年より 21.5%減少し、戦後最少を更新しました。刑法犯認知件数のピークであった平成 14 年の 15,245 件と比較すると約 80%減少しています。

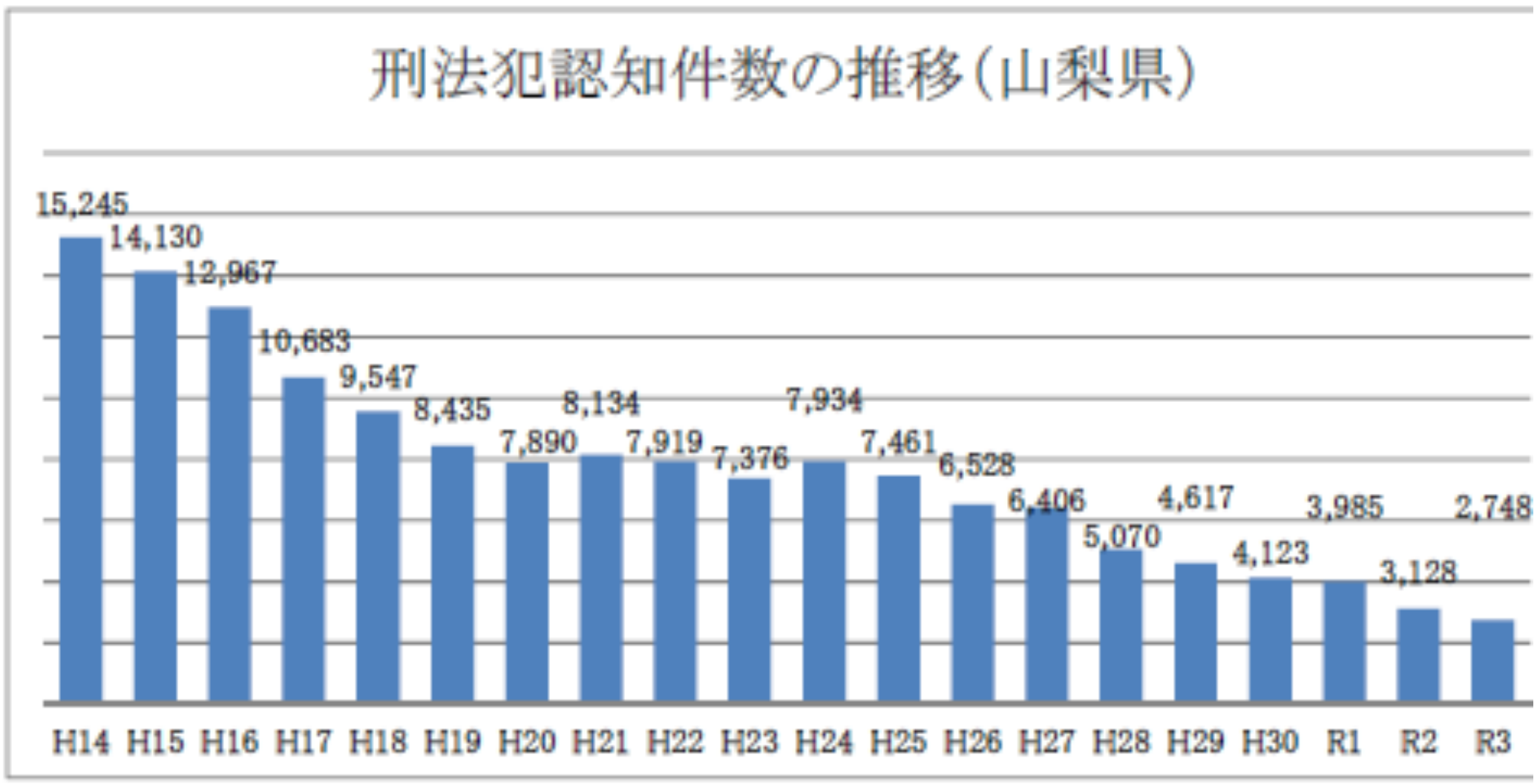

2　再犯者の状況

令和３年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、53.6%(全国 48.6%)で検挙された者の約半数が再犯者という状況が近年続いています。

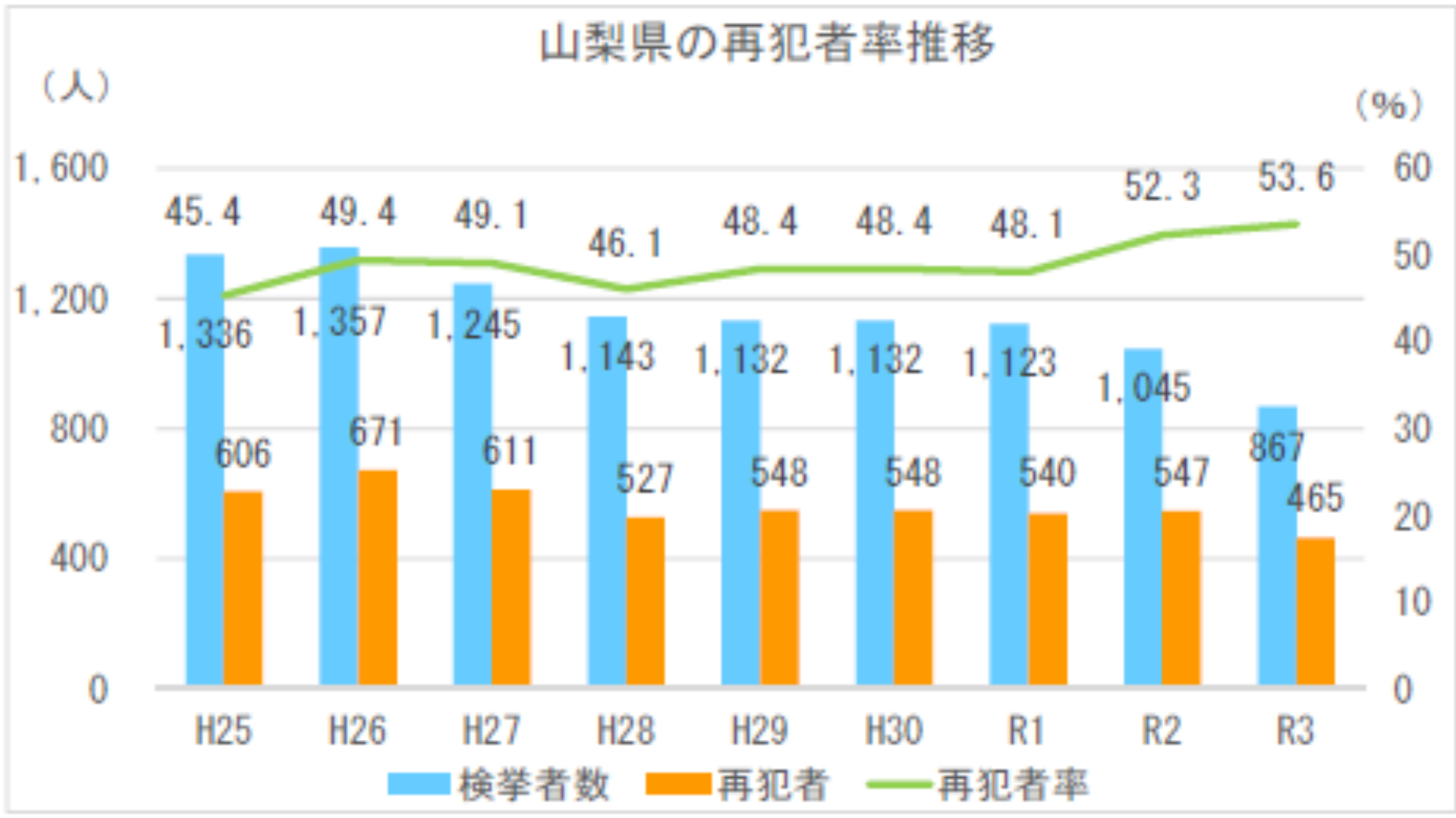

令和３年は、前年と比べ、再犯者の数は－８２人と再犯者数は減少しましたが、全検挙者数に占める再犯者率は増加に転じています。

また、令和３年の再犯者の傾向として、前年から比率が上昇した主なものは

・高齢者（６５歳以上）の比率（27.0%→32.2%）

となっています。

（法務省・県警察本部・統計資料より）

全国地域生活定着支援センター協議会
関東・甲信越ブロック研修会・２日目

更生緊急保護制度利用の現況と今後の課題について

甲府保護観察所処遇部門
統括保護観察官　長岡　千恵

犯罪（非行）をした人は、裁判（審判）の前後でどうなるのか？

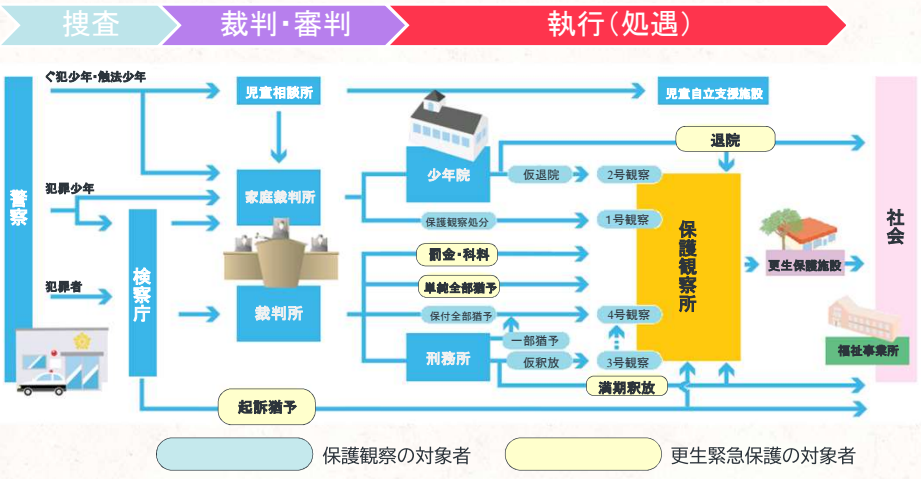

『地域生活定着支援センターガイドブック（令和2年度版）』の図表の一部を追記・修正している。

更生保護とは？

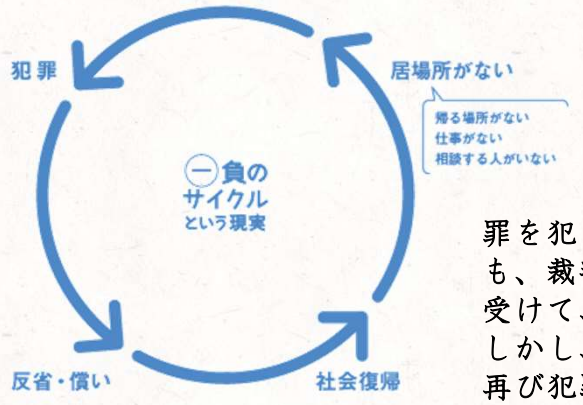

罪を犯した人、非行のある少年も、裁判や審判を終え、処分を受けて、社会に戻ってきます。しかし、居場所がないがために、再び犯罪に手を染めてしまう人もいます。

2

更生保護とは？

罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを支え、再び犯罪や非行を繰り返すことを防ぐ仕組みです。

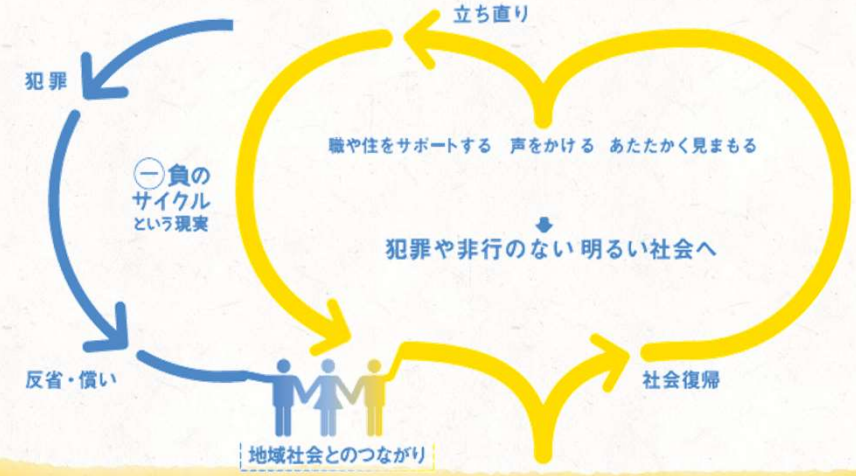

更生保護の体制

法務大臣

法務省保護局

地方支分部局

地方更生保護委員会

高等裁判所の所管区域ごとに置かれ、主として仮釈放等の事務を実施

保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察を始めとする事務を実施

民間との協働体制

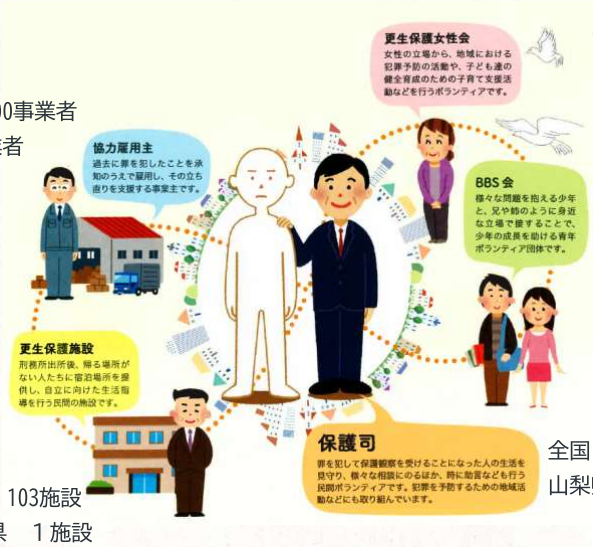

全国　約24,000事業者
山梨県　247業者

全国　約13万人
山梨県　964人

全国　約4,400人
山梨県　40人

全国　約4万7000人
山梨県　469人

全国　103施設
山梨県　1施設

5

保護観察所の主な業務

- **保護観察**
  保護観察官や保護司が、社会で生活している保護観察を受ける人との面接などの**指導監督**や関係機関との調整や就労支援などの**補導援護**を行います。宿泊場所の提供や食事の給与など、緊急的な支援を行う**応急の救護**を行うこともあります。
- **生活環境の調整**
  刑務所や少年院に収容されている人が釈放された後の生活環境を再び再犯・再非行に至らないよう、保護観察官や保護司が希望する帰住先や就労先等について、調査や調整を行います。
- **更生緊急保護**
  犯罪や非行による身柄拘束を解かれた人で緊急の支援が必要な人について、本人の申出（希望）に基づいて、釈放から最大６か月以内に限り、宿泊場所の提供、食事の給与を行います。
- **医療観察**
  心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った人に対し、適切な医療並びに必要な観察及び指導を行うことで、同様の行為の再発の防止を図るとともに、その人の社会復帰を促進するための制度です。厚生労働大臣の指定する医療機関や地域の関係機関と連携して、対象となる人の社会復帰の促進を図っています。
- そのほか、**犯罪被害者支援**、**犯罪予防活動**（社会を明るくする運動）、**個別恩赦**なども実施しています。

6

現在の犯罪情勢について
～統計から考える～

刑法犯の認知件数及び検挙人員

- 刑法犯の認知件数が平成１４年をピークに、５６８、１０４件と１９年連続で減少。

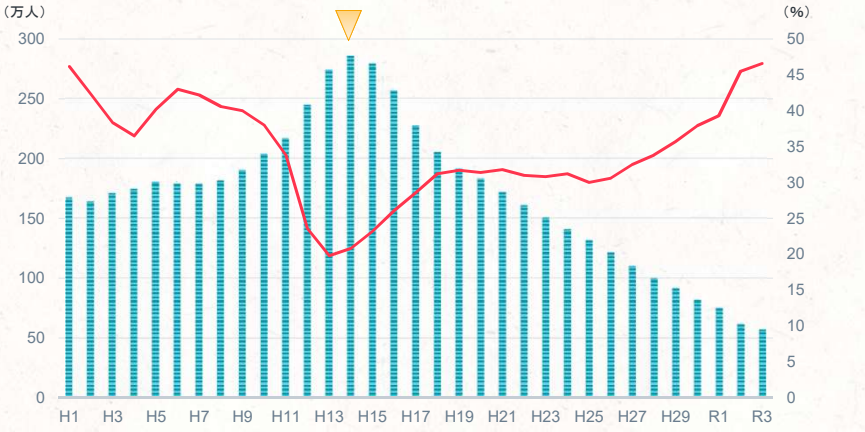

（注　警察庁HPの統計による。）

8

刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（平成13年～令和2年）

- 刑法犯検挙人員の約半数が再犯者である。

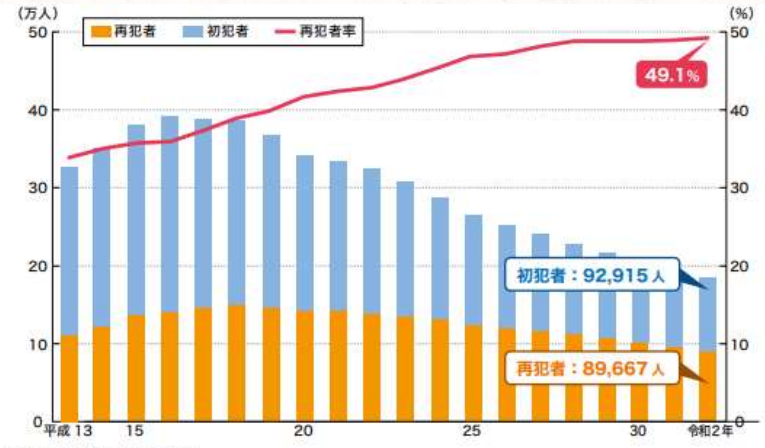

（注１）令和３年版犯罪白書による。
（注２）「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

9

再犯の防止等に関する施策の成果指標

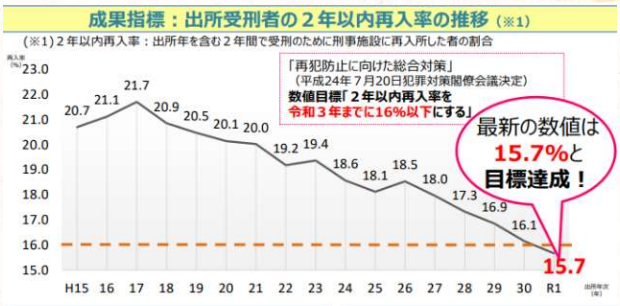

主な罪名別の２年以内再入率の推移

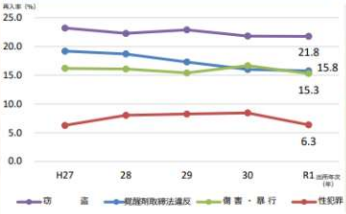

出所事由別２年以内再入率（２年以内再入者数）

出所年次	満期釈放者	仮釈放者
H27	27.2（2,709）	11.2（1,516）
28	25.6（2,470）	11.3（1,501）
29	25.4（2,348）	10.7（1,364）
30	24.2（2,114）	10.4（1,282）
R1	**23.3（1,936）**	**10.2（1,189）**

（注　令和3年版再犯防止推進白書による。）

10

犯罪や非行の背景に
何らかの「生きづらさ」を抱えた人が少なくない

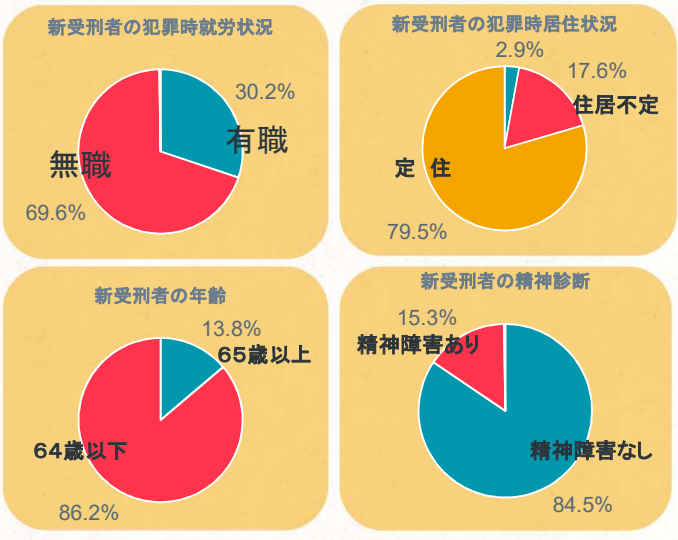

（注　令和3年矯正統計年報による）

11

満期釈放者では、帰る場所のない・わからない人が約4割もいる

出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）　（令和２年）

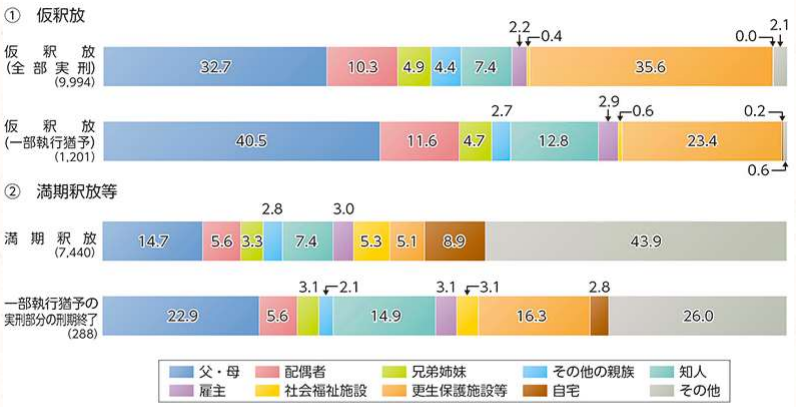

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「帰住先」は，刑事施設出所後に住む場所である。
　　3　「配偶者」は，内縁関係にある者を含む。
　　4　「更生保護施設等」は，更生保護施設，就業支援センター，自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
　　5　「自宅」は，帰住先が父・母，配偶者等以外で，かつ，自宅に帰住する場合である。
　　6　「その他」は，帰住先が不明，暴力団関係者，刑終了後引き続き被告人として勾留，出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
　　7　（　）内は，実人員である。

（注　令和3年版　犯罪白書による。）

何らかの「生きづらさ」を抱えた人が少なくない

- 犯罪や非行をしてしまう「困った人」は、何らかの「生きづらさ」を抱えて「困っている人」かもしれない。
- 何らかの「障害」があるから、犯罪や非行を犯すわけではない。しかし、「障害」に気付かれず、周囲の理解や適切なサポートが得られないことが犯罪や非行につながってしまうことがある。

- 現在、障害・高齢のある受刑者・被疑者等について、釈放後、必要な福祉サービスを受けられるように、保護観察所や矯正施設が各都道府県に設置された地域生活定着支援センターと連携して、様々な調整・支援を図っている。

地域生活定着支援センター（地域生活定着促進事業 ）

○　平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
○　平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
○　地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
○　令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。

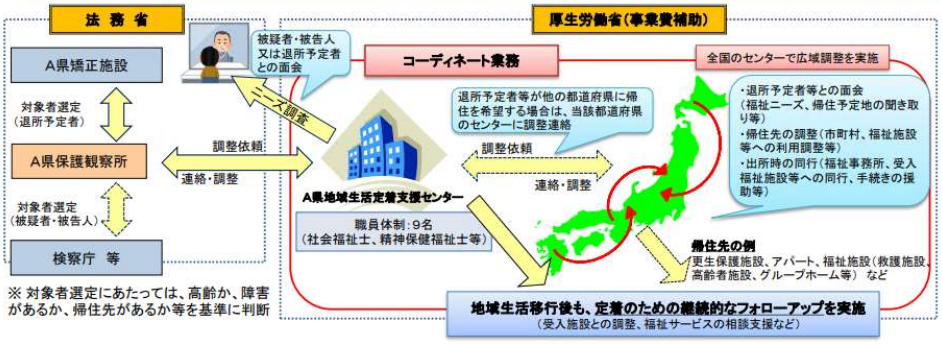

14

更生緊急保護の実施状況について

15

更生緊急保護（法的根拠：更生保護法第85条）

- 刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合などに、緊急に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、その速やかな改善更生を図るもの。

- 刑執行終了者（満期釈放者、仮釈放者※）
- 刑執行猶予者※
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 起訴猶予者（「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者」）
- 労役場出場・仮出場者
- 少年院退院・仮退院者※

など

※保護観察に付されている場合は、補導援護・応急の救護の対象となり、更生緊急保護の対象とならない。

16

措置内容

- 宿泊場所の供与
  （更生保護施設、自立準備ホームへの宿泊保護委託）
- 食事の給与
- 帰住援護旅費の給与
- 被服（衣料品）の給与
- 更生援助金の給与
  （一時保護事業者へのあっせん）
- 就労支援

など

- 期間
  身体の拘束を解かれてから
  ６か月以内
  （例外的に１年）
- 「費用の縮減と費用の節減」
- 「必要かつ相当な限度で」

17

更生緊急保護の要点

- 更生緊急保護
  身柄拘束を解かれたばかりで、親族や公共機関等からすぐに援助や保護を得られない場合に限り、措置することが原則。
  「嫌疑不十分」で起訴猶予となった人は対象ではない。
- 本人の「申出」が必要
  任意の手続であり、対象者本人が書面で申し出ることが必要。保護観察官による面接調査を経て、その必要性を判断して、措置。
- 「保護カード」
  釈放時に、保護の必要が認められたときや本人が希望したとき、刑事施設や検察庁などで保護カードが交付される。

18

更生保護における居住支援について

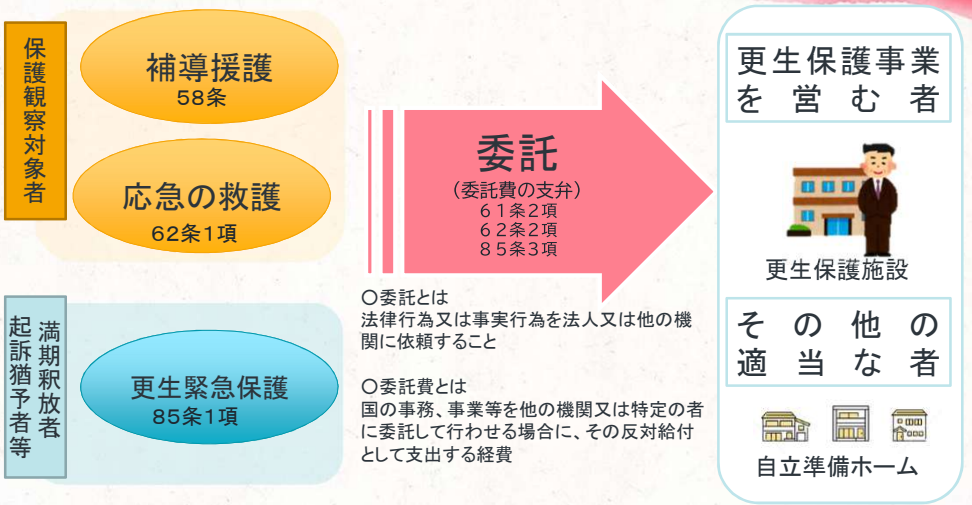

※保護観察対象者及び更生緊急保護対象者は、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）施行規則第3条第8号の規定により、同法の住宅確保要配慮者とされる。

19

更生保護施設

- 民間の更生保護法人（更生保護事業法）等によって運営される認可施設。
- 明治の篤志家によって始められた事業を源流とし、全国で103施設が運営。
- 1人当たりの平均委託日数は79．5日（令和3年度）。約7、000人。
- 平成21年度から、福祉の専門職員を配置し高齢又は障害により特に自立が困難な者に対する特別処遇を実施する「指定更生保護施設」の取組を開始（全国で74施設）。
- 平成25年度から、薬物処遇に関する専門職員を配置し、薬物依存からの回復に重点を置いた「薬物処遇重点更生保護施設」の取組を開始（全国で25施設）

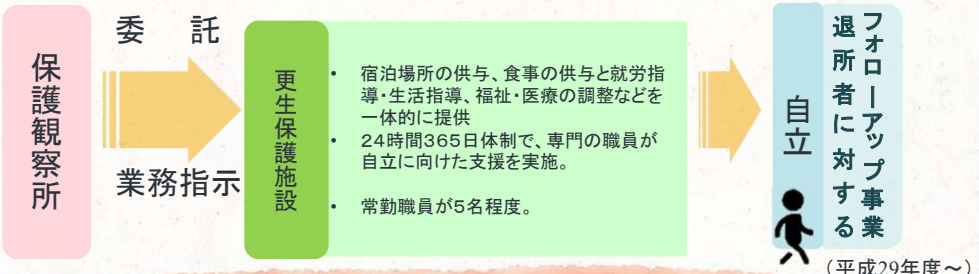

（平成29年度～）

自立準備ホーム

- 平成23年度から、「緊急的住居確保・自立支援対策」として実施。
- 「自立準備ホーム」と呼ぶ。全国で473事業者が登録。
- 一人あたりの平均委託日数は69．3日（令和3年度）。約1、700人。

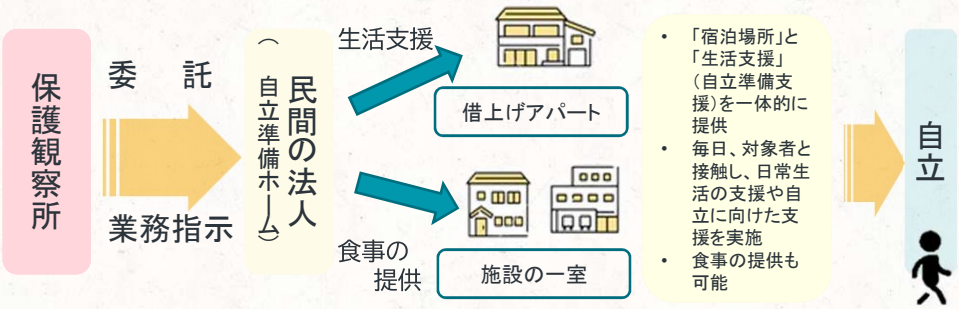

路上生活者を支援するNPO法人、依存症回復設を運営する法人、社会福祉法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者。事業者の希望を受けて、調査の上で登録。年度ごとに更新・抹消できる。

応急の救護・更生緊急保護の実施状況（令和3年）

（令和3年）

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等への宿泊を伴う保護の委託	
	総数	主な措置別人員							
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあっせん		
応急の救護等	4,839	18	172	590	5	74	626	6,009 (639)	
仮釈放者	4,191	17	92	521	3	27	289	4,958 (274)	
全部実刑	3,931	17	83	496	3	25	268	4,609 (237)	
一部執行猶予	260	－	9	25	－	2	21	349 (37)	
保護観察付全部・一部執行猶予者	432	－	57	37	2	34	241	726 (241)	
一部執行猶予	174	－	17	19	2	14	64	427 (112)	
全部執行猶予	258	－	40	18	－	20	177	299 (129)	
保護観察処分少年	103	－	13	4	－	8	57	92 (48)	
少年院仮退院者	113	1	10	28	－	5	39	233 (76)	
更生緊急保護	5,062	16	205	574	9	263	1,646	4,388 (1,294)	
全部実刑の刑の執行終了	3,278	16	92	191	3	122	567	2,741 (635)	
刑の執行免除	1	－	－	－	－	－	－	－	
全部執行猶予	675	－	50	144	1	53	402	651 (258)	
一部執行猶予	6	－	－	－	－	－	－	－	
起訴猶予	676	－	40	162	4	57	443	629 (230)	
罰金・科料	301	－	16	63	1	23	196	263 (119)	
労役場出場・仮出場	109	－	7	14	－	8	35	76 (43)	
少年院退院・仮退院期間満了	16	－	－	－	－	－	3	28 (9)	

注　1　保護統計年報による。
　　2　「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
　　3　「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
　　4　（　）内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
　　5　「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
　　6　婦人補導院仮退院、刑の執行停止及び補導処分終了による対象者は、令和3年はいなかった。

（注　令和4年版　犯罪白書による。）

応急の救護・更生緊急保護の実施状況（令和3年）

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護（自庁保護）						宿泊を伴う保護の委託（委託保護）		
	総数	主な措置別人員					総数	内訳	
		食事給与	衣料給与	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあっせん	相談・助言等		更生保護施設等	自立準備ホーム
応急の救護等	18	2	1	4	1	10	16	9	7
保護観察処分少年	9	1	－	3	－	5	－	－	－
少年院仮退院者	－	－	－	－	－	－	－	－	－
仮釈放者	7	1	1	1	1	3	9	4	5
保護観察付執行猶予者	2	－	－	－	－	2	7	5	2
更生緊急保護	56	3	7	4	14	28	28	13	15
起訴猶予者	21	－	1	－	9	11	8	6	2
罰金刑又は科料	1	－	－	－	－	1	－	－	－
刑執行終了者	30	3	4	4	5	14	13	6	7
刑執行猶予者	4	－	2	－	－	2	5	－	5
労役場出場者	－	－	－	－	－	－	2	1	1

被疑者・被告人に対する支援①
～起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施～

- 検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が調査し、その対象として選定された起訴猶予者（重点実施対象者）に対し、保護観察所が継続的かつ重点的に生活指導を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施（平成２７年～）。
- 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化。

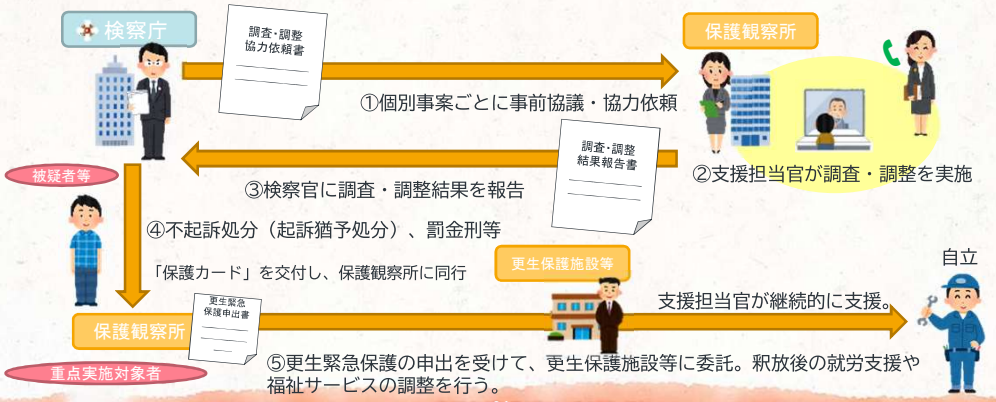

24

被疑者・被告人等に対する支援②
～更生緊急保護における継続的支援～

- 更生緊急保護の申出をした者に対して、保護観察所の長が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関と連携するなどして、更生緊急保護の各種措置を継続的に実施し、支援する。
- 公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による医療，福祉サービス、就労支援，依存回復訓練その他の社会復帰支援を受けることが必要であり、保護観察所の長が関係機関等と連携するなどして、継続的に支援を行うことが必要と認められること。
- 継続的支援については、本人の同意を得て、実施される。

25

今後の方向性（改正更生保護法） 令和5年施行

（更生緊急保護の開始等）

第八十六条　更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があった場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなった場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

２　検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。

３　保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に関与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者については、この限りでない。

（刑執行終了者等に対する援助）

第八十八条の二　保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

「息の長い」社会復帰支援のために

救護施設で行われている
自立準備ホームでの支援について

救護施設　甲州市鈴宮寮

主任指導員：古屋法子

指導員：井上修成

法人概要

法人名	社会福祉法人　光風会
所在地	甲州市塩山西野原603番地
代表者	理事長　熊谷　和正
運営する 施設名称	・特別養護老人ホーム　光風園(入所52名　短期入所10名) ・デイサービスセンター　光風園(定員30名) ・特別養護老人ホーム(地域密着型) 　ひかり屋形(入所：29名　短期入所10名) ・認知症対応型グループホーム　ひかり長屋(定員18名) ・デイサービスセンター　ひかり横丁(定員25名) ・風の子保育園　（幼保連携型認定こども園） ・救護施設　甲州市鈴宮寮(定員80名) ・無料低額宿泊所　花園ハイツ(定員9名) ・共同生活援助　すずかけ荘(定員4名) ・養護老人ホーム　山梨市立晴風園(定員75名)

救護施設　甲州市鈴宮寮とは?

昭和37年6月1日に設立された施設。
平成18年に建て替えがあり、今の建物になった。
平成28年より、甲州市より指定を受けて管理運営を行っている。
定員は80名。(現員83名 令和5年2月1日現在)
在宅で生活を送ることが難しい生活保護を受給する障害者、刑務所出所者等が一緒に
生活を送っている。

これまでの受け入れ実績について

- 平成３１年より自立準備ホームに登録
- 平成３１年度利用実績　2名
- 令和2年度利用実績　7名
- 令和3年度利用実績　5名
- 令和4年度利用実績　1名

- これまでの合計受入れ人数　15名

関東・甲信越ブロック研修２日目専門研修報告資料

● 実践報告

「被疑者等支援・特別調整における課題」全国の地域生活定着支援センターに期待すること
甲府刑務所　教育分類　福祉専門官　雨宮東一氏

＜発表内容＞

刑務所の福祉専門官には、判決が出ないと本人の情報は来ないので、課題を把握しにくい。更生支援計画が作成されている方は、比較的わかるが、基本は本人からの申告により、理解をしていきます。例えば、障害者手帳の有無についても、領置されていれば確認できるが、そうでない場合もある。本人の申告とかなりのギャップがある時があります。また、家庭環境など、家族の問題も生活環境の課題となる場合もあるので、本人だけ支援をするという視点では足りない場合もあります。

「被疑者等支援に見えるもの」司法と福祉の狭間
山梨県弁護士会所属　清田路子弁護士

＜発表内容＞

山梨県地域生活定着支援センターとの出会いは、被疑者が精神障害をお持ちの方でした。阪大に関わる方の特性として、精神・知的障害の方が、かなりの相当数、潜在的に存在します。その家族も同様で、年齢を重ね社会復帰はどんどん難しくなります。このような中で、社会復帰の環境調整は、再犯をできる限り防ぐために必要不可欠であり、今後司法と福祉の連携は強化されるものを期待する。

● パネルディスカッション

実践報告を受け、白川相談室長が、４つの社会資源へ質問を行い、伊豆丸対策官より総評をいただく。

＜質問の例＞

清田弁護士へ

Q1.　対象者の弁護をする中で、福祉関係者に関わってほしいと思うことは、どんなこと、どんなときですか？

Q2.　では、そのような方でも私たちは、勝手に会うことができません。私が清田さんから相談を受けた際は、みなさん、快く、私の面会に同意し、お話しすることができています。清田さんから対象者の方には、どのような説明をしているのでしょうか？

Q3.　清田さんが対象者に「福祉の必要性」を感じ、「福祉関係者の面会を促した」として、その提案を断られる、私たちが面会できないような方はいるのでしょうか？

長岡統括（保護観察所）へ

Q1.　ここ山梨では、更生保護施設が１か所あります。が数年前に、建て替えを実施し、

約２年ほど、受入ができない期間がありました。そこで、潤沢とは言えない委託費の中でも、みんなで協力すれば乗り切れると、自立準備ホームの申請をお願いしたことがありました。
現在では、更生保護施設も機能しておりますが、自立準備ホームの登録はどれくらいあるの
Q2.　　さて、俗にいう「入口支援」について、令和３年から対象者に応じて、必要であれば、地域生活定着支援センターが「被疑者等支援」として実施するとされております。
この支援の要件として、「保護観察所から定着センターに依頼」となっております。
これまでは、この要件を満たしている事例はないように思います。
そもそも対象者が「高齢、または障がい」を該当する者がいないのか、または保護観察所の取り組みによって、これら対象者を支援しているのか、お聞かせください。
Q3.　　定着支援センターの皆さまより、地域によって違いがみられるとの意見がある、「刑の一部猶予」と、「一般調整」の対象者について、甲府の保護観察所の取り組みについて、お聞かせください。

令和 4 年度　社会福祉推進事業
全国地域生活定着支援センター協議会　東海・北陸ブロック専門研修会
次第

日時：2023 年 2 月 15 日（水）午後 1 時から
場所：オンライン（Zoom）開催

1.　開催県あいさつ
泉原　拓也（愛知県地域生活定着支援センター　副センター長）

2.　会長あいさつ
高原　伸幸（全国地域生活定着支援センター協議会　会長）

3.　行政報告「地域生活定着促進事業の取組について ― 被疑者等支援業務を中心に ―」
伊豆丸　剛史　氏（厚生労働省社会・援護局総務課　矯正施設退所者地域支援対策官）

4.　事例発表「被疑者等支援業務の実際」
①荒川　麻衣子（愛知県地域生活定着支援センター　主任）
②安達　由希（富山県地域生活定着支援センター　相談員）

5.　地域共生社会のさらなる促進に向けて
①「重層的支援体制推進事業と再犯防止推進計画について」
江崎　崇　氏（豊田市福祉部福祉総合相談課　主査）
②「地方公共団体との協働について」
丹羽　宏太（愛知県地域生活定着支援センター　相談員）
③「地域住民との協働について」
鈴木　龍司　氏（中日新聞編集局社会部　記者）

6.　質疑応答

7.　閉会あいさつ
安田　博之（全国地域生活定着支援センター協議会　東海・北陸ブロック長/石川県地域生活定着支援センター　センター長）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会

東海・北陸ブロック専門研修会

地域生活定着促進事業の取組について
― 被疑者等支援業務を中心に ―

－「地域共生社会」の実現に向けて－

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官　伊豆丸 剛史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目　　次

１．地域生活定着促進事業の概要

２．地域生活定着支援センターの支援状況

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．地域生活定着促進事業の概要

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターとは？

－業務内容（令和２年度まで）－

矯正施設（刑務所、少年院等）からの**“出口支援”**

矯正施設を出所する**帰る場所がない障害者や高齢の受刑者**などが、出所後も生活に困らずに、また、安心して生活できるように、**受刑中から福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。**

地域生活定着促進事業の概要①　（地域生活定着支援センター）

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

事業内容

■実施主体：都道府県　（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

■事業内容：

1．**コーディネート業務：**（特別調整・一般調整）
→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2．**フォローアップ業務**
→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3．**被疑者等支援業務：**（令和３年度から開始）
→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4．**相談支援業務**
→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5．**関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**
→ センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着促進事業の概要②　－地域生活定着支援センターの業務内容（令和２年度まで）－

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和３年３月２６日）より抜粋

令和２年度までの業務内容

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

Point

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの支援状況 ／ ①令和３年度中に支援した者

1．コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、かっこ内は令和2年度の実績）

コーディネートを実施した者		1，539（1，486）
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846（771）
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567（595）
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126（120）

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177（142）
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425（382）
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343（332）
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158（151）

2．フォローアップ業務
（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2，597（2，327）
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	720（601）
	支援継続中の者	1，877（1，726）

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942（668）
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392（260）
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138（99）

3．相談支援業務
（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1，623（1，415）
【内訳】	支援が終了した者	733（648）
	支援継続中の者	890（767）

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168（131）
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111（80）
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55（26）

② 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

○　令和３年度

（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※括弧内は令和2年度の実績である。

③ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

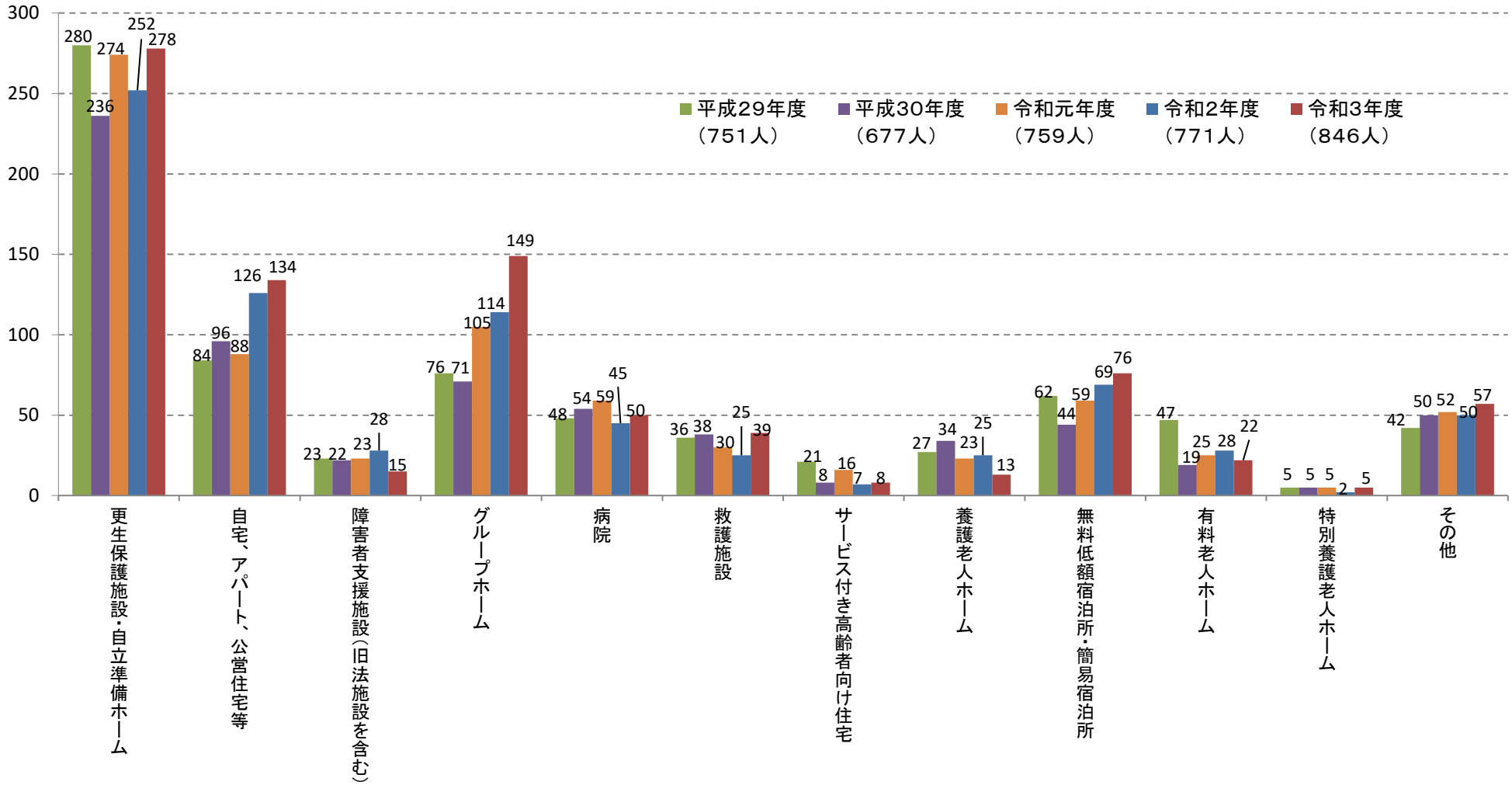

※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．地域生活定着支援センターの主な課題等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活定着支援センターの主な課題 ①
－ 専門的ニーズへの対応 －

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳 （平成30年度～令和2年度）」

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

221人 /（合計667人）（平成３０年度） → ＋117人 → 338人 /（合計771人）（令和2年度）

今後は、保健・医療領域との連携が重要

（精神障害）338人

令和２年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

（単位：人）※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は令和元年度の実績である。

（精神障害） 317人

令和元年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

（精神障害）221人

平成30年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

地域生活定着支援センターの主な課題 ②
－地域移行後の支援体制の強化 －

－参照：令和3年度 厚生労働省社会福祉推進事業 「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」－

定着支援センターの「フォローアップ」の課題　―― **地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要**――

「自宅・アパート・公営住宅」（令和2年度）

１２６人（内訳：自宅・アパート：120人 ＋ 公営住宅：6人）

■ 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、**福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある**。

「居住系施設（全般）」（令和2年度）

２９８人（内訳：グループホーム、有料老人ホーム等）

■ 特に**居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（２年以上）する傾向**にある。

■ その背景として、**トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある**。

【参考２】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳（※令和２年度までの実績）

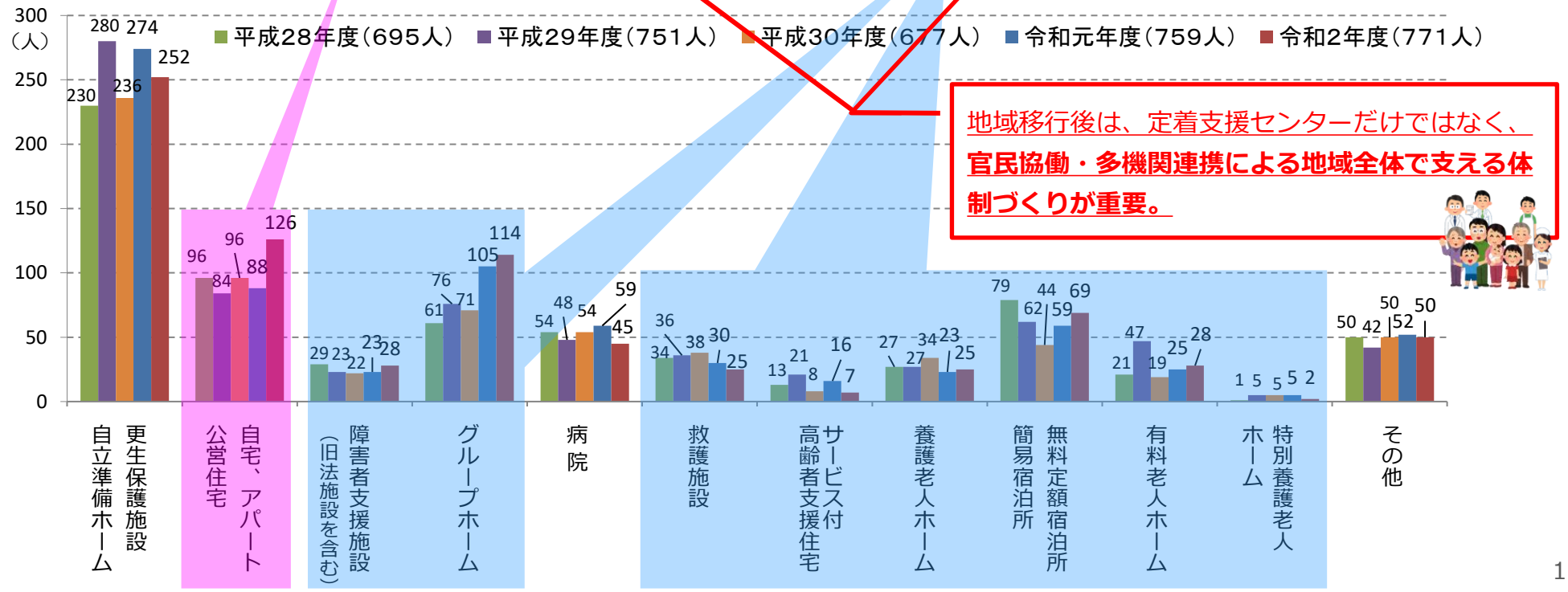

地域移行後は、定着支援センターだけではなく、**官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

４．「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談支援業務　（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針　第４ 業務の実施細目　３ 相談支援業務）

(1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち**センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を 行うものとする。

(2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象

◆ **矯正施設等を退所した**本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

◆ **センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）

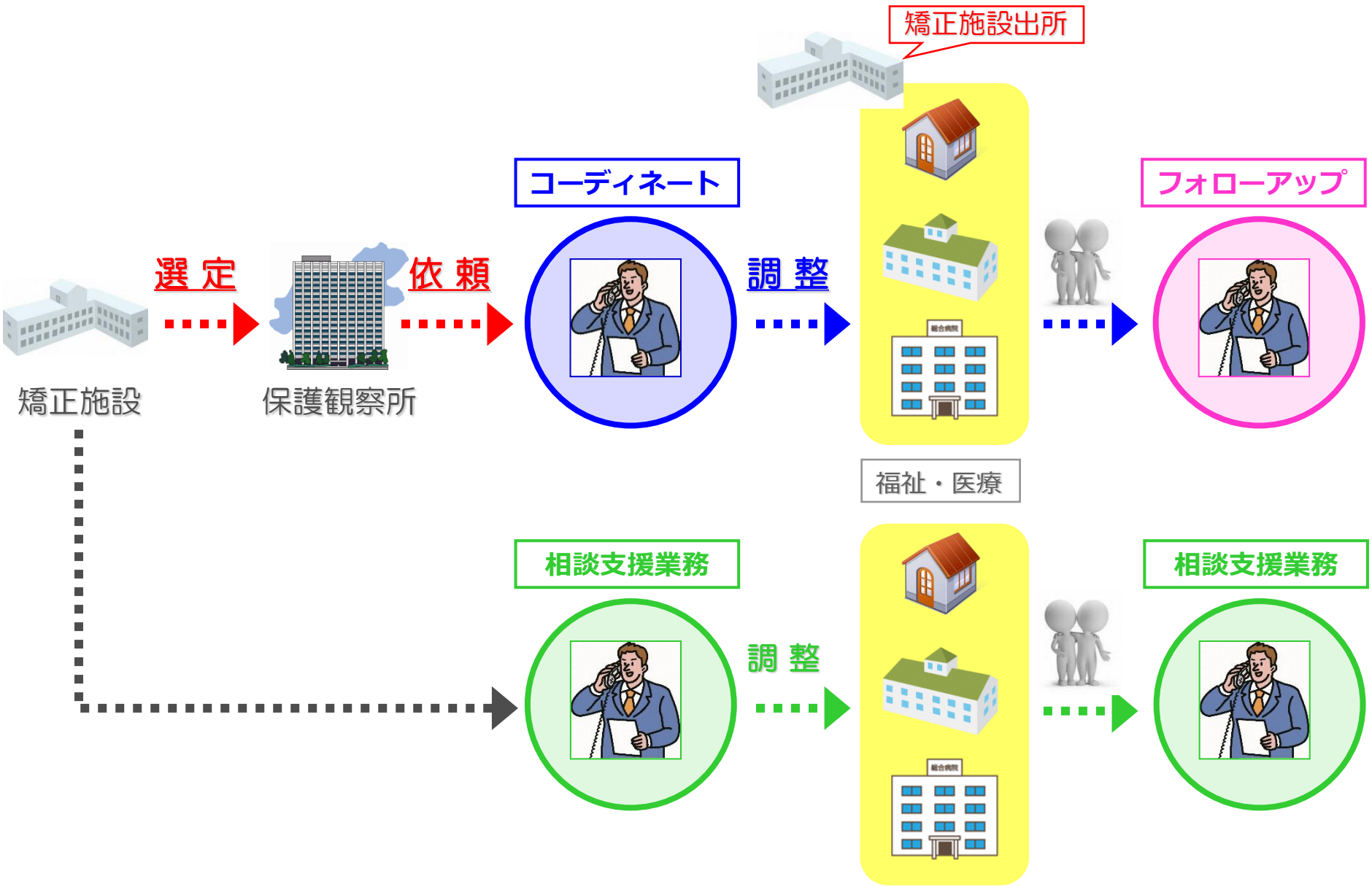

被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和２年度まで）

警　察

検　察

弁護士

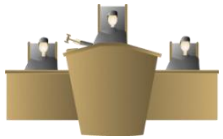
裁判所

矯正施設

微罪処分

不起訴
起訴猶予

執行猶予
保護観察付
罰　金 etc

実施している、
実施していない、
実施したいけどできない、
実施している内容の違い…など
地域差が大きかった。

福祉・医療

相談支援業務

調 整

相談支援業務

令和３年度～） 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな入口支援として「被疑者等支援業務」が開始

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

被疑者等支援業務

令和３年度～
定着支援センターによる
新たな入口支援

これまでの経緯１）　入口支援の背景等について

○再犯防止推進法（平成２８年１２月１４日法律第１０４号）
第７条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
２　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
第１７条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成２９年１２月１５日閣議決定）
第３章　１．（２）③イ
法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、２年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年１２月２３日犯罪対策閣僚会議決定）
第１
（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。
第2（３）ウ
（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。
第２（３）オ
満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針２０１９
第２章　５．（７）②
（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会
令和２年６月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」
４　高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化
高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

これまでの経緯２）　「地域共生社会」の実現に向けた取組の経緯

平成27年9月　**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月　地域力強化検討会　中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月　**社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を提出

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

12月　「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月　**改正社会福祉法の施行**

令和元年5月　**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**

7月　**地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ**

12月　地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ

令和2年3月　**社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**

6月　**改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会） 最終とりまとめ（令和元年12 月26 日）（抄）

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方
２ 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤
４ 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト（https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html）

平成25年10月から保護観察所7庁において，対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち，釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。

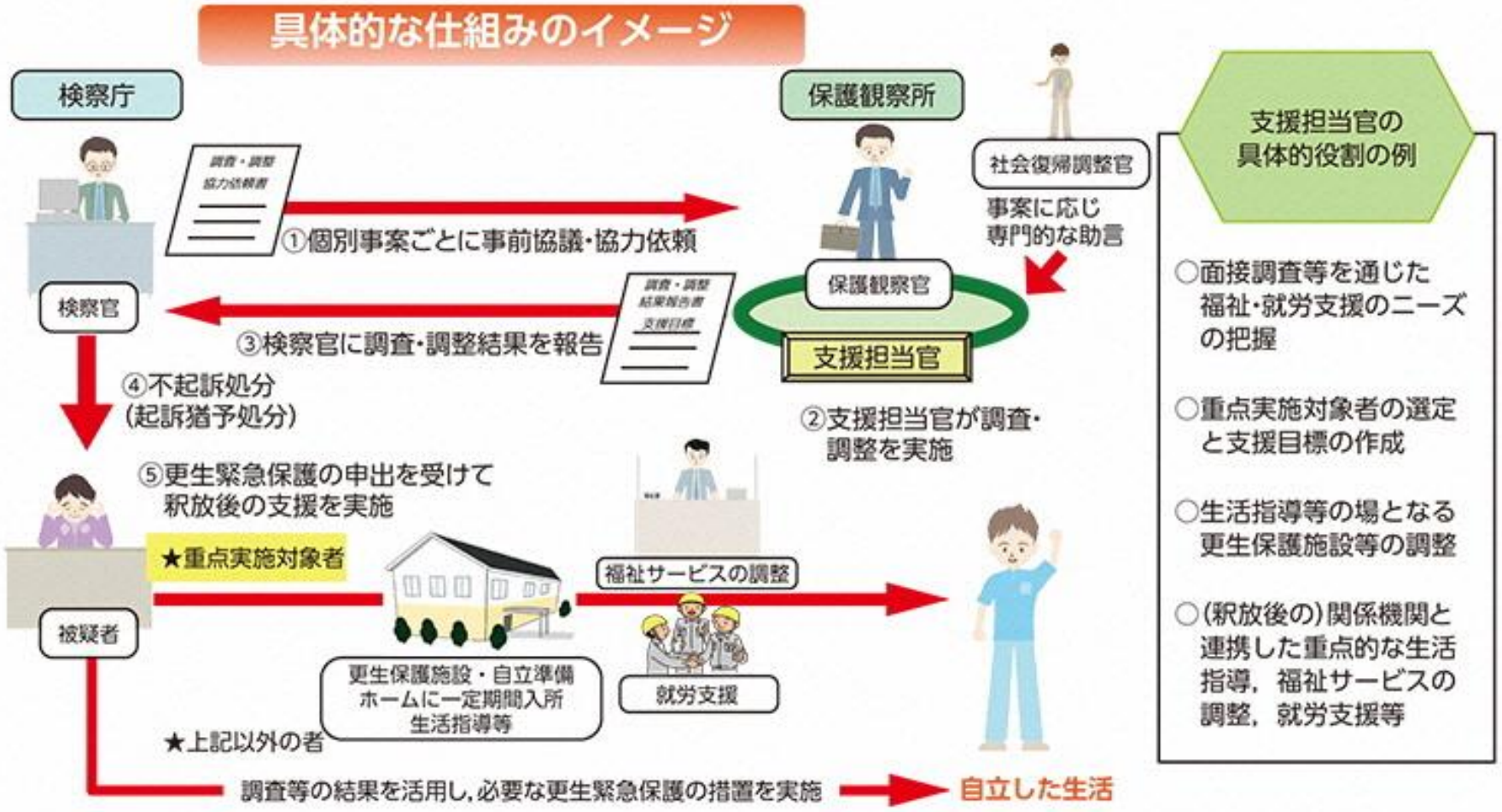

注　法務省保護局の資料による。

『被疑者等支援業務』の開始

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに**「弁護士との連携強化」を促進**

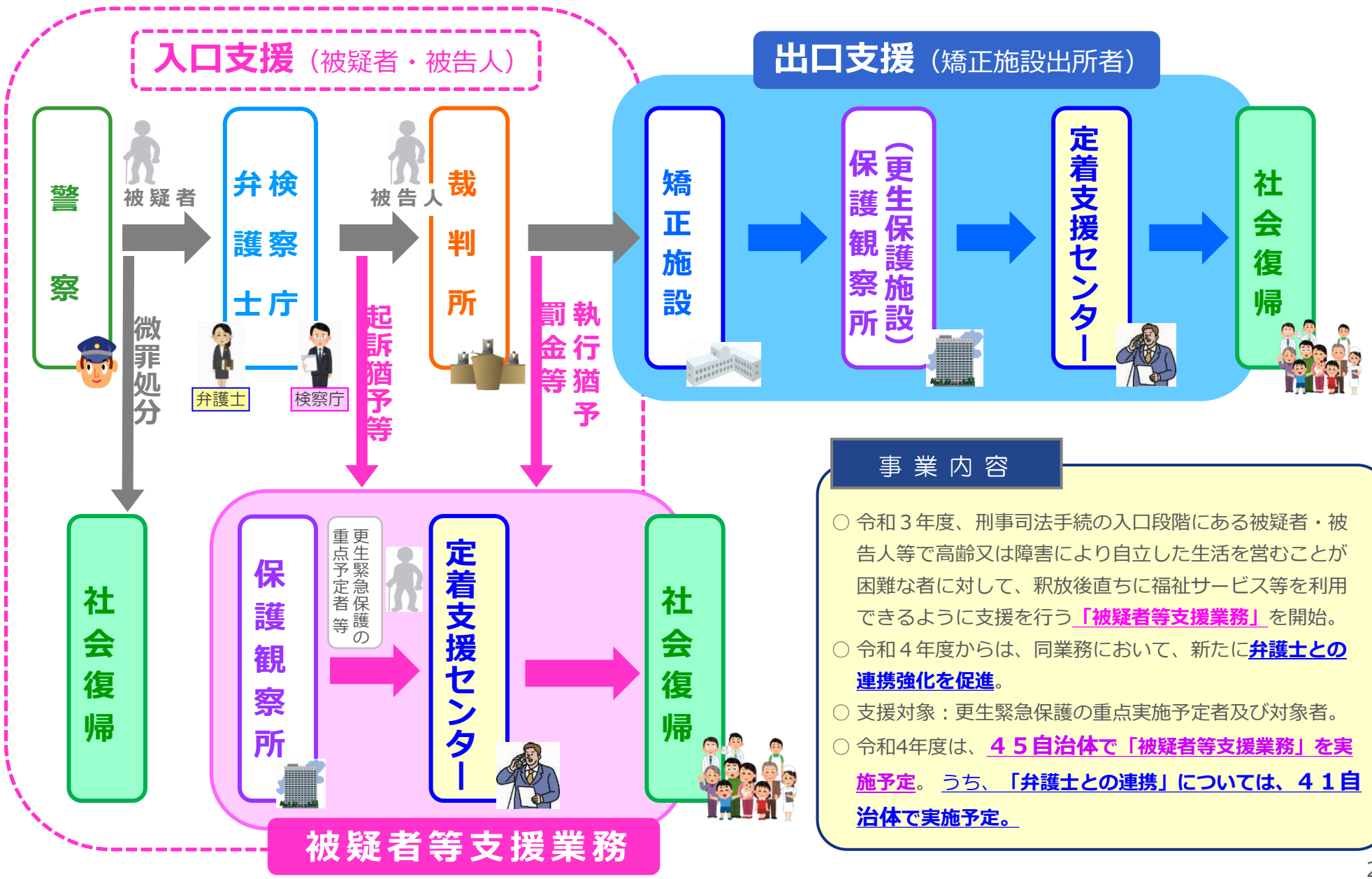

事業内容

○ 令和３年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う**「被疑者等支援業務」**を開始。

○ 令和４年度からは、同業務において、新たに**弁護士との連携強化を促進**。

○ 支援対象：更生緊急保護の重点実施予定者及び対象者。

○ 令和4年度は、**４５自治体で「被疑者等支援業務」を実施予定**。うち、**「弁護士との連携」については、４１自治体で実施予定。**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

５．令和４年度の「被疑者等支援業務」について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

１．令和４年度の被疑者等支援業務について

（１）基本的な枠組みについて

令和４年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和３年度の同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和３年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和３年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

（２）弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和３年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、**弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。**

なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

令和４年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月18日付け事務連絡

２．被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

別添の「令和４年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和４年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和４年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進

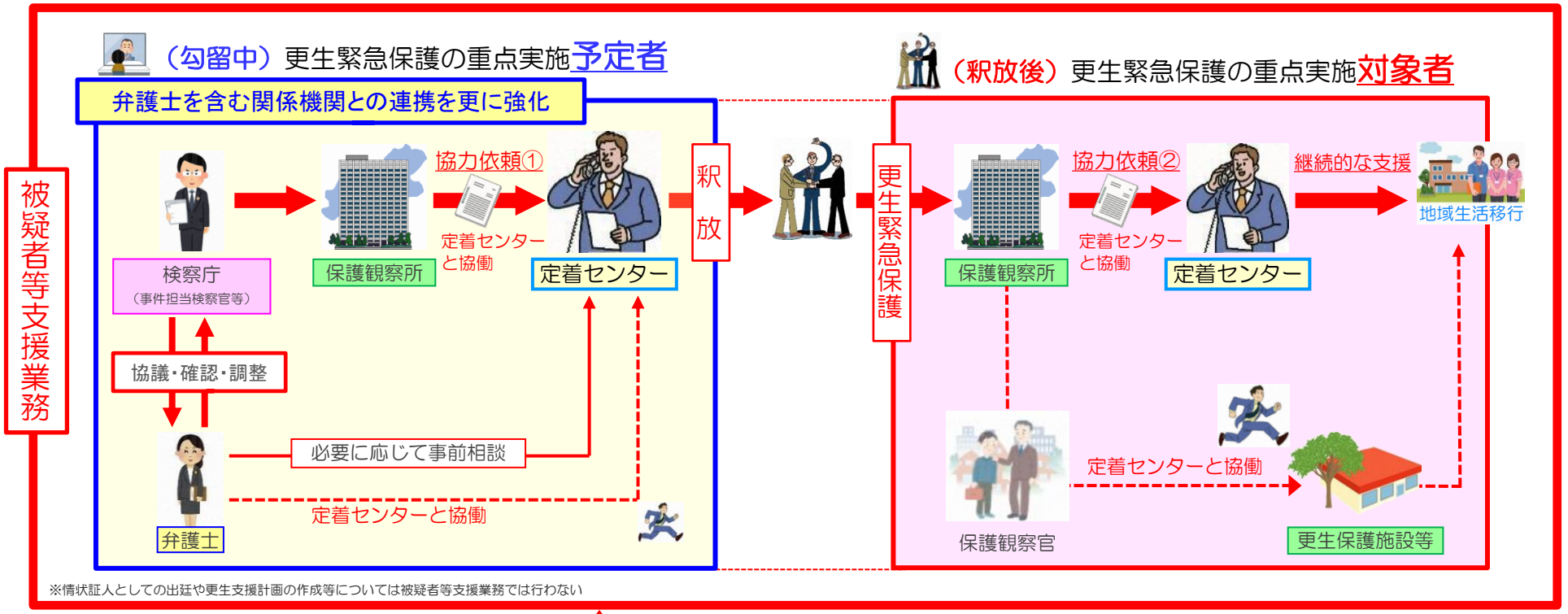

被疑者等支援業務（地域の実情に応じた方法を含む）に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討

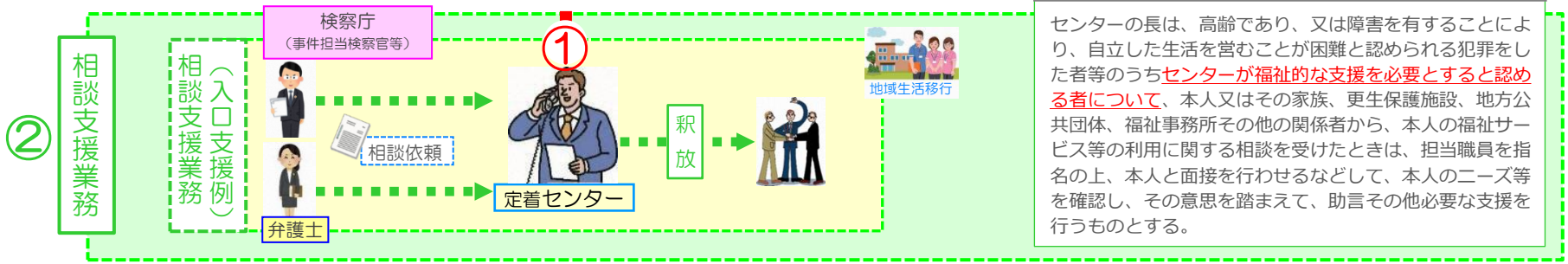

相談支援業務　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

「一堂に会する協議」　（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1．各機関の業務内容の確認等
2．弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3．ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4．効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5．円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施

都道府県

定着支援センター

検察庁

保護観察所

弁護士会

拘置所・矯正管区等　参画

更生保護施設等　参画

社会福祉士会　参画

相談支援事業所等　参画

参画（オブザーバー）

■**現地の要請に応じて、当課**（主として矯正施設退所者地域支援対策官）**も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R３年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県　　＜R４年度の実績＞：千葉県、長崎県

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

６．「被疑者等支援業務」の詳細について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「重点実施対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q 7－2 指針第４の２(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7 - 2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例．重点実施予定者として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。
しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。
保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者としての要件を満たしていると判断し、
保護観察所が「重点実施対象者に準じた者」として被疑者等支援業務の依頼を
定着支援センターに行い、支援を開始。

保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第４ 業務の実施細目　２ 被疑者等支援業務

（8） 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　７ 被疑者等支援業務

Ｑ７－８ 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

Ａ７-８「指針第４の２(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、**「地域の実情に応じた方法」**に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」　7 被疑者等支援業務

Q７－６ 弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

A７-６ 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和４年５月３１日付け法務省保観第８９号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、**事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定**しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第３の３(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

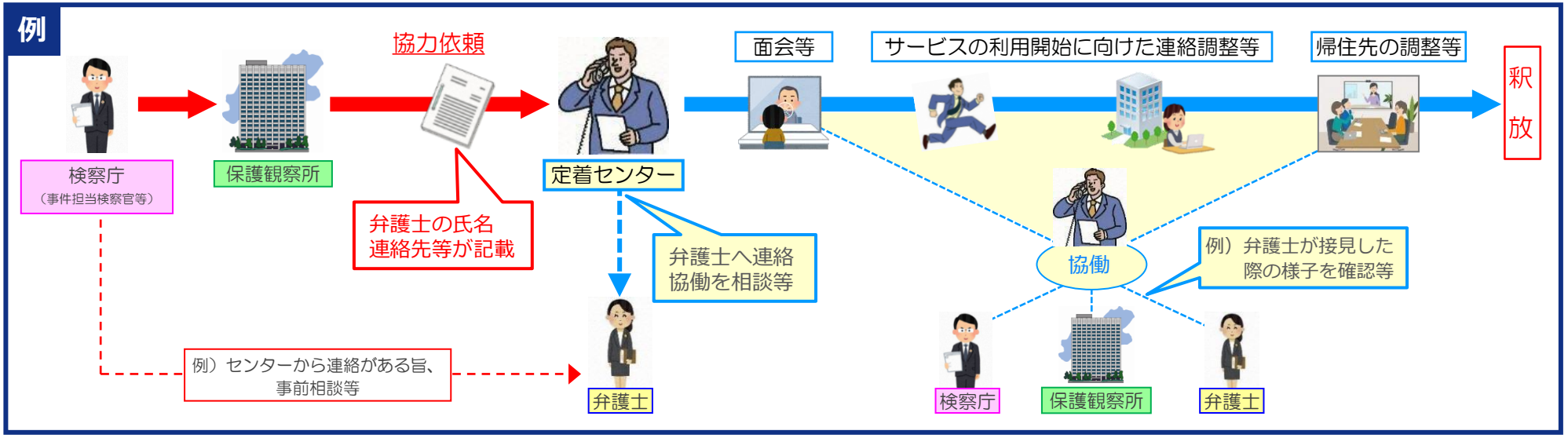

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集

Q７－14 「被疑者等支援業務では、重点実施予定者又は重点実施対象者は更生保護施設等へ必ず帰住しなければならないか。」

A７-14「被疑者等支援業務では、釈放までの時間が限られていることから、釈放後の一時的な帰住先として、保護観察所が更生緊急保護により更生保護施設等への入所の事前調整を図っていくケースが多いと思われます。

しかしながら、重点実施予定者又は重点実施対象者等の中には、心身の状況等から更生保護施設等での生活環境が適さない対象者も想定され、そのような場合には、**保護観察所と協議の上、更生保護施設等以外の社会資源を調整することは差し支えありません。**

また、**釈放後に帰住できる住居がある者であっても、訪問、通所による支援の調整が必要である場合には重点実施予定者又は重点実施対象者となることから、保護観察所からこの対象者に係る協力依頼を受けることは想定されます。**

なお、令和3年3月31日付け法務省保観第40号法務省保護局長通達に定められた「更生緊急保護における継続的支援」が実施されるときには、更生保護施設等へ入所しない場合等であっても、保護観察所が更生緊急保護の各種措置を継続的に実施することがあります。

参照）**「検察庁と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護に重点実施等について」の一部改正について（通知）**

令和4年6月7日付け事務連絡 「法務省保護局観察課長通知「更生緊急保護の重点実施について」の一部改正について」

■第２ 重点実施の対象

１　重点実施は、 起訴猶予処分、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け（保護観察に付されるものを除く）、又は罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、保護観察所において、更生緊急保護の措置として、**一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当である者**に対して行うものとする。

地域生活定着促進事業に係る質疑応答集

Q７－23 「被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。」

A７-23「弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。**これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。**

また、**開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください**。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第３　センターの事業　　３　事業の一般原則

（６）そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、**既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。**

官民協働・多機関連携イメージ

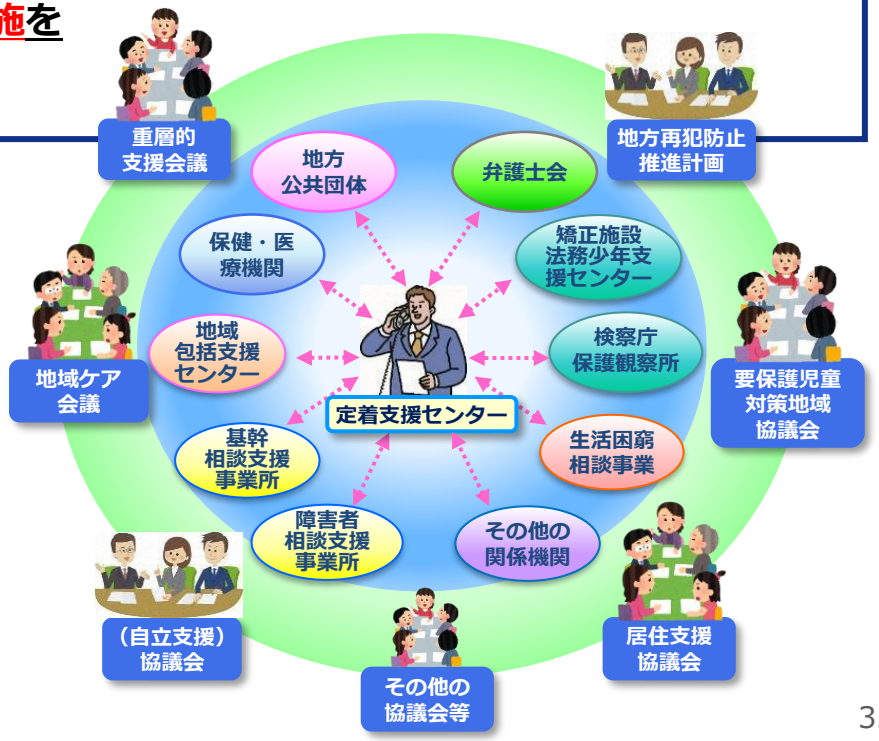

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

７．「被疑者等支援業務」の実施状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

被疑者等支援業務の実施状況

令和３年度　実施状況（件数）	
実施自治体	３６自治体 （37センター）
全国実績（総数） ・支援継続中件数 ・年度内支援終了件数	１５０
１センター平均	4
最大値	２８
参考） 実績上位３自治体	埼玉（28） 新潟（19） 愛知（14）
最小値	0 （9センター）

令和４年度（R.4月～8月）実施状況（件数） ※R4 社会福祉推進事業 全国地域生活定着支援センター協議会調べ（会員センターのみ）	
実施自治体	４５自治体 （46センター） 弁護士連携含む ４１自治体 （42センター）
R4.4月～8月 実績（総数）	１２６
最大値	9
参考） 実績上位３自治体	埼玉・愛知（９） 北海道（札幌）・ 新潟（８） 宮城・大阪（７）
最小値	0 （5センター）

被疑者等支援業務の実施状況

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
全国実績（総数） **１５０**	支援継続中	**（９２）**
	年度内終了（重点実施候補者等）	**（１９）**
	年度内終了（重点実施対象者等）	**（３９）**
年度内終了件数 **処分・判決内容等別内訳** （重点実施対象者等） **３９**	起訴猶予	**（１８）**
	罰金・科料	**（３）**
	単純執行猶予	**（１３）**
	保護観察付執行猶予	**（４）**
	不明その他	**（１）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施候補者等）	実刑判決等	**（１）**
	他県センターへ依頼	**（３）**
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施対象者等）	他県センターへ依頼	**（２）**

被疑者等支援業務の実施状況（抜粋）

＜内訳＞令和３年度　実施状況（件数）		
支援継続中件数 **釈放時の受入先別内訳** **９２**	更生保護施設	（２７）
	自立準備ホーム	（３７）
	その他	（２８）
年度内終了件数 **釈放時の受入先別内訳** **３９**	更生保護施設	（１１）
	自立準備ホーム	（１７）
	その他	（１１）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

８．「被疑者等支援業務」の円滑な実施について
― 更生保護施設/自立準備ホームとの連携 ―

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ソフトランディングを可能にした
「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル

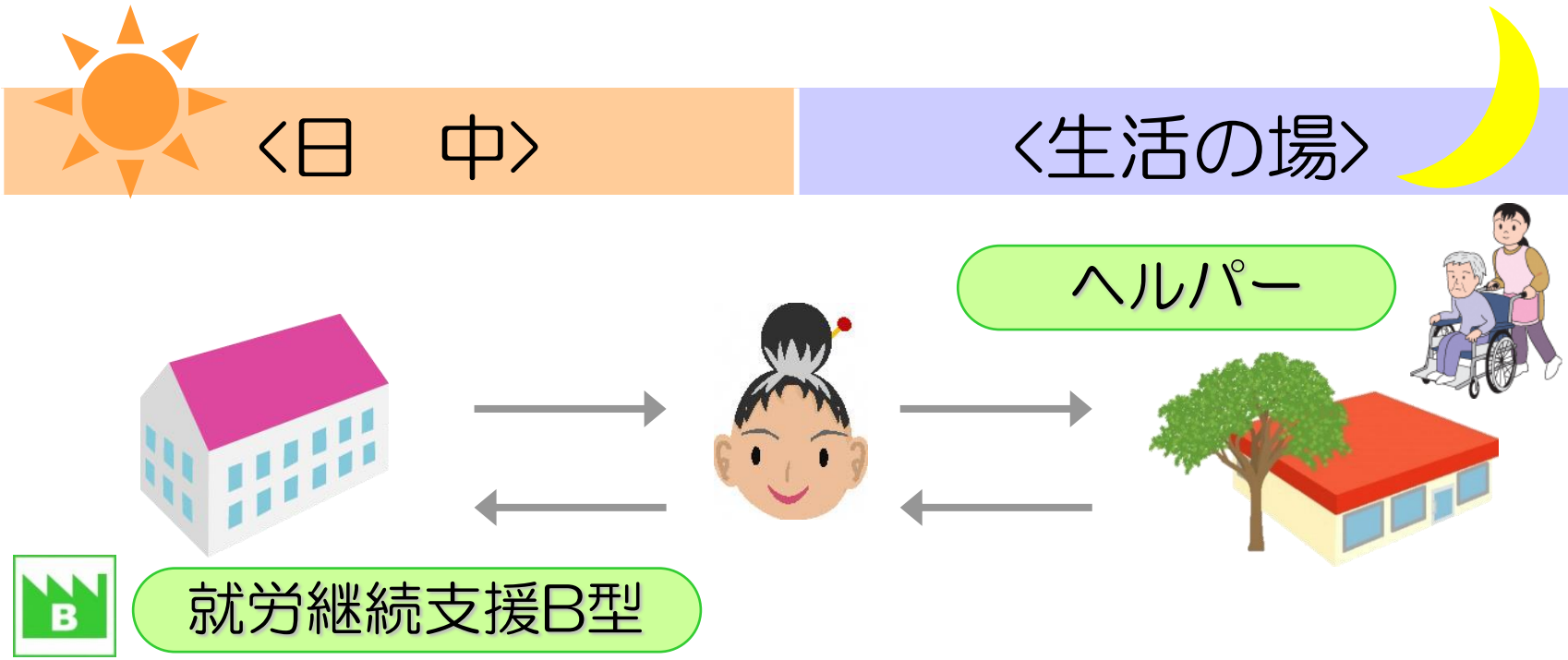

『地域生活』を見据えた－Small step－

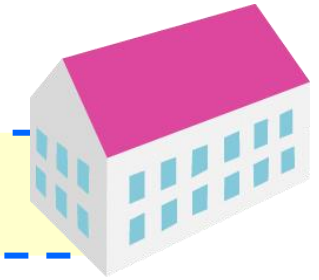

サービス利用

⑤「自己選択・自己決定」ができる

④「アセスメント」ができる：事業所

③「体験」ができる：本人

② 「様子」を知れる：事業所

① 「見学」ができる：本人

『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む

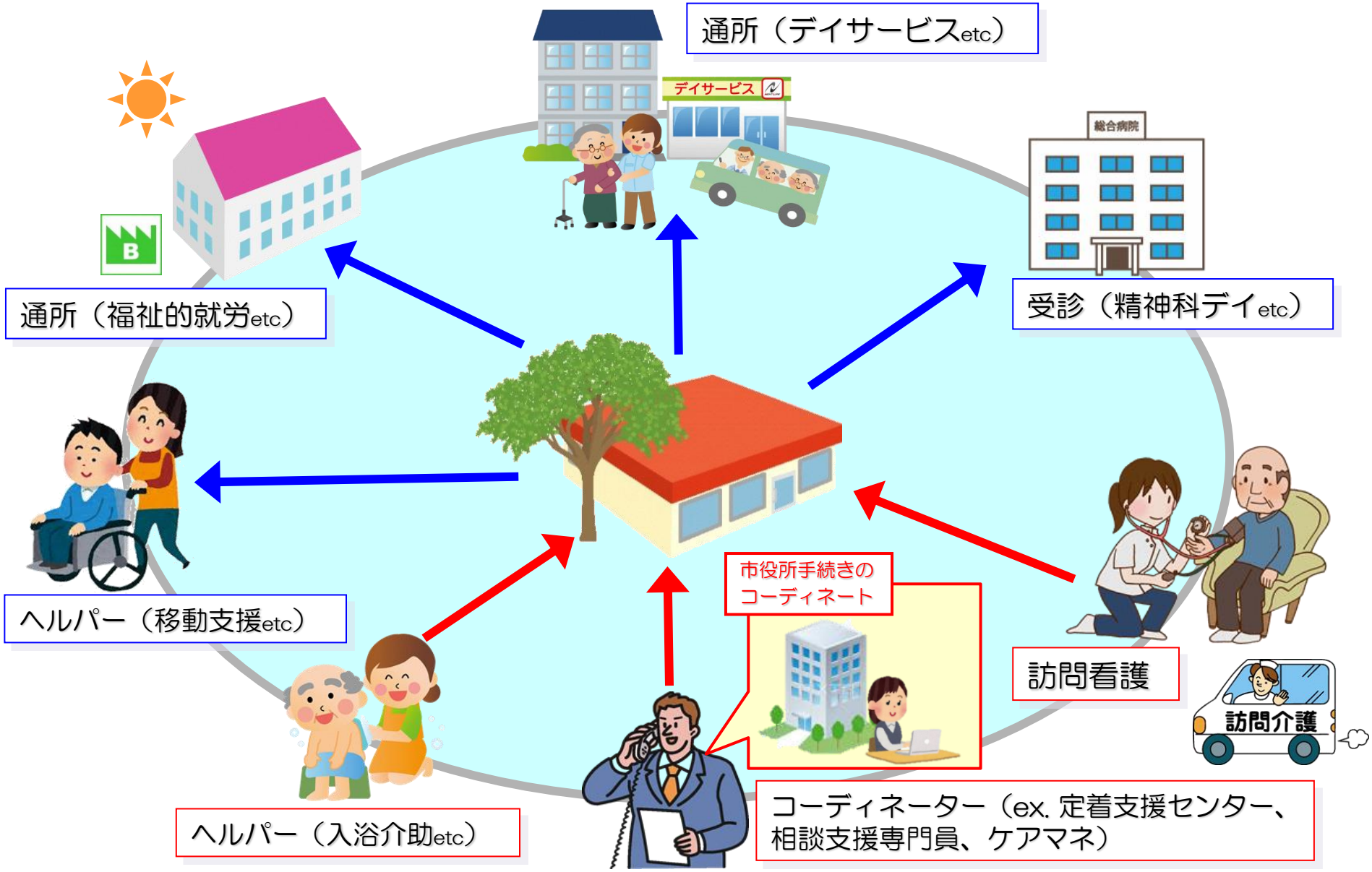

最近の主な動向

厚労省ウェブサイト 地域共生社会のポータルサイト（https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/）

1．多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和３年３月３１日付
厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長 連名通知

2．福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和３年９月１７日付
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→　地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→　対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→　矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

・矯正施設退所予定者及び退所者

・身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者

・その他、市町村等が必要と認める者

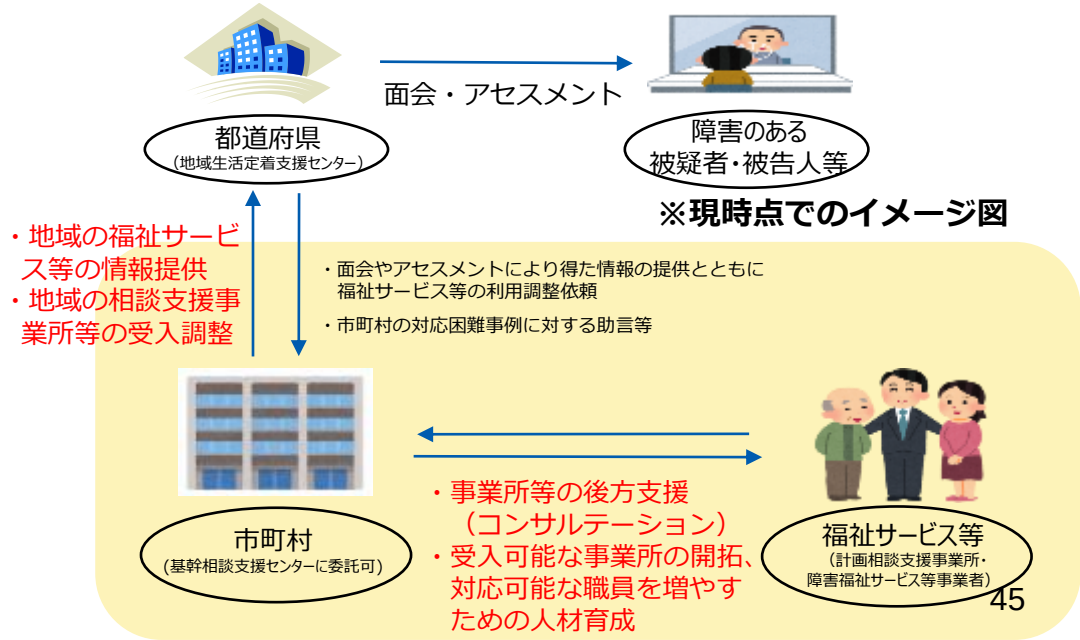

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

９．今後の展望（被疑者等支援業務）と振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞　令和３年度：３６自治体
令和４年度：４５自治体

参考）各地の実例

1．一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

■検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。

■更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
（地域のネットワーク構築）

2．定着支援センターへの便宜等

■支援対象者に係る情報が得やすくなった。
（受刑中のIQ、生活歴等）

■勾留中の面会に対する配慮を得やすくなった。
（面会場所・時間等）

3．切れ目ない支援の実現

■実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4．センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

■これまでは入口支援を実施していなかったので、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。

■重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
（多様な出会い）

特別調整等（出口支援）の事業化当時からの軌跡　― 振り返り ―

実践の中で“出会い”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた現在地（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに

重層的支援体制推進事業と再犯防止推進計画について

令和５年２月１５日

豊田市　福祉部　福祉総合相談課

豊田市
TOYOTA CITY

①重層的支援体制推進事業について

■豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ

豊田市 TOYOTA CITY

包括的相談支援事業

・自所属の対象ではない相談内容であっても、適切に聞き取り、対応できる支援機関につなぐ

本人 / 本人以外 → 相談 → **福祉の相談窓口など**

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

・同意のない対象者に対し、支援が行き届くように支援会議を経て情報収集や自宅訪問等を実施し、支援同意を得る

本人

多機関協働事業

福祉総合相談課 / 地域包括支援センター / 障がい者相談支援事業所 / 生活福祉課 / 社会福祉協議会 / ケアマネ / 保健支援課 / 地域保健課 / パルクとよた（スクールソーシャルワーカー） / 次世代育成課 / 子育て支援センター / 子ども家庭課

・多機関の適切な連携による個別支援の実施
・必要な支援機関を招集し、支援の方針や役割分担を決定
・支援状況の定期的な進捗確認及び終結判断

重層的支援会議定例会

・個別課題を積み上げ、必要な公的サービスなどの検討

参加支援事業

・地域資源につなぎ、社会参加を促進（まずは有るものを活用）
・**既存の支援がない場合、「とよた多世代参加支援プロジェクト」に依頼し、新たな支援メニューを創出する**

地域サロン / お助け隊 / 交流館自主グループ / 子ども食堂 / など

既存の支援

支援策がない →

とよた多世代参加支援プロジェクト

新たな支援メニューの創出・提供

地域づくり事業

・世代や属性を超えた住民同士の多様な場の整備及びコーディネート
・社協ＣＳＷが中心となり、各事業実施者と意見交換し、以下の５事業の参加者交流等を図る

生活支援体制整備事業（**協議体、生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ**）	一般介護予防事業（**自主ｸﾞﾙｰﾌﾟ支援**）	生活困窮者等の地域づくり事業（**子ども食堂**）	地域子育て支援拠点事業（**子育て支援ｾﾝﾀｰ**）	地域活動支援センター事業（**ｴﾎﾟﾚ、ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞ21いなぶ**）

重層的支援体制推進事業における「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

豊田市 TOYOTA CITY

基本事項

○支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する
○支援を必要とする人に支援を届けるために、自宅訪問などの支援を行う（本人との関係づくり）

潜在的なニーズを抱える人

アセスメント
自宅訪問などの働きかけ

民生・児童委員
地域住民
関係機関

情報提供

情報収集

支援会議

福祉総合相談課

社会福祉協議会
ＣＳＷ

障がい者相談支援
委託事業所

地域包括
支援センター

子ども家庭課

など

○**支援会議**の実施
○支援プランの作成

・入手した情報に応じて本人と関係性の構築に向けた働きかけ
・仮支援プランを作成
・同意が得られることが想定し難いため、支援会議で情報共有
・関係性が構築され、同意が得られたら重層的支援会議に諮り、支援プランの決定
・主たる支援者がプランに沿って支援

同意が得られた場合

複合の場合は多機関協働事業を経て
重層的支援会議

対応方針【一部新規】

○関係機関や地域から情報が入った場合、支援機関は情報収集及びアセスメントを実施し、対象者を訪問するなど受け身ではなく、アウトリーチによる積極的な行動を取る。

○特に、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援事業所、子どもは子ども家庭課、生活困窮は社協ＣＳＷ、全体のフォローを福祉総合相談課というように対象別で主体となるアウトリーチ機能を持つ機関を確保する。

「本人が相談に来ないとムリ」は厳禁

重層的支援体制推進事業における「多機関協働事業」

豊田市 TOYOTA CITY

基本事項

○**対象者の同意が得られている案件について対応する**事業
○複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割
○重層的支援体制推進事業の中核を担う事業

同意がない場合
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 支援会議

→ 複合的な課題を抱える人

同意が得られた場合

重層的支援会議 定例会

支援に関する情報共有・分析
○多機関調整管理者
○多機関調整推進員
○その他必要と認める者

重層的支援会議（ケース会議）

- 福祉総合相談課
- 社会福祉協議会 ＣＳＷ
- 障がい者相談支援委託事業所
- 地域包括支援センター
- 子ども家庭課
- など

○支援について関係機関を集めて検討
○**支援プランの決定・共有**
○参加支援事業の利用の有無

多機関調整管理者
福祉総合相談課

推進員では困難な案件の相談・実施報告 ⇕ 重層的支援会議への応援参加

多機関調整推進員

障がい福祉課	次世代育成課	地域保健課
高齢福祉課	子ども家庭課	保健支援課
生活福祉課	保育課	社協ＣＳＷ

対応方針【一部新規】

○高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課、次世代育成課、子ども家庭課、保育課、地域保健課、保健支援課の計１０者に拡大し、それぞれが支援機関を巻き込んだ支援を実施できるよう進化する。
○福祉総合相談課を多機関調整管理者とし、その他を多機関調整推進員と位置付け、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを福祉総合相談課とする。

これまでの縦割りの支援主体が中心となり、他の機関はフォローする

重層的支援体制推進事業における「参加支援事業」

豊田市 TOYOTA CITY

基本事項

○既存事業では対応できないニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との調整を行い、多様な社会参加を促進
○本人に対する定着支援と受入れ先への支援（フォローアップ）

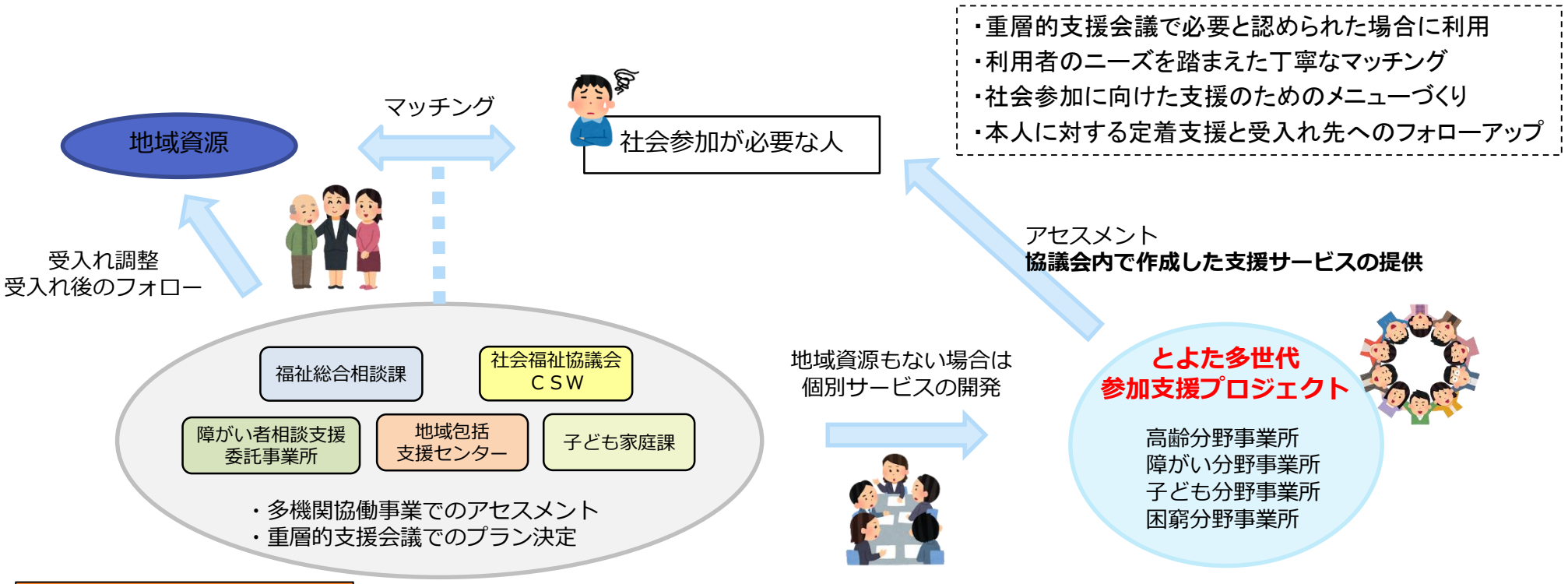

対応方針【一部新規】

○社会参加につなげたいが、既存事業では対応できない支援において、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、参加できる場所を確保するとともに、受け入れ先のフォローアップを実施する。
○公的サービスやつなげる地域資源がない場合、新たに立ち上がる「とよた多世代参加支援プロジェクト」に支援を依頼し、個々のニーズに対応する支援開発を実施する。 **【豊田市の重層的支援体制推進事業の最重要ポイント】**

介護保険や障がい者サービスといった公的サービスだけに頼らない

豊田市独自の取組

とよた
多世代参加支援プロジェクト
Multi Participation Support

が設立されました！

賛同施設・事業所等を絶賛募集中！

とよた多世代参加支援プロジェクトの「ミッション」

とよた 多世代参加支援プロジェクト Multi Participation Support

令和3年5月
「とよた多世代参加支援プロジェクト」設立総会

P-BASEほか数者が発起人となり、賛同を頂いた市内の福祉事業所等を交えて、主旨の確認、役員紹介などを行い、プロジェクトを始動させた。

令和3年5月　設立総会の様子

ミッション1

利用できるサービス等がなく、困難を抱えた住民の個別支援について、豊田市からの支援依頼を受け、居場所や生活改善の場等を創出し、提供する。

ミッション2

事業の根幹となる地域共生社会の推進に関する民間事業所への理解促進

Copyright (C) P-BEANS LLC. All Rights Reserved.

今年度テーマ「仲間づくり」と「おたがいを知る」

とよた 多世代参加支援プロジェクト Multi Participation Support

①団体構成 （令和４年１１月１日時点）

市内の法人又は事業所等　５９

【内訳】
- 高齢者関係　9（特養、認知症デイ、リハデイ等）
- 障がい者関係　16（生活介護、就労B型、自立生活センター等）
- 子ども関係　5（放デイ、通信学校、企業主導型保育園、プレーパーク等）
- 社協　13（各支所、出張所）
- その他　16（農業家、生花店、学生団体、フリースペース、便利屋さん等）

②ロゴマークの作成とLINE@運用開始

入会、非入会を問わず、LINE@への登録を促し「キモチ」のある方々への情報発信を実施。

Copyright (C) P-BEANS LLC. All Rights Reserved.

今年度は、「仲間づくり」と「おたがいを知る」

とよた 多世代参加支援プロジェクト Multi Participation Support

③活動内容

・新たな取り組みの創出に関して、関係者との意見交換など

例１）就労B型事業所の「園芸」事業にひきこもり青年が関われる仕組み

園芸農家 × B型事業所 × 多世代P

例２）児童養護施設の雑木林を「共生型の森」にする意見交換

児童養護施設 × 農業家 × 地域包括 × CSW × 多世代P

例３）若手農家さんのフィールドを活用して、引きこもりや困窮者などの多様な人たちが出入りして「仕事・居場所・役割」を作り出す仕組みづくり

地域包括 × 障がい事業所 × 農業家 × CSW × 多世代P

Copyright (C) P-BEANS LLC. All Rights Reserved.

参加支援事業で始まった取り組み

とよた
多世代参加支援プロジェクト
Multi Participation Support

兄18歳、弟16歳。幼い頃、両親と離れて、祖父母と暮らす。２人とも中学校に全く行けなかった。小物作りや木工作業を実施中。

16歳。小学校３年生から不登校状態。母親と離れて他人と過ごす時間を確保するために、月２回、ボラさんと過ごす。今日は、和菓子屋さんの化粧箱折りなどの軽作業を実施中。

Copyright (C) P-BEANS LLC. All Rights Reserved.

②再犯防止推進計画について

1　豊田市再犯防止推進計画の概要

豊田市 TOYOTA CITY

目指す姿

安心して　自分らしく生きられる　支え合いのまち
～誰一人取り残さない地域共生社会～

基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

重点施策

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む必要のある事業を横断的にまとめ、重点施策として設定

取組の柱	重点取組	具体的な取組（カッコ内は関連事業　※裏面参照）
1 （対象者を） つなぎ・ 見守る	刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進	①検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施（Ⅵ-1-①②⑤⑥⑦） ②矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施（Ⅵ-1-②⑤⑥⑦）
	地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築	①保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施（Ⅵ-1-②⑤⑥⑦） ②様々な支援者が参加する重層的支援会議の開催（Ⅵ-1-⑦） ③とよた多世代参加支援プロジェクトの活用（Ⅵ-1-⑧）
2 （支援者を） 支える	更生保護活動を行う民間協力者への活動支援	①民間協力者への連携体制の構築（Ⅵ-1-⑤⑥⑦） ②保護司の負担軽減、担い手確保（Ⅴ-1-②③④） ③協力雇用主等へのサポート体制の充実（Ⅴ-1-⑤）
3 （再犯防止を） 理解する	再犯防止の推進等に関する周知・啓発	①広報とよたを始めとする様々な手段による周知・啓発活動の実施（Ⅴ-2-①②③） ②多職種が参加する研修会等の開催（Ⅵ-1-②）

※重点取組事業のほか、「就労・住居」、「保健医療・福祉サービス」、「就学支援」、「民間協力者の活動支援」など分野別に事業を展開

重点取組１　刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進

①検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施

支援が必要な被疑者・被告人が**釈放される際、支援機関に確実に繋げられるよう、入口支援**をモデル的に実施

モデル実証のイメージ

名古屋地方検察庁 岡崎支部

弁護人

①情報提供

市福祉総合相談課

既存の制度から外れてしまったものの、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の情報を市に提供します。（包括的相談支援事業）

②支援会議

市福祉総合相談課

③面談

弁護人

市は、支援プラン作成に向けて支援会議を開催します。また、担当弁護人は支援に応じて更なる情報収集を行います。
(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

④釈放

対象者は、釈放後、市の窓口へ行き、支援希望の旨を伝えます。

⑤重層的支援会議

市福祉総合相談課

市は、本人からの同意を得た後、重層的支援会議を開催し、支援を開始します。
（多機関協働事業）

②矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施

支援が必要な対象者が**退所する際、市の支援機関に確実に繋げられるよう、出口支援**をモデル的に実施

モデル実証のイメージ

矯正施設（刑務所等）
保護観察所
地域生活定着支援センター

①情報提供

市福祉総合相談課

福祉的な支援が必要な対象者の情報について、市に情報提供します。
（包括的相談支援事業）

②支援会議　**③面談**

市福祉総合相談課

市は、支援プラン作成に向け、他の支援機関と情報共有します。また、必要に応じて入所中の本人と面談し、更なる情報収集を行います。
（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

④重層的支援会議

市福祉総合相談課

市は、退所後速やかに支援を開始できるよう、本人からの同意を得た後、入所中から重層的支援会議を開催します。
（多機関協働事業）

重点取組２　地域の支援者を巻きこんだ見守り支援体制の構築

①保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施

保護観察終了後も必要な支援が継続されるよう、**保護観察期間中からの支援**をモデル的に実施

重層的支援会議

市福祉総合相談課

市は、退所後速やかに支援を開始できるよう、本人からの同意を得た後、入所中から重層的支援会議を開催します。
（多機関協働事業）

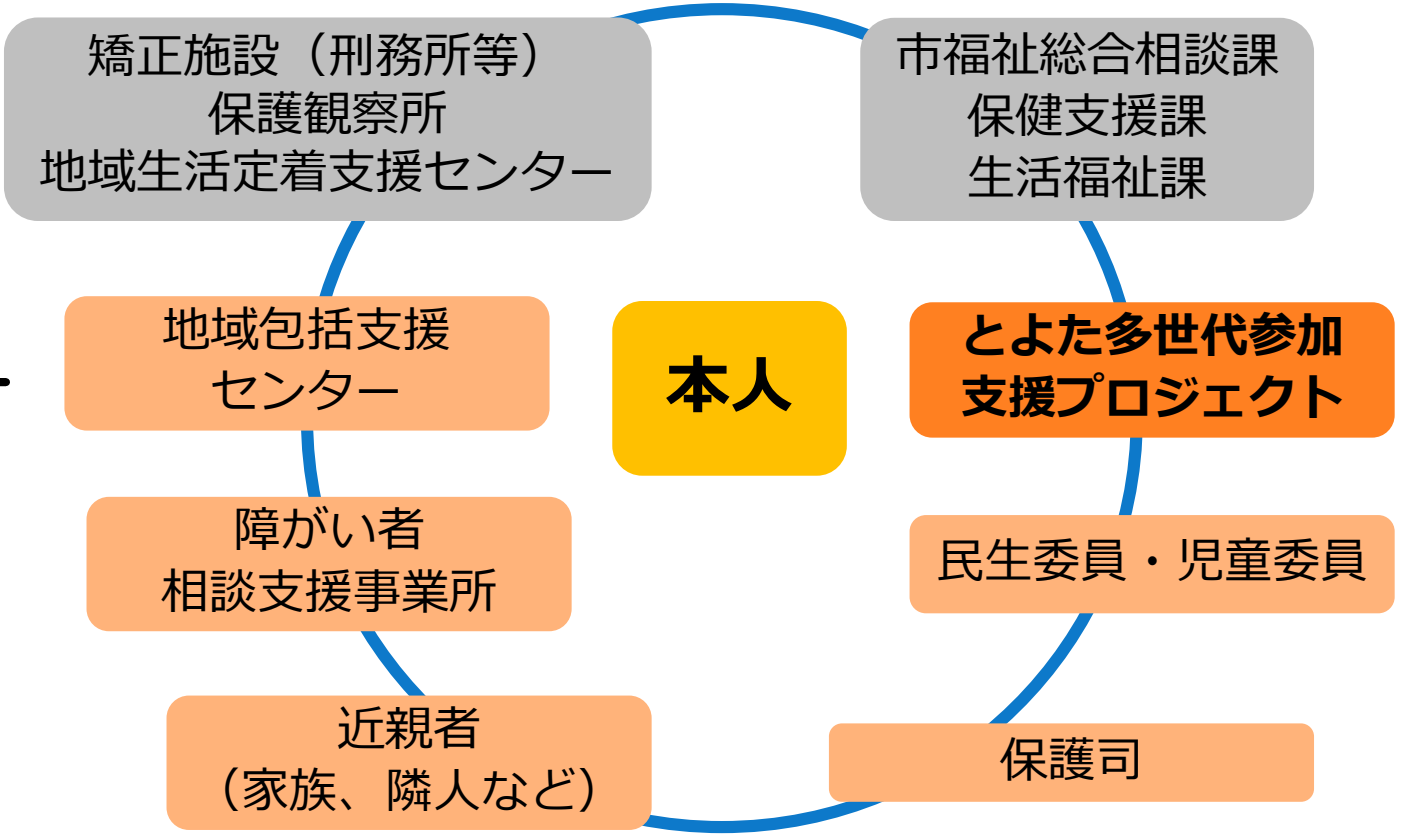

地方公共団体との協働について

令和5年2月15日

令和４年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会

東海・北陸ブロック専門研修会

愛知県地域生活定着支援センター

相談員　丹羽　宏太

本日、お伝えしたいこと

- 「地方再犯防止推進計画（地域福祉計画）」について
- 「入口支援」と「出口支援」

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（令和３年度）

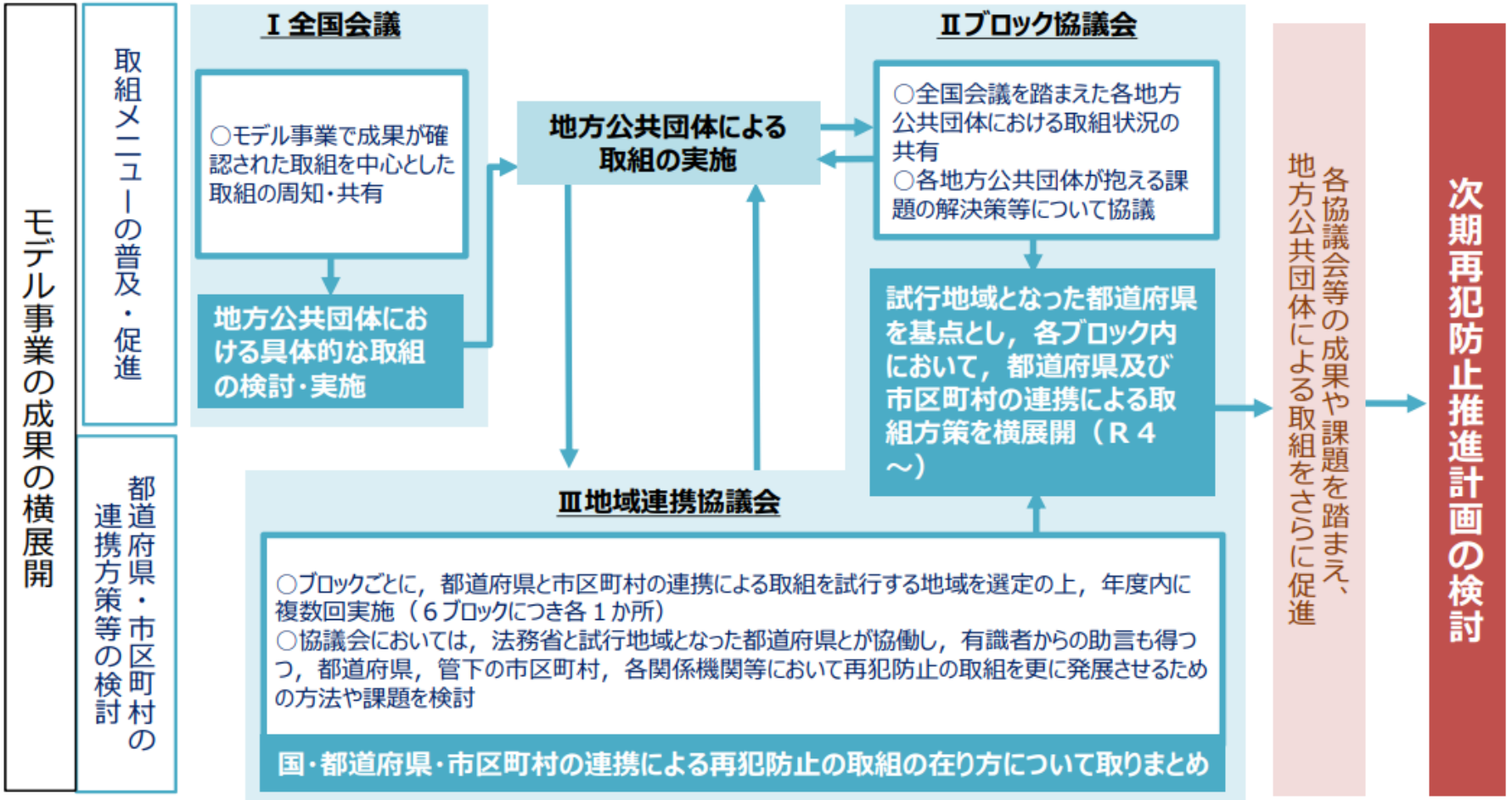

法務省ホームページ「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（令和3年度）」

第一次再犯防止推進計画
「地方公共団体との連携強化」

「再犯防止推進計画」（平成29年12月）における重点課題

【７つの重点課題と１１５の施策】

① 就労・住居の確保

・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討　等

③ 学校等と連携した修学支援

・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
・ 矯正施設からの進学・復学の支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導

・ アセスメント機能の強化
・ 特性に応じた効果的指導の充実
・ 効果検証・調査研究の実施　等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
・ 更生保護事業の在り方の見直し　等

⑥ 地方公共団体との連携強化

・ 地域のネットワークにおける取組の支援
・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進　等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

「地方再犯防止推進計画」策定努力義務

1-① 「地方再犯防止推進計画」とは

都道府県又は市町村（特別区を含む）が，
再犯防止等に関する施策について定める計画

「都道府県及び市町村は，（国の）再犯防止推進計画を勘案して，当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第８条第１項）
「都道府県及び市町村は，地方再犯防止推進計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表するよう努めなければならない」（第８条第２項）

14

R3.10.23「共生社会を創る愛の基金第10回シンポジウム」法務省大臣官房秘書課資料

「地域共生社会の実現」
厚生労働省

これまでの経過３）　「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

平成27年9月	**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）
平成28年6月	**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
12月	地域力強化検討会　中間とりまとめ
	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
平成29年2月	**社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を提出
	「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布 ※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月	地域力強化検討会　最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年4月	**改正社会福祉法の施行**
令和元年5月	**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**
7月	**地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ**
12月	**地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ**
令和2年3月	**社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**
6月	**改正社会福祉法の可決・成立**
	※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

8

R3.10.23「共生社会を創る愛の基金第10回シンポジウム」厚生労働省資料

「包括的な支援体制の整備」
国・都道府県・市町村の役割として

これまでの経過３）　「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（令和元年12 月26 日）（抄）

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

２ 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

４ 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

9

R3.10.23「共生社会を創る愛の基金第10回シンポジウム」厚生労働省資料

地域福祉計画の策定ガイドライン「共通して取り組むべき事項」

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1　市町村地域福祉計画＜P29～42＞

（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29～33>

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方
エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
⑥その他　　※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

（2）計画策定の体制と過程（主な項目）
・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し　など

＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞
・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
・他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に策定する等）

2　都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞

（1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43～47>

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ　地域住民等の参画の場の整備や既存施設等の活用
ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ　全庁的な体制整備

②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
⑥その他　　※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

（2）支援計画の基本姿勢
（3）支援計画策定の体制と過程
・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し　など

・福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WGを設置）　など

H29.12.12厚生労働省通知社援発1212第2号「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

令和4年度版再犯防止推進白書「地方再犯防止推進計画等策定数」

特3-1-1　地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）

地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別※1）

地方公共団体	策定数	単独で策定	他の関連計画※2へ包含して策定
都道府県	47	43	4
指定都市	18	9	9
その他の市町村（特別区を含む）	306	73	233

注　1　法務省調査による。
　　2　令和４年４月１日の数値である
※1　地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体も含む
※2　地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等

「再犯防止市町村担当課長連絡会議」愛知県

（参考１）刑事司法手続の概要

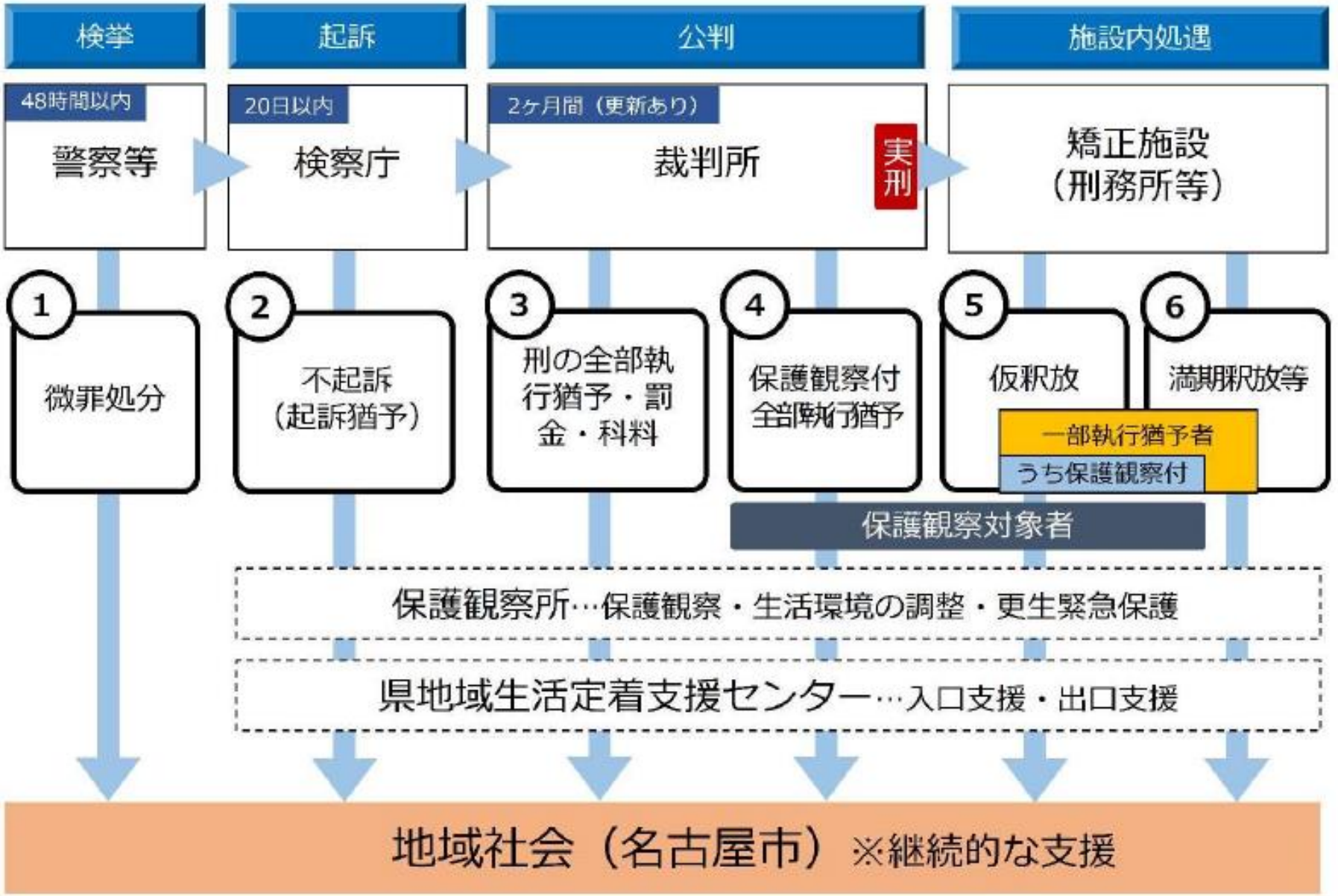

「名古屋市再犯防止推進計画」事務局（案）（R3.8.30時点）

令和4年度版再犯防止推進白書「地域福祉計画における位置付け」

- 法務省「令和4年度版再犯防止推進白書」第3章「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」第1節「高齢者又は障害のある者等への支援等」②「保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化」
- 「法務省、**検察庁**及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう周知」

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

（1）地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省、検察庁及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉

再犯防止推進白書 2022

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（【特集第３節-①-(2)】参照）。

（参考１）刑事司法手続の概要

「名古屋市再犯防止推進計画」事務局（案）（R3.8.30時点）

名古屋市再犯防止推進計画
「立ち直り支援コーディネート機関」

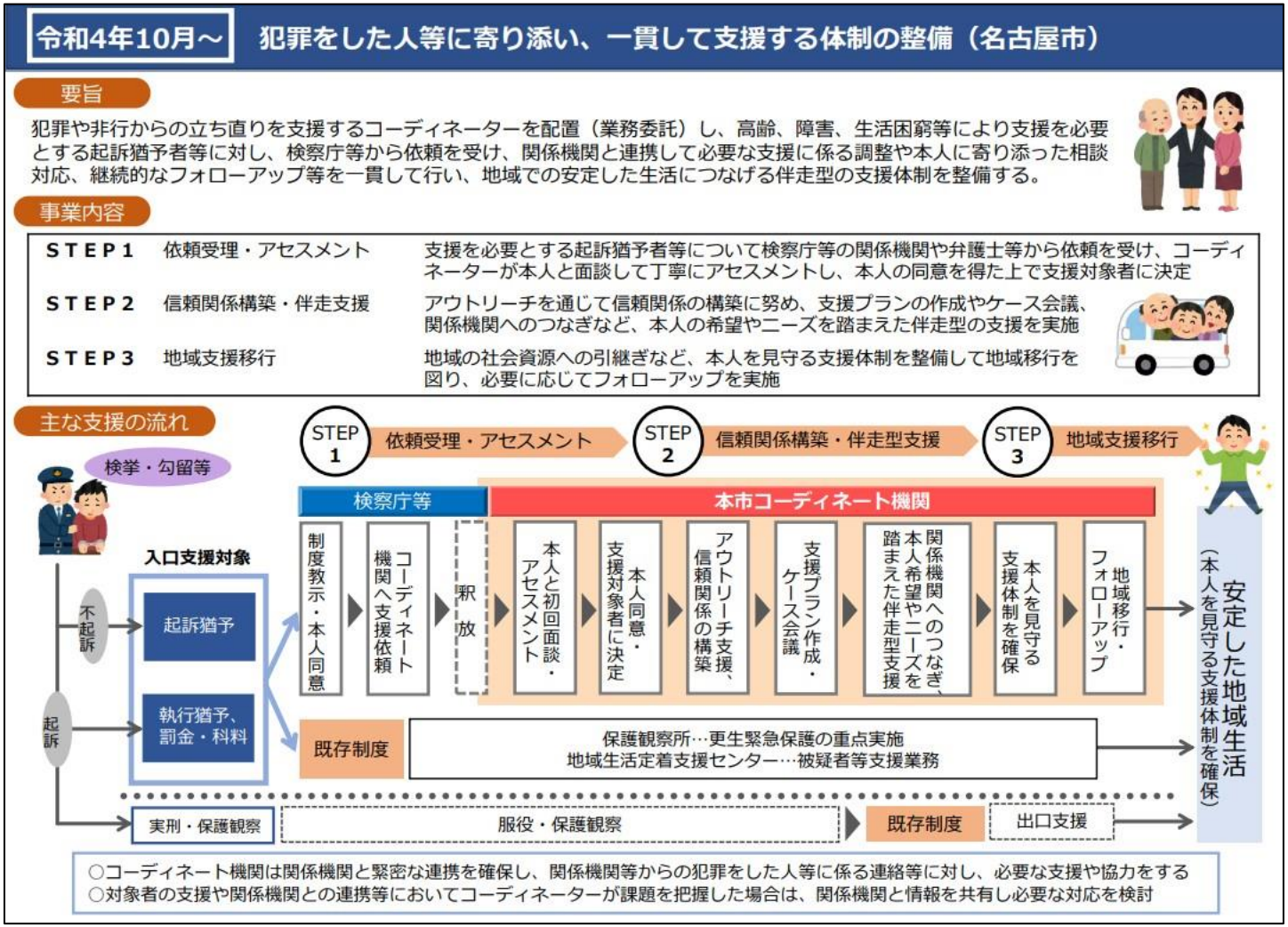

名古屋市ホームページ

コラム04「検察庁等と協働した社会的に孤立した地域住民への支援」

- 法務省「令和4年度版再犯防止推進白書」第3章「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」
- 令和3年10月4日付最高検察庁刑事政策推進室長事務連絡「いわゆる入口支援における保護観察所及び地域生活定着支援センターとの連携等について」

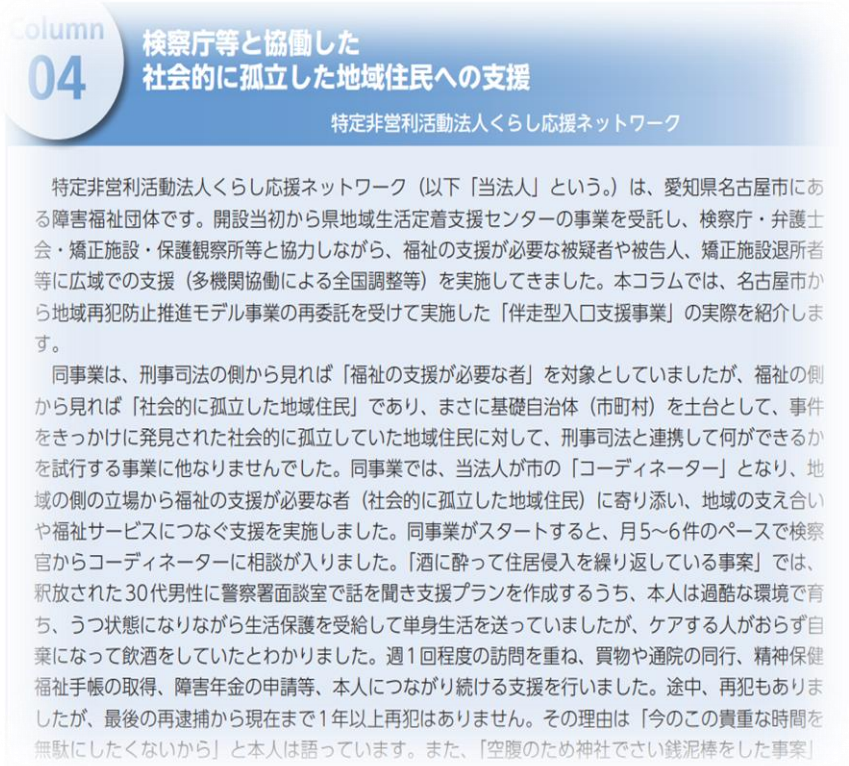

Column 04

検察庁等と協働した
社会的に孤立した地域住民への支援

特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク

特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク（以下「当法人」という。）は、愛知県名古屋市にある障害福祉団体です。開設当初から県地域生活定着支援センターの事業を受託し、検察庁・弁護士会・矯正施設・保護観察所等と協力しながら、福祉の支援が必要な被疑者や被告人、矯正施設退所者等に広域での支援（多機関協働による全国調整等）を実施してきました。本コラムでは、名古屋市から地域再犯防止推進モデル事業の再委託を受けて実施した「伴走型入口支援事業」の実際を紹介します。

同事業は、刑事司法の側から見れば「福祉の支援が必要な者」を対象としていましたが、福祉の側から見れば「社会的に孤立した地域住民」であり、まさに基礎自治体（市町村）を土台として、事件をきっかけに発見された社会的に孤立していた地域住民に対して、刑事司法と連携して何ができるかを試行する事業に他なりませんでした。同事業では、当法人が市の「コーディネーター」となり、地域の側の立場から福祉の支援が必要な者（社会的に孤立した地域住民）に寄り添い、地域の支え合いや福祉サービスにつなぐ支援を実施しました。同事業がスタートすると、月5~6件のペースで検察官からコーディネーターに相談が入りました。「酒に酔って住居侵入を繰り返している事案」では、釈放された30代男性に警察署面談室で話を聞き支援プランを作成するうち、本人は過酷な環境で育ち、うつ状態になりながら生活保護を受給して単身生活を送っていましたが、ケアする人がおらず自棄になって飲酒をしていたとわかりました。週1回程度の訪問を重ね、買物や通院の同行、精神保健福祉手帳の取得、障害年金の申請等、本人につながり続ける支援を行いました。途中、再犯もありましたが、最後の再逮捕から現在まで1年以上再犯はありません。その理由は「今のこの貴重な時間を無駄にしたくないから」と本人は語っています。また、「空腹のため神社でさい銭泥棒をした事案」

愛知県弁護士会との入口支援「相談依頼書」の運用

- 平成27年度から、愛知県弁護士会と連携し、定型書式「相談依頼書」を介した入口支援の取組を開始。愛知県弁護士会は、担当副会長のもと、刑事司法と福祉の連携に関する、委員会横断的な「チーム」を組織
- 「相談依頼書」の書式は、愛知県弁護士会の会員ページ「刑事弁護」からダウンロード可）。R4.12.31現在で、235件の相談。「被疑者等支援業務」へのつなぎ直しや、福祉サービスの調整など、必要な支援を実施

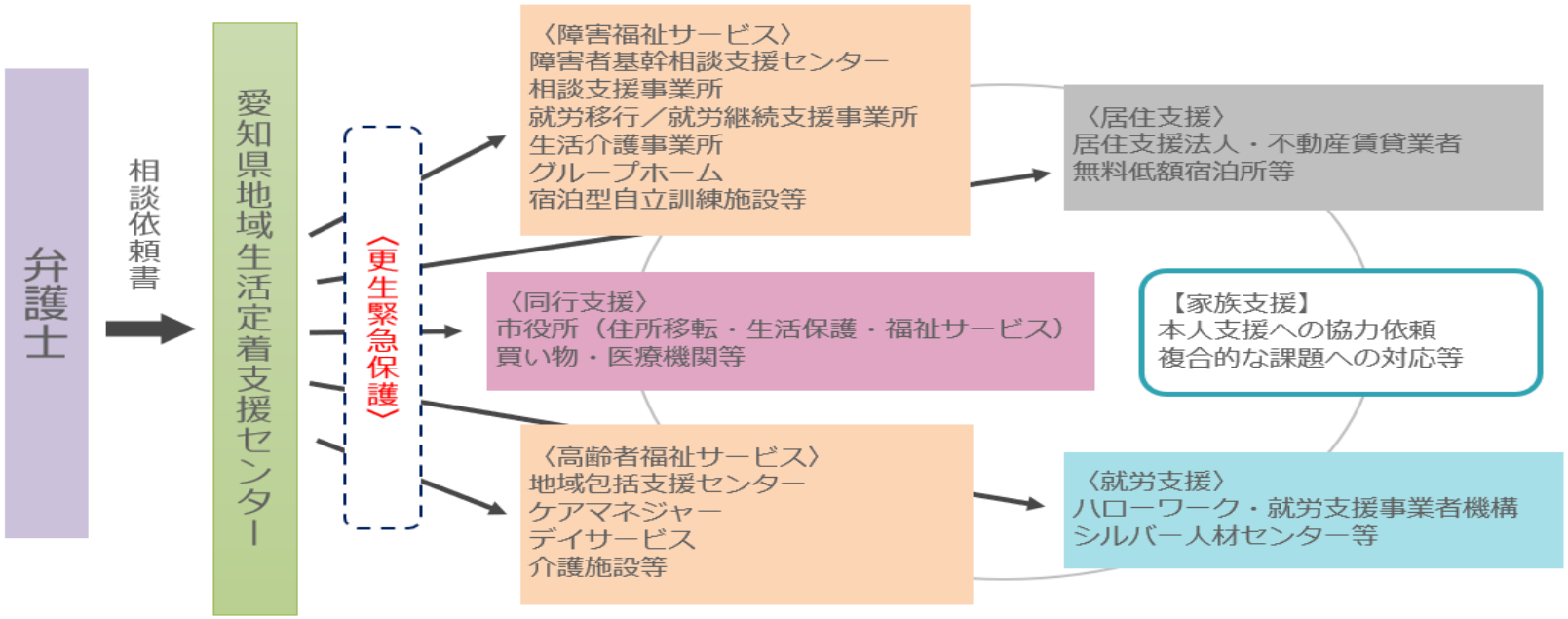

愛知県地域生活定着支援センター作成

豊田市との連携
「3世代丸ごと」の支援

刑事司法の中の「福祉の中立性」ある自治体との取り決め

事業の一般原則（「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」3の3（5））

「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ**中立的な姿勢を保つ**ことを心掛ける」

Q&A7-6「被疑者等支援業務では、**情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わない**」

（ある自治体との取り決め）

- 処分決定前に相談支援業務での**接見は**可。**弁護活動の一環（？）**ということで、できるだけ弁護士に同行して行ってください。なお、**接見や電話相談等を行った際は、必ず担当検察官に連絡を（二股調整防止）**入れてください。
- **更生緊急保護を活用することが見込まれる場合は、地検や保護観察所に必ず連絡を（全国一律の制度事業。民間独自の取組と衝突したらどうするか？）**入れてください。また、保護カードを出してもらえるよう、地検へ連絡を入れてください。
- 処分決定前に同意書を取得する必要がある場合は、「（様式2）個人情報使用にかかる同意書」を取得し、**釈放後に改めて「（様式5）支援にかかる同意書」を取得（二股調整防止）**する。

福祉は、福祉の動機で本人に会いに行き、福祉の立場で、福祉の計画を書く

× 検察庁、弁護士、矯正施設、保護観察所などから依頼がなければ、動かない福祉（福祉の対象者を、福祉以外の人が、福祉以外の目線で決めてしまう）

○ 対象者の決定の段階から、福祉もしっかり入る。日頃から、福祉は、検察庁、弁護士、矯正施設、保護観察所などにアウトリーチする

× 検察庁の様式の計画書、弁護士の様式の計画書（「更生支援計画」と呼ばれるもの）、保護観察所の様式の計画書を用いて、計画を書く（福祉の目的が、検察庁、弁護士、保護観察所と一緒になる）

○ 福祉は、福祉の様式で、福祉の計画を書く

× 福祉は、何でもできる相談窓口があり、即効性がある

（参考１）刑事司法手続の概要

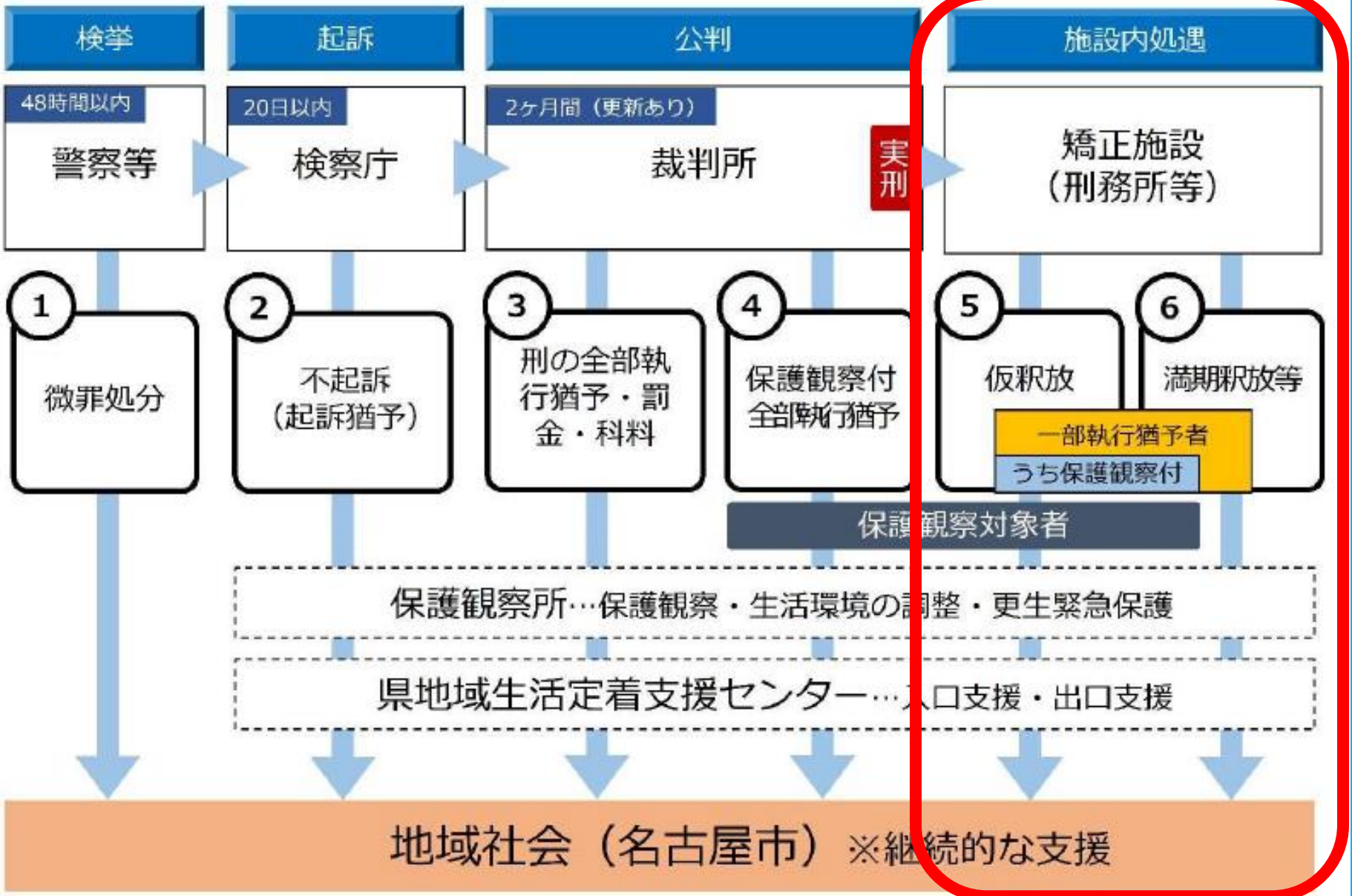

「地域生活移行個別支援特別加算」（障害者の地域移行支援）

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、**報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価**している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の**専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。**

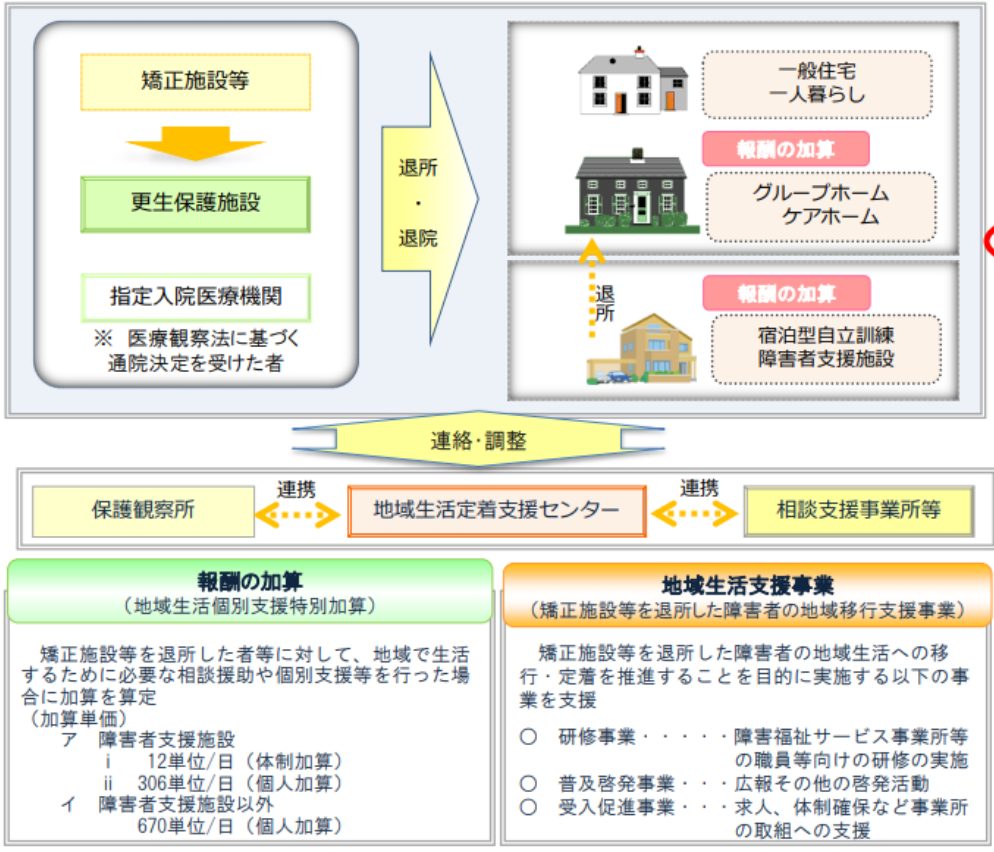

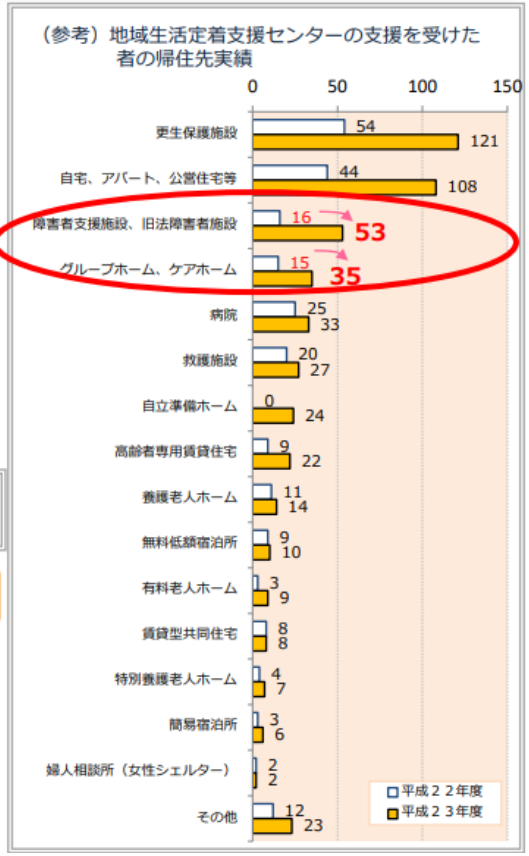

報酬の加算
（地域生活個別支援特別加算）

矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定

（加算単価）
- ア　障害者支援施設
  - i　12単位/日（体制加算）
  - ii　306単位/日（個人加算）
- イ　障害者支援施設以外
  - 670単位/日（個人加算）

地域生活支援事業
（矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業）

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的に実施する以下の事業を支援

- ○ 研修事業・・・・・障害福祉サービス事業所等の職員等向けの研修の実施
- ○ 普及啓発事業・・・広報その他の啓発活動
- ○ 受入促進事業・・・求人、体制確保など事業所の取組への支援

H31.11厚生労働省から提供

名古屋市重層的支援体制整備事業「包括的相談支援チーム」

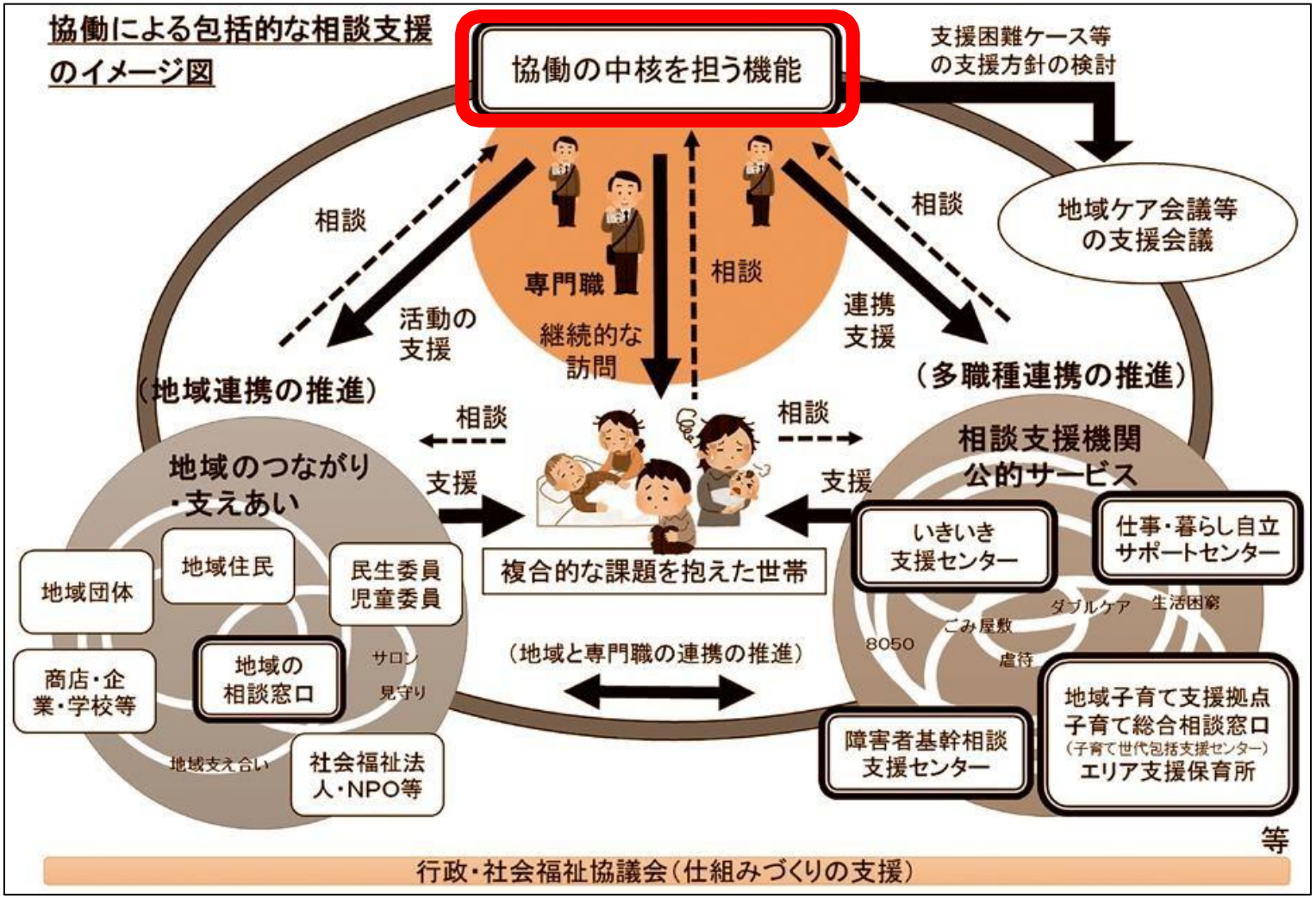

名古屋市地域福祉計画（なごやか地域福祉2020）

重層的支援との連携事例（特別調整）
だんだん「地域」に愛着が

言葉にしづらい生活のしづらさに、地域で、センターにも並走してくれた

市町村の「再犯防止担当者」になったら？

- 地方再犯防止推進計画の所管部署は？
- 目的は？（社会的包摂？安全安心なまち？）
- 位置付けは？
- 計画期間は？（自自治体の地域福祉計画の見直し時期に合わせる？）
- 構成員は？
- 何に価値を置くか？